

国際戦略総合特別区域計画

作成主体の名称：愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、坂祝町、川辺町、御嵩町、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、清水町、名古屋港管理組合、三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、株式会社SUBARU、東レ株式会社、川崎岐阜協同組合、ウイングフィールド株式会社、アイコクアルファ株式会社、愛知海運株式会社、株式会社青山製作所、曙工業株式会社、旭精機工業株式会社、熱田起業株式会社、荒川工業株式会社、株式会社池戸製作所、株式会社石川精工、石敏鐵工株式会社、イズテック株式会社、株式会社磯村製作所、伊藤鉄工株式会社、株式会社エアロ、大羽精研株式会社、大見工業株式会社、尾張精機株式会社、株式会社加藤カム技研、有限会社加藤精密工業、株式会社加福製作所、株式会社蒲郡製作所、株式会社カマタ製作所、木下精密工業株式会社、株式会社銀星、有限会社クズハラゴム、株式会社グローバル・アシスト、株式会社小池製作所、株式会社弘和テック、株式会社小坂鉄工所、株式会社近藤機械製作所、株式会社最新レーザ技術研究センター、株式会社三技、株式会社三光製作所、株式会社三光刃物製作所、三洋機工株式会社、株式会社真功社、シンフォニアテクノロジー株式会社、株式会社杉浦機械、株式会社スズキプレス、株式会社関山、株式会社高木化学研究所、高木工業株式会社、高砂電気工業株式会社、高須工業株式会社、玉川工業株式会社、株式会社タマリ工業、中部日本マルコ株式会社、株式会社TEKNI A、株式会社テックササキ、東南精機株式会社、東陽工業株式会社、東洋航空電子株式会社、東レハイブリッドコード株式会社、トーカロ株式会社、中村鉄工株式会社、株式会社中村鉄工所、名古屋品証研株式会社、南天工業株式会社、株式会社西村製作所、PDエアロスペース株式会社、ピーピージー・ジャパン株式会社、株式会社フジワラ、株式会社放電精密加工研究所、株式会社松浦、株式会社松江鉄工所、マツダ化工株式会社、株式会社松原製作所、株式会社瑞木製作所、三菱ケミカル株式会社、三菱重工航空エンジン株式会社、株式会社美和製作所、三鷹製版株式会社、明光工業株式会社、株式会社名光精機、株式会社モリタアンドカ

ンパニー、株式会社山一ハガネ、株式会社山下工作所、輸送機工業株式会社、株式会社吉見製作所、菱輝金型工業株式会社、株式会社レーザックス、株式会社和田製作所、渡辺精密工業株式会社、株式会社IAC、アイギ工業株式会社、葵工機株式会社、旭金属工業株式会社、株式会社天野工業、株式会社岩田製作所、株式会社岩田鉄工所、岩戸工業株式会社、イワキ工業株式会社、APCエアロスペンシャルティ株式会社、恵那機器株式会社、榎本ビーエー株式会社、株式会社オイダ製作所、株式会社大橋鉄工所、有限会社大堀研磨工業所、偕行産業株式会社、各務原航空機器株式会社、株式会社加藤製作所、株式会社加藤製作所、金属技研株式会社、株式会社郡上螺子、有限会社ケーテクニカ、近藤技研株式会社、株式会社信立、有限会社角野製作所、誠和工業株式会社、株式会社太平洋久世製作所、樋屋ティスコ株式会社、帝人株式会社、天龍コンポジット株式会社、徳田工業株式会社、鳥羽工産株式会社、有限会社名古屋鉄工所、ナブテスコ株式会社、株式会社ナベヤ製作所、日電精密工業株式会社、日本プレス工業株式会社、株式会社服部精工、早川工業株式会社、早川精機工業株式会社、株式会社光製作所、有限会社フジワテック、株式会社ペテマス、株式会社マルケン工業、瑞浪精機株式会社、株式会社水野鉄工所、株式会社瑞穂製作所、名北工業株式会社、メイラ株式会社、株式会社ヤシマ、ヨシテック工業株式会社、株式会社和興、NTN株式会社、エバ工業株式会社、キクカワエンタープライズ株式会社、株式会社北岡鉄工所、航空機部品生産協同組合、真和工業株式会社、株式会社水貝製作所、大起産業株式会社、東洋工業株式会社、東洋精鋼株式会社、株式会社トピア、株式会社中村製作所、株式会社南条製作所、株式会社光機械製作所、光精工株式会社、株式会社F E E D、扶桑工機株式会社、マコトロイ工業株式会社、三重樹脂株式会社、株式会社I H I エアロマニュファクチャリング、愛光電子株式会社、株式会社アップルハイテック、飯田精機株式会社、飯田精密株式会社、イデアシステム株式会社、株式会社牛越製作所、有限会社大島電子、岡谷熱処理工業株式会社、株式会社小野製作所、加賀ワークス株式会社、株式会社共進精工、株式会社協電社、株式会社協和精工、クロダ精機株式会社、株式会社乾光精機製作所、K O A株式会社、コーエー精機株式会社、山京インテック株式会社、三洋工具株式会社、三和ロボティクス株式会社、株式会社JMC、シキボウ株式会社、株式会社しなの工業、新和工機株式会社、株式会社伸和工作、株式会社D A I K O T O O L、株式会社ダイヤ精機製作所、株式会社タカモリ、多摩川精機株式会社、多摩川テクノクリエーション株式会社、多摩川パーツマニュファクチャリング株式会社、多摩川マイクロテック株式会社、塚田理研工業株式会社、株式会社都筑製作所、株式会社ティーエー・システム、株式会社テク・ミサワ、株式会社デジタル・スパイス、長野鍛工株式会社、株式会社なかみつ、ナカムラマジック株式会社、株式会社南信精機製作所、C R E S T P R E C I S I O N株式会社、株式会社n i t t o h、日本ミクロン株式会社、株式会社N E X A S、有限会社野中製作所、株式会社ハイデックス、株式会社浜島精機、株式会社林精機、株式会社ピーエーイー、

株式会社平出精密、平沢電機株式会社、平和産業株式会社、株式会社松本精密、有限会社丸高製作所、株式会社マルヒ、株式会社丸宝計器、株式会社丸安精機製作所、株式会社METALSMITH、有限会社森脇精機、株式会社矢崎製作所、株式会社ヤマト、大和電機工業株式会社、有限会社ユーズテック、有限会社横河計器製作所、株式会社ヨシカズ、アイティーオー株式会社、アツミ工業株式会社、有限会社岩倉溶接工業所、株式会社エステック、株式会社オリオン工具製作所、金子歯車工業株式会社、サカイ産業株式会社、株式会社桜井製作所、SHODA株式会社、城北機業株式会社、株式会社中遠熱処理技研、株式会社テクノ・モーターエンジニアリング、浜松ホトニクス株式会社、富士工業株式会社、株式会社ブローチ研削工業所、株式会社平安コーポレーション、マシン・テック・ヤマシタ有限会社、株式会社焼津精機、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社八十二銀行、株式会社静岡銀行、株式会社清水銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社三十三銀行、株式会社百五銀行、株式会社京都銀行、株式会社百十四銀行、株式会社長野銀行、株式会社あいち銀行、株式会社名古屋銀行、諏訪信用金庫、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、浜松磐田信用金庫、沼津信用金庫、三島信用金庫、遠州信用金庫、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、知多信用金庫、豊川信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫、中日信用金庫、北伊勢上野信用金庫、桑名三重信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、長野県信用組合、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人中部経済連合会、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター、中部国際空港株式会社、名古屋商工会議所、国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学

1 国際戦略総合特別区域の名称

アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区

2 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターを形成する

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が、世界経済に大きな影響を与えており、様々な産業が影響を受ける中で、特に航空関連産業は未曾有の試練に直面している。その中で、航空機の需要も大幅に減少し、航空機メーカーにおいては、生産計画の見直し等の対応を余儀なくされて

いる。メーカーの生産調整により、中部地域の航空機製造サプライヤーは大きな打撃を受けている。

しかしながら、これまでも、世界の航空関連産業は湾岸戦争、アメリカ同時多発テロやSARS（サーズ：重症急性呼吸器症候群）などの外的要因により人の移動が制限され、その影響を受けてきたが、その都度、原因の収束後は数年のうちに航空旅客需要は混乱が起こる前の長期予測の成長曲線に回復してきたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の収束後も同様に、航空旅客需要が回復し、それに伴い航空機の製造需要も小型機から順に戻ってくると言われている。

その後は、アジアをはじめとする世界的な航空旅客需要の拡大が見込まれる中で、日本の航空機・部品生産額の約5割、航空機体部品では約7割を生産している中部地域では、航空宇宙関連産業の一大集積地の形成を図り、米ボーイング社の主力ワイドボディ機787の生産、次世代大型旅客機777Xの生産開始への対応などにより、航空宇宙産業のより一層の生産高の増加を目指している。

一方で、新興国であるアジア各国において、韓国で、慶尚南道をコア拠点に、国内数カ所に有望拠点を定め、インフラ造成事業等関係企業のさらなる国際競争力確保に資する政策支援を行い、集積促進を進めており、また、台湾では、北部、中部、南部の3地域で集積形成を図り、企業競争力に資する集中的な政策資源の投入を実施している。また、中国においては、天津にエアバス社の小型旅客機A320の最終組立工場が稼動し、欧米エンジン、装備品メーカーとの共同開発、部品製造拠点が各地に整備されるなど、海外企業の積極的な取り込みと自国企業の高度化を後押しする政策支援が行われており、国・地域を挙げた航空宇宙関連産業の振興、シェア拡大に取り組んでいる。

こうした状況下、産・学・官を挙げた「航空宇宙産業フォーラム」をはじめとするこれまでの地域の取組を基盤に、アジア等新興国の追随を許さない欧米先進地域と肩を並べるような航空宇宙関連産業の一大集積地の形成を図るため、総合特別区域法により「特定国際戦略事業」に位置づけられている「複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業」等を展開する地区について総合特区としての指定を受け、機体（構造・機器）メーカー及びそれらを支える関連中小部品メーカー等の国際競争力を確保し、市場拡大の後押しを行う。

我が国の航空機メーカーが、引き続き国際共同開発事業において主導的地位を維持するため、新規立地・設備投資しやすい環境を整備し、加えて我が国主導の民間機開発を進めるとともに、中小企業の集団化・共同化による部品の一貫生産・供給体制の構築などにより製造コストの低減を図り、国際競争力の強化、地域の総合的なものづくり力の強化につなげる。

さらに、航空宇宙関連産業のシェア拡大、利益率の高いMRO（Maintenance Repair and Overhaul：保守・点検、修理・整備、重整備）サービスまで展開するため、材料を含む研究開発から、設計・開発、飛行試験、製造・販売、保守管理までの一貫したソリューションを提供する体制が整備されたアジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターの形成に向け、研究開発拠点の整備等に係る取組を推進する。そして、多くの部品製造を担う、他産業を含めた優れた中小企業の新規参入や販路開拓を促進し、産業を支える人材の育成・確保等、厚みを持った総合的な取組を

行うことにより、これまでの日本の強みであった“モノづくり”の頂点に立つ先端技術集約型産業である「航空宇宙産業」の振興により、自動車に続く次世代産業として育成し、「技術立国・日本」の成長・発展を牽引していく。

【解説】

(航空機産業は中長期的に確実に拡大する成長産業)

- 航空旅客輸送量は、今後 20 年間に於いて、世界全体で約 2.2 倍に拡大 (年率 4.0%の伸び)、特にアジア・太平洋地域では、年率 4.8%と大きな伸びが見込まれ、世界最大の市場に成長することが見込まれている。また、こうした航空旅客需要の伸びに従い、今後 20 年間で、世界の航空機 (ジェット機) 需要は約 1.7 倍、アジア・太平洋地域では、約 2.2 倍となる見込みである ((一財)日本航空機開発協会「民間航空機に関する市場予測 2020-2039」)。
- このように、世界的に航空機需要の拡大が見込まれる中で、我が国の航空宇宙産業の生産額は約 1.8 兆円、これはアメリカの約 10 分の 1、アメリカを除く航空機先進国 (フランス、ドイツ、イギリス、カナダ) の約 3 分の 1 程度にとどまっており、逆に見れば、我が国の航空機産業が伸びる余地は大きい。

(宇宙産業は新興国の宇宙活動活発化によりシェア拡大の好機)

- 近年の急速な技術革新等に伴う宇宙技術のコモディティ化により、特に中国やインドを始めとするアジア近郊の新興国において、宇宙活動が急速に活発化しており、多くの人工衛星打ち上げが計画されているが、必ずしも自国内に宇宙産業基盤を有していないため、我が国が宇宙産業のシェアを拡大していく上で、好機となりつつある。

(航空宇宙産業は日本の強みを発揮でき、国際競争の最前線で伍していける分野)

- 米ボーイング社の航空機国際共同開発において、日本の生産分担比率は、15% (ボーイング 767)、21% (777) と着実に拡大し、中型旅客機 787 では 35% (すべて愛知・岐阜地域で生産) と、ボーイング社と同率となるまで高まった。同機は、世界的なベストセラー機となっているが、愛知・岐阜地域に製造拠点を有する日本の企業が、その高い技術力によって売上の増大に大きく寄与している。
- また、機体の軽量化や燃費の向上のため、複合材の使用範囲が拡大しており、その主なものが CFRP (carbon fiber reinforced plastics: 炭素繊維複合材) である。例えば、ボーイング 787 では、主翼や尾翼、胴体が CFRP 製で、使用比率は約 50%に達している。この CFRP をボーイング社に独占的に供給しているのが東レ(株)である。また、日本の航空機エンジンメーカーは国際共同開発に参画して重要部位を担当し、装備品などでも日本企業は優れた技術を保有している。
- 宇宙産業の分野でも、当地域で開発・最終組立が行われている基幹ロケットのうち H-II B

ロケットについては、平成 27 年 8 月に国際宇宙ステーションへの補給機「こうのとり」の打ち上げに成功し国際プロジェクトに貢献した。その後、令和 2 年 5 月の打ち上げをもって退役した。H-II A ロケットについては、平成 27 年 11 月に国産ロケットとして初の商業衛星の打ち上げに成功している。基幹ロケットの打ち上げ成功は、H-II A/B ロケットあわせて連続 47 回を数えており、当地域を拠点に開発が進められてきた我が国の基幹ロケット打ち上げ技術は、世界的にも高い水準にある。当地域は、日本の宇宙関連企業の 2 割が集積し（全国 97 社のうち 21 社が当地域に所在）、基幹ロケット、人工衛星、輸送機、宇宙ステーションの研究開発・製造の拠点となっており、平成 26 年度からは、次期基幹ロケット「H3 ロケット」の開発も進められ、令和 3 年度には試験機の打ち上げが予定されている。

（航空宇宙産業は、裾野が広く、技術波及効果が大きい先端技術集約型産業）

- 航空機の部品点数は、自動車の 100 倍以上（自動車 1 台当たり 2～3 万点に対し、航空機 1 機は 300 万点）であり、大手重工メーカーの一次下請けが約 1,200 社、従業員約 2 万人に上るなど、航空宇宙産業は、裾野が広く、機械・電気・部品・素材など広範多岐にわたる産業分野を集約する総合産業である。
- 構成部品や素材に対して、信頼性・安全性・軽量化・高性能化等の観点から、非常に厳しい技術的要求（例えば、低温・高温等の極限環境でも自動車の 100 分の 1 の故障率など）がなされ、それにより、多くの産業の技術進歩が促進されてきた。また、航空機産業の技術波及効果は、自動車の 3 倍、産業波及効果の 9 倍と言われるなど、航空機産業で培われた技術は、幅広い産業に波及することとなる。当地域かつ我が国の主要産業でもある自動車、機械、素材産業との関係で具体的な例を挙げれば、自動車産業におけるエンジンの電子制御、ターボチャージャー、ディスクブレーキ、機械産業における難切削材の加工技術、アクチュエーター技術、素材産業における軽量・高強度複合材料、軽量、耐熱合金等があり、航空宇宙産業の振興は、当地域における他の主要産業の活性化につながっている。
- このように航空宇宙産業は、国の全産業の頂点に立つ技術先端型産業であり、国の経済社会の活力の向上や持続的発展に大きく寄与するものである。先進国における工業力の象徴として、アメリカ、ヨーロッパなどでは、国策として、その振興に力が入れられており、近年、小型・中型ジェット旅客機に関しては、日本だけでなく、中国やロシアも国家事業として市場参入を目指している。

（航空輸送システムの根幹を海外に大きく依存すべきではない）

- 我が国の航空輸送規模は世界的にも上位に位置しながら、そのシステムの根幹を我が国の技術・産業が提供しておらず、海外の巨大企業に独占されることは国家安全保障上も問題となる。

以上のような様々な理由から、「航空宇宙産業」を我が国経済の成長エンジンとなる産業と位置づけ、重要な国家戦略として、その振興に取り組むことが必要となっている。

内閣官房の基幹産業化に向けた航空ビジネス戦略に関する関係省庁会議が平成 27 年 12 月に決定した「航空産業ビジョン」では、政府として、今後、完成機、エンジン、装備品等様々な分野で国産比率を高め、自動車に続く我が国の基幹製造産業として発展させることを目指すとされている。さらに、宇宙開発戦略本部が令和 2 年 6 月に決定した「宇宙基本計画」では、多様な国益に貢献するため、戦略的に同盟国等とも連携しつつ、宇宙活動の自立性を支える産業・科学技術基盤を強化し、宇宙利用を拡大することで、基盤強化と利用拡大の好循環を実現する、自立した宇宙利用大国を目指すとしている。

我が国企業が、航空機産業において、従来の欧米メーカーからの受託生産から自立した完成機メーカーとして脱皮する重要な段階を迎え、宇宙産業において、新たな市場獲得に乗り出そうとしている今、国を挙げた取組が求められる。

そうした中で、我が国最大の航空宇宙産業集積地である愛知・岐阜・三重・長野・静岡地域において、国際戦略総合特区の支援措置を活用しつつ、航空宇宙関連産業に関する生産機能（とりわけマザー工場）を維持・強化するとともに、先進的な航空輸送システムや宇宙機器の研究開発が行われる一大拠点を形成し、我が国の産業構造の転換・高度化に向けた中核的・先導的役割を果たし、また、日本の総合技術システム産業の国際的地位の向上にも大きく貢献することにより、日本全体の成長・発展につなげていく。

② 評価指標及び数値目標

評価指標（１）：中部地域における航空宇宙産業の生産高

数値目標（１）：令和 7 年度までに令和元年度実績（10,818 億円）まで回復

評価指標（２）：中部地域における航空機・部品の生産高

数値目標（２）：令和 7 年までに令和元年実績（7,796 億円）まで回復

評価指標（３）：中部地域における航空宇宙関連輸出額

数値目標（３）：令和 7 年度までに令和元年度実績（3,692 億円）まで回復

評価指標（４）：中部地域における航空宇宙関連の工場等の新增設件数

数値目標（４）：令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で 5 件の増加

3 特定国際戦略事業の名称

アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターを形成し、先端技術集約型産業である「航空宇宙産業」を振興するとともに、自動車に続く次世代産業として育成し、「技術立国・日本」の成長・発展を牽引するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、製造コスト低減によ

る国際競争力アップ、企業が新規立地・設備投資しやすい環境整備、中小企業の新規参入・販路開拓支援、専門的人材の育成・確保の推進、航空機イノベーション拠点の整備に係る取組を行っていく。

- ① ボーイング787等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業）、別紙1-1）
- ② ボーイング787等量産事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1-2）
- ③ 関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1-2）
- ④ ボーイング777X開発・量産事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1-2）
- ⑤ ボーイング787等量産事業（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1-5）
- ⑥ 関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1-5）
- ⑦ ボーイング777X開発・量産事業（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1-5）
- ⑧ 宇宙機器開発・供給事業（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1-5）

4 その他国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

i) 一般国際戦略事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定国際戦略総合特区事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

- ① <<次世代航空機開発促進事業>>、<<地域発！国際戦略総合特区支援事業>>（<<地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業）>>、別紙1-4）

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙1-9）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

- ・航空機の部分品等の免税（関税暫定措置法第4条）手続きの事務負担の軽減を図るため、免税手続きに必要となる「減免税物品に関する帳簿」について、関税暫定措置法基本通達に定める様式（P-1000）にかかわらず、関税暫定措置法施行令で求めている事項が記載された社内帳簿等の利用を可能とする措置について平成24年6月29日付けで関税暫定措置法基本通達が改正された。
- ・生産能力の抜本的拡充を図るため、増築部分が現行基準に適合し、既存部分が新耐震基準に適合する場合に、既存不適格建築物のまま増築可能な部分の既存部分に対する比率の上限である1/2を超えて増築可能とする措置について平成24年9月20日付けで建築基準法施行令が改正された。
- ・国との協議の結果、国際戦略総合特区計画の中に盛り込むことにより認定市町村が条例で重複

緑地の算入率を独自に定めることや、地方公共団体が個別に規則等を制定することにより、壁面緑地の面積算定方法を独自に定めることが実現可能であることを確認できたことから、名古屋市、半田市及び各務原市において条例で重複緑地の算入率を独自に定めるとともに、名古屋市において個別に規則等を制定することにより、壁面緑地の面積算定方法を独自に定めた。

iii) 目標に対する評価の実施体制

毎年度、単年度ごとの実績（生産高等）と数値目標までのトレンドとの乖離を把握し、国際戦略総合特別区域計画に位置づけた事業等の進捗状況と併せて、愛知県のホームページ上で公開する。

また、数値目標に対する達成度のほか、国際戦略総合特別区域計画に位置づけた事業等の進捗状況や効果の評価を地域協議会の構成員全員で共有し、今後の課題と取組の方向性等について協議を行う。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【1 / 15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

各務原市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を川崎重工業(株)岐阜工場において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を各務原市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

各務原市、川崎重工業(株)

③事業が行われる区域

岐阜県各務原市川崎町 1 番地を代表する地番とする事業所（川崎重工業(株)岐阜工場）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、各務原市議会への条例案上程、議決を経て、平成 24 年 10 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、川崎重工業(株)岐阜工場敷地区域では「工場立地に関する準則」による緑地面積率が適用されている。本事業により、各務原市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 中胴の製造等）

4 当該特別の措置の内容

各務原市総合特別区域法第 23 条第 1 項に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

各務原市川崎町 1 番地を代表する地番とする川崎重工業株式会社岐阜工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地（※）の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 各務原市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

なお、川崎重工業(株)岐阜工場は、工場立地法施行（昭和49年）以前に設置されていた工場にかかる特例の対象工場であり、現在適用されている緑地面積率等の基準のもとでの生産施設の新増設ができないため、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（一定規模の緑地等の確保による環境保全）川崎重工業(株)岐阜工場の境界総延長の30%程度は、住宅や商業施設など環境保全の必要性が高い区域と隣接しているが、以下の理由から緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上としても、これらの区域との調和を図ることが可能である。

- ・同工場の現状としては、工場境界付近の緑地の割合が高くなっているが、今後の施設整備に際しては、工場境界のうち住宅や商業施設と隣接している部分については、既存の緑地を削減しないことに加え、できる限り新たな緑化も進めていく方針を有しており、境界総延長の30%程度に相当する環境保全の必要性が高い隣接区域に配慮していくこと。
- ・同工場の南側及び南西方向は航空自衛隊岐阜基地の敷地となっており、飛行場の滑走路及びそれを取り囲む広大な緑地が広がっているほか、さらにその南部には相当の山林部分があること。また、北側は山林などの緑地部分もあること。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率(25%以内)を制定した当時(平成16年度)と比較して屋上緑化の技術が向上したこと。

イ 川崎重工業(株)岐阜工場においては、周辺での新たな土地の確保が困難となっており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、各務原市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【2 / 15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

名古屋市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を三菱重工業(株)大江工場、東レ(株)名古屋事業場、その他の特区内において複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業を実施する事業者において構築し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を名古屋市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

名古屋市、三菱重工業(株)、東レ(株)、その他の特区内において複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業を実施する事業者

③事業が行われる区域

三菱重工業(株)大江工場周辺地区（愛知県名古屋市の区域のうち名鉄常滑線、山崎川、名古屋港、大江川で囲まれた区域）

④事業の実施期間

国際戦略総合特別区域計画認定後、名古屋市会への条例案上程、議決を経て、平成 25 年 4 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、三菱重工業(株)大江工場周辺地区では、「工場立地に関する準則」（平成 10 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。以下「立地法準則」という。）による緑地面積率及び環境施設面積率が適用されている。本事業により、名古屋市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

- ①複合材料を使用した航空機の機体等の製造に関する設備（ボーイング 787 主翼の製造など航空宇宙部品等）
- ②複合材料を使用した航空機の機体の製造及び航空機部材に使用される複合材料素材に係わる研究開発に関する設備（ボーイング 787 の機体向け中間基材強化材の製造やその他航空機向け部材用素材の研究・開発）
- ③その他複合材料を使用した航空機の機体の研究開発又は製造に関する設備

4 当該特別の措置の内容

国際戦略総合特区緑地面積率等緩和条例（以下「特区条例」という。）を制定し、立地法準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

三菱重工業(株)大江工場周辺地区（愛知県名古屋市の区域のうち名鉄常滑線、山崎川、名古屋港、大江川で囲まれた区域）（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

適用の対象は、当該特別の措置を適用する区域において、三菱重工業(株)、東レ(株)、その他の複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業を実施する事業者が設置する工場立地法第6条に規定する特定工場の敷地とする。

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	5%以上
重複緑地（※1）の緑地への算入率	25%以内	100%以内（※2）

※1 工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

※2 すべての重複緑地を緑地へ算入することができるものとする。

(3) 名古屋市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への参入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率及び環境施設面積率を5%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化
国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

また、当該特別の措置を適用する区域における、工場立地法施行（昭和49年）以前に設置された工場では、現在適用されている緑地面積率及び環境施設面積率の基準のもとでは、生産施設の新増設が困難となっているため、複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性に対応できなくなっている。

さらに、当該特別の措置を適用する区域において取り組もうとする「関連中小企業の効

率的な生産・供給体制構築事業（航空宇宙部品の一貫受注システムの構築、工場アパートの整備）」や「未利用国有地を活用した航空宇宙関連産業集積強化事業（契約方式の特例）」を実現していくためには、航空宇宙関連企業が当該特別の措置を適用する区域内に立地するにあたってのインセンティブとなる立地条件を整備する必要がある。

以上のような状況を考慮すると、緑地面積率及び環境施設面積率の下限を5%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（独自緑化の推進による環境保全）

名古屋市においては、平成20年10月より都市緑地法及び緑のまちづくり条例に基づく「緑化地域制度」を導入しており、市域の全域において建ぺい率の最高限度に応じて10%～20%の範囲内の緑化率の最低限度を定めている。当該特別の措置を適用する区域においては、工業地域及び工業専用地域で建ぺい率は60%であるため、求められる緑化率は15%となっている。

また、名古屋市においては、市内工場の流出を防止し、市内での再投資を促進することを目的として、市の区域の全域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号による準工業地域、工業地域及び工業専用地域に限る。以下同じ。）を対象として、立地法準則に代えて適用すべき準則（以下「地域準則」という。）を次表のとおり定める条例の制定を予定している。

【工場立地法第4条の2に基づく地域準則（案）の内容】

	準工業地域	工業・工業専用地域
緑地面積率	10%以上	10%以上
環境施設面積率	15%以上	10%以上
重複緑地の緑地への算入率	50%以内	

以上のような状況を考慮した上で、以下の理由から緑地面積率及び環境施設面積率を5%以上としても、周辺環境との調和を図ることが可能である。

- ・当該特別の措置を適用する区域の周囲のうち、南側境界は大江川、北側境界は山崎川、西側境界は名古屋港となっており、区域外における住宅地とは分断されており、50m以上の距離がある。

また、名鉄常滑線の線路が境界となっている東側境界では線路をはさんだ反対側に住宅地があるものの、隣接する緩和対象となる工場においては、住宅地に面する東側に緑地を重点的に整備してあり、緑地面積率等の緩和後においても、工場立地法の趣旨を鑑みて、現在隣接部に整備してある緑地を維持していく予定とのことである。その他、工場立地法が適用される場合は、工場立地法第4条の2に基づく地域準則に従う。

- ・一方で、行政・市民・事業者のすべてが協働して緑を創出するという緑化地域制度の趣旨を考慮して、当該緑地面積率等の緩和の適用を受ける事業者並びに地域準則の適用を受ける事業者においては、別途、名古屋市における独自項目による緑化推進に取り組むこととする。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を100%、すなわちすべての重複緑地を緑地に算入できることとすることが適切だと判断した。

ア 現行の算入率（25%以内）を制定した平成16年当時と比較して、屋上緑化や壁面緑化、駐車場緑化に関する技術が向上していること。

イ 当該特別の措置を適用する区域における既立地工場においては、限られた敷地内で生産体制を構築しているため、新たな緑地を設置することが困難である工場もみられるが、多様な緑地整備を進めることがそうした工場における緑化を実現するために重要であること。

ウ なお、上記ア、イの状況を勘案し、壁面緑化に関する技術の向上により緑の質的な確保が可能となっていること、限られた敷地をより有効に生産能力の維持・増強に活用する必要があることから、重複緑地面積の算定にあたっては、植栽基盤の整備など一定の要件を満たす場合、工場立地法運用例規集により示されている「水平延長に1.0mを乗じた面積」によらず、実際に緑化されていると認められる部分の「垂直投影面積」により緑地面積を算定することとする。

③結論

以上により、名古屋市としては、国際戦略総合特区の目標達成に向けた有効性及び名古屋市域における工場立地のあり方を総合的に勘案した結果、市の経済社会の発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のとおり設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）> 【3 / 15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

半田市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を(株)SUBARU半田工場及び半田西工場において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を半田市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

半田市、(株)SUBARU、輸送機工業(株)

③事業が行われる区域

- ・(株)SUBARU半田工場地区
- ・(株)SUBARU半田西工場地区

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、半田市議会への条例案上程、議決を経て、平成 25 年 4 月から事業実施

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、(株)SUBARU半田工場及び半田西工場敷地区域では、本事業により、半田市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 中央翼の製造組立等）

4 当該特別の措置の内容

半田市総合特別区域法第 23 条第 1 項に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ①半田市潮干町 1 番地の 27 を代表する地番とする(株)SUBARU半田工場敷地区域(別添地図)
- ②半田市上浜町 102 番を代表する地番とする(株)SUBARU半田西工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	1%以上
環境施設面積率	25%以上	1%以上
重複緑地（※）の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号に掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 半田市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

①緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

民間航空機は製品の製造が開始すると約30年以上長期的に製造が続き、航空機製造（部品含む）は機種毎に専用の製造ラインを設置する必要があるため、航空機製造（部品含む）の機種を増すには、機種の数だけ製造工場（専用設備、専用生産ライン）が必要となる。

現在、㈱SUBARUの総合特区内での航空機製造拠点は半田工場（組立工場）と半田西工場（部品製造工場）の2工場のみである。

㈱SUBARU半田工場においては、ボーイング787と777中央翼の組立を実施している。

これは、ボーイング787と777中央翼が大物構造部品であり、製品の輸送状況を考慮し製造拠点を極力臨海部に近づけたためである。

しかし、半田工場は、今後、事業を拡大していくためには、敷地に余裕がないため、このままでは今後の生産施設の増設は不可能である。

また、㈱SUBARU半田西工場においては、現状、ボーイング787の中央翼部品の製造を実施している。複合材は金属材と異なり各部品を一体化した大物となる傾向にある。そのため、生産設備も大型化していくとともに、大型部品の搬出のためには幅広い通路を敷地内に確保しなければならないことから、広い敷地が必要となる。

今後、現行機種の増産や製造機種増加が見込まれており、それらを半田地区で実現させるためには、半田工場と半田西工場を拡張し、製造能力を増強させる必要がある。具体的には半田地区に新たな製造工場（専用設備、専用生産ラインを用いた部品製造、組立工場）

が必要となるため、緑地面積率の緩和が必要である。

したがって、これらの工場敷地内において、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備の新增設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上とすることで生産力を最大限に引き上げる必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保

(ア) ㈱SUBARU半田工場

半田工場が立地する潮干町地区は、臨海部に埋立造成された四方を海に囲まれている人工島である。工業専用地域であり、地域内には住宅や商業施設など、環境保全の観点から配慮を要する施設はない。また、地域内には一定の緑地公園が整備されている。

(イ) ㈱SUBARU半田西工場

半田西工場の境界は、南側は市街化調整区域と接している部分もあるが、その部分の土地利用の現況は緑地であり、今後も緑地を確保する予定である。西側、東側は工業専用地域であり、北側の準工業地域とも用水路及び幅員31mの国道247号線により隔てられている。

このことから、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上としても、環境上の影響を与えるとは考えにくく、これらの区域との調和を図ることが可能である。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率(25%以内)を制定した当時(平成16年度)と比較して屋上緑化の技術が向上したこと。

イ ㈱SUBARU半田工場、半田西工場においては、周辺での新たな土地の確保が困難となっており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、半田市としては、一層の航空宇宙産業の集積を図り、市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）> 【4 / 15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

関市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を㈱水野鉄工所本社・油機工場、桐谷工場、組立工場、㈱ヤシマ関工場、㈱光製作所関工場、メイラ㈱関工場、メイラ㈱関第二工場及びメイラ㈱関第三工場、イワキ工業㈱において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を関市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

関市、㈱水野鉄工所、㈱ヤシマ、㈱光製作所、メイラ㈱、イワキ工業㈱

③事業が行われる区域

- ・岐阜県関市倉知 4397 番 3 を代表地番とする事業所（㈱水野鉄工所組立工場）内
- ・岐阜県関市倉知 4539 番 10 を代表地番とする事業所（㈱水野鉄工所本社・油機工場、桐谷工場）内
- ・岐阜県関市倉知 2535 番 15 を代表地番とする事業所（㈱ヤシマ関工場）内
- ・岐阜県関市迫間台二丁目 18 番 1 を代表地番とする事業所（㈱光製作所関工場）内
- ・岐阜県関市新迫間 65 番 1 を代表地番とする事業所（メイラ㈱関第二工場）内
- ・岐阜県関市新迫間 81 番 1 を代表地番とする事業所（メイラ㈱関工場）内
- ・岐阜県関市のぞみヶ丘 6 番 1 を代表地番とする事業所（メイラ㈱関第三工場）内
- ・岐阜県関市明生町五丁目 1 番 13 を代表地番とする事業所（イワキ工業㈱）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、関市議会への条例案上程、議決を経て、平成 26 年 4 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、㈱水野鉄工所本社・油機工場、桐谷工場、組立工場、㈱光製作所関工場、メイラ㈱関工場、メイラ㈱関第二工場及びメイラ㈱関第三工場の敷地区域では「工場立地に関する準則」（以下、「準則」という。）による緑地面積率が適用されている。また、㈱ヤシマ関工場及びイワキ工業㈱の敷地区域では、現在、準則による緑地面積率は適用されていないが、今後、工場の増設等により準則による緑地面積率が適用される可能性がある。本事業により、関市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等

に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

(整備される施設等)

複合材料を使用した航空機の機体等の製造に関する設備（ボーイング 787 胴体・主翼・尾翼の製造など航空宇宙部品の製造等）

4 当該特別の措置の内容

関市総合特別区域法第 23 条第 1 項に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ① 岐阜県関市倉知 4397 番地 3 を代表地番とする(株)水野鉄工所組立工場敷地区域（別添地図）
- ② 岐阜県関市倉知 4539 番地 10 を代表地番とする(株)水野鉄工所本社・油機工場、桐谷工場敷地区域（別添地図）
- ③ 岐阜県関市倉知 2535 番 15 を代表地番とする(株)ヤシマ関工場敷地区域（別添地図）
- ④ 岐阜県関市迫間台二丁目 18 番地 1 を代表地番とする(株)光製作所関工場敷地区域（別添地図）
- ⑤ 岐阜県関市新迫間 65 番地 1 を代表地番とするメイラ(株)関第二工場敷地区域（別添地図）
- ⑥ 岐阜県関市新迫間 81 番地 1 を代表地番とするメイラ(株)関工場敷地区域（別添地図）
- ⑦ 岐阜県関市のぞみヶ丘 6 番地 1 を代表地番とするメイラ(株)関第三工場敷地区域（別添地図）
- ⑧ 岐阜県関市明生町五丁目 1 番 13 を代表地番とするイワキ工業(株)関工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地（※）の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 関市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を 5%以上、環境施設面積率を 10%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限

値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

なお、当該特別の措置を適用する区域における工場では、ボーイング787の胴体部分、主翼部分、尾翼部分の製造を行っている。今後これらの航空機の増産が予想され、それに対応するためには、同じ敷地内での増強が効率的であり、特に部品製造を行う工場においては、同じ製造ラインを集約して増強することが効率的であるといえる。現在の敷地内での生産施設の新増設促進のため、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保(一定規模の緑地等の確保による環境保全)

(ア) 株水野鉄工所組立工場

株水野鉄工所組立工場敷地の北側は、道路をはさんで中高層住居専用地域と接しているが、敷地の周辺部を中心に緑地を配置する予定であり、周辺環境との調和を図っていく。敷地の東側、西側、および南側は山林などの緑地部分が広がっている。

(イ) 株水野鉄工所本社・油機工場、桐谷工場

株水野鉄工所本社・油機工場、桐谷工場の周辺は南側、東側を中心に山林などの緑地部分が広がっている。また、敷地内にも周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。

(ウ) 株ヤシマ関工場

株ヤシマ関工場が立地している地域は、準工業地域であり、敷地周辺は工場が集積している。敷地内には周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。また、地域の北側には山林などの緑地部分が広がっている。

(エ) 株光製作所関工場

株光製作所関工場敷地の南西部は低層住居専用地域と接しているが、隣接部を中心に緑地を整備してあり、緑地面積率等の緩和後においても、工場立地法の趣旨を鑑み専用地域の生活環境との調和を図っていく。また、当該地域の北部には山林などの緑地部分が広がっている。

(オ) メイラ(株)関工場及び関第二工場敷地区域

メイラ(株)関工場及び関第二工場が立地している関工業団地は、工業専用地域であり、敷地周辺は工場が集積している。敷地内には周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。また、地域周辺には敷地の北側をはじめとして、山林などの緑地部分が広がっている。

(カ) メイラ(株)関第三工場

メイラ(株)関第三工場が立地している関テクノハイランドは、工業地域であり、敷地周辺は工場が集積している。敷地内には周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。また、地域周辺には山林などの緑地部分が広がっている。

(キ) イワキ工業(株)

イワキ工業(株)敷地の北側は道路、水路をはさんで中高層住居専用地域と接しているが、水路周辺に緑地が整備されている。また、南側には河川が流れており、河川敷には緑地が広がっている。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率(25%以内)を制定した当時(平成16年度)と比較して屋上緑化の技術が向上したこと。

イ 当該特別の措置を適用する区域における既立地工場においては、限られた敷地内で生産体制を構築しており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、関市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【5 / 15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

瑞浪市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を瑞浪精機(株)本社工場及び稲津工場において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を瑞浪市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

瑞浪市、瑞浪精機(株)

③事業が行われる区域

- ・岐阜県瑞浪市寺河戸町 1040 番を代表地番とする事業所（瑞浪精機(株)本社工場）内
- ・岐阜県瑞浪市稲津町小里 1935 番 1 を代表地番とする事業所（瑞浪精機(株)稲津工場）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、瑞浪市議会への条例案上程、議決を経て、平成 26 年 4 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、瑞浪精機(株)本社工場及び稲津工場敷地区域では、本事業により、瑞浪市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 主翼及び胴体に係る機械加工部品の製造）

4 当該特別の措置の内容

国際戦略総合特区緑地面積率等緩和条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ①瑞浪市寺河戸町 1040 番を代表地番とする瑞浪精機(株)本社工場敷地区域（別添地図）

②瑞浪市稲津町小里 1935 番 1 を代表地番とする瑞浪精機(株)稲津工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	1%以上
環境施設面積率	25%以上	1%以上
重複緑地（※1）の緑地への算入率	25%以内	100%以内(※2)

※1 工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

※2 すべての重複緑地を緑地へ参入することができるものとする。

(3) 瑞浪市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

①緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

現在、瑞浪精機(株)の総合特区内での航空機部品製造拠点は本社工場と稲津工場の2工場のみである。

瑞浪精機(株)本社工場において今後、事業を拡大していくためには、敷地に余裕がないため、このままでは今後の生産施設の増設は不可能である。

また、瑞浪精機(株)稲津工場においては、現在自動車部品の製造を実施している。今後航空機部品などの部品の増産などが見込まれており、それらを実現させるためには、生産設備の大型化・大型部品の搬出のための広い通路が必要となる。

今後、以上の工場を拡張し、製造能力を増強させる必要がある。具体的には新たな製造工場（専用設備、専用生産ラインを用いた部品製造、組立工場）が必要となるため、緑地面積率の緩和が必要である。

したがって、これらの工場敷地内において、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体部品の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上とすることで生産力を最大限に引き上げる必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（一定規模の緑地等の確保による環境保全）

(ア)瑞浪精機(株)本社工場

本社工場が立地する寺河戸地区は、地域内には住宅や商業施設などがあり、環境保全の観点から配慮が必要である。周辺環境との調和を図るということは、工場内における生産活動から生じる騒音の防止や視覚的な緑量の確保等、周辺住環境との調和が考えられる。現状においては、近隣住宅等と良好な関係を保っている。今後は、道路や住宅に面する部分を植込み化することや、駐車場や屋上の一部を緑化するなど、利用できる空間を活用し、更なる周辺環境の改善を図る。

(イ)瑞浪精機(株)稲津工場

稲津工場の境界は、南西部の一部を住宅等と接しているが、高度が異なり、実際の境界は緑地となっている。また、今後も緑地を確保する予定である。その他は山地、または道路を挟んでの山地である。

このことから、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上としても、環境上の影響を与えるとは考えにくく、これらの区域との調和を図ることが可能である。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を100%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率(25%以内)を制定した平成16年度当時と比較して、屋上緑化に関する技術が向上していること。

イ 瑞浪精機(株)本社工場、稲津工場においては、周辺での新たな土地の確保が困難となっており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、瑞浪市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【6 / 15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

笠松町

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を㈱光製作所笠松南（門間）工場、旧カット工場、本社工場、江川工場において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を笠松町の条例により制定する。

②事業に関与する主体

笠松町、㈱光製作所

③事業が行われる区域

- ・岐阜県羽島郡笠松町門間字村前 1883 番 2 を代表地番とする事業所（㈱光製作所笠松南（門間）工場）内
- ・岐阜県羽島郡笠松町中野字村内 197 番を代表地番とする事業所（㈱光製作所旧カット工場）内
- ・岐阜県羽島郡笠松町中野 248 番 3 を代表地番とする事業所（㈱光製作所本社工場）内
- ・岐阜県羽島郡笠松町江川字村西 192 番を代表地番とする事業所（㈱光製作所江川工場）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、笠松町議会への条例案上程、議決を経て、平成 26 年 4 月から事業実施

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、㈱光製作所本社工場敷地区域では「工場立地に関する準則」による緑地面積率が適用されている。本事業により、笠松町による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

本事業により、笠松町による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となるため、現在工場立地法の特例措置を適用しており緑地面積率が 1.2%程度の事業所に対し、明確な基準を示し、地域の環境保全に対する配慮を求めることが可能となる。事業所としても、笠松町と協議して定めた方針により今後の整備を進めることができ、笠松町と事業所の双方の意向に配慮した工場立地が可能となる。

(整備される施設等)

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 機体部品の製造等）

4 当該特別の措置の内容

笠松総合特別区域法第 23 条第 1 項に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ① 岐阜県羽島郡笠松町門間字村前 1883 番 2 を代表地番とする(株)光製作所笠松南（門間）工場敷地区域（別添地図）
- ② 岐阜県羽島郡笠松町中野字村内 197 番を代表地番とする(株)光製作所旧カット工場敷地区域（別添地図）
- ③ 岐阜県羽島郡笠松町中野 248 番 3 を代表地番とする(株)光製作所本社工場敷地区域（別添地図）
- ④ 岐阜県羽島郡笠松町江川字村西 192 番を代表地番とする(株)光製作所江川工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地（※）の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 笠松町における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を 5%以上、環境施設面積率を 10%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は 1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

なお、(株)光製作所本社工場は、工場立地法施行（昭和 49 年）以前に設置されていた工場にかかる特例の対象工場であり、現在適用されている緑地面積率等の基準のもとでの生産

施設の新增設が困難である。また、工場の周囲は小学校や公共施設、住宅に囲まれているため、敷地を拡大することも難しいため、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している航空機の機体部品製造に関する設備の新增設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性に対応できなくなっている。さらに、工場立地の特例を適用している(株)光製作所の本社工場の緑地面積率が約1.2%であり、笠松町内における他の工場においても同様に限られた土地を利用し効率的な整備を行う必要がある立地条件である現状を考慮すると、周囲の環境に配慮した必要最低限の緑地面積を確保しつつ、工場の生産力向上を図り、かつ特例措置に依ることなく明確な基準を定め、今後の施設整備を行いやすくするため、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保(一定規模の緑地等の確保による環境保全)

(ア) (株)光製作所笠松南(門間)工場

住宅が密集する地域に立地しており周囲を神社や住宅に囲まれているが、東側の神社内には竹やぶがあり、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上としても周辺環境との調和を図ることが可能である。

(イ) (株)光製作所旧カット工場

本社付近に立地する工場であり、町の主要道路である県道と住宅、駐在所に隣接しているが、隣接する本社工場と同様に、周辺にある河川敷は自然豊かな場所であり、事業所の緑地面積の増減が地域の環境に与える影響は小さいと考えられる。

(ウ) (株)光製作所本社工場

(株)光製作所の本社工場周辺には住宅や小学校、公共施設など環境保全性が高い区域に隣接しているため、工場は敷地内の緑化に配慮しており、特に工場境界付近の緑地の割合が高くなっている。今後の整備に関しても、配慮すべき区域と隣接する部分の緑地の維持管理を行い、出来る限り周辺環境との調和を図る方針である。

(株)光製作所の本社工場周辺は小学校や公共施設、住宅など環境保全性が高い区域と隣接しており、緑地の確保を必要とする。しかし現在工場は工場立地法の特例を適用しているため、緑地の割合は少なく設定されている。今後の整備では現在の緑地を維持しつつ、敷地面積の約36%を占める駐車場などの空地を活用し出来る限り緑地面積の確保に努める方針を有している。

また、(株)光製作所本社工場が立地する中野地区は一級河川である木曾川に隣接する地区であり、周辺には多目的運動場や岐阜の名水に選出され、周辺を草むら、やぶ、木立などに覆われた池が整備されていることから、地域内の一定の緑地確保はなされており事業所の緑地面積の増減が地域の環境に与える影響は小さいと考えられる。

(エ) (株)光製作所江川工場

準工業地域内にありながら、工場の周囲は田畑と神社に囲まれている。また、隣接する本社工場と同様に、周辺にある河川敷は自然豊かな場所であり、事業所の緑地面積の増減が地域の環境に与える影響は小さいと考えられる。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率（25%以内）を制定した当時（平成16年度）と比較して屋上緑化の技術が向上したこと。

イ 当該特別の措置を適用する区域の工場においては、周辺での新たな土地の確保が困難となっており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、笠松町としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【7 / 15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

郡上市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を(株)郡上螺子第一工場、第二工場及び第三工場（建設予定地）において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を郡上市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

郡上市、(株)郡上螺子

③事業が行われる区域

- ・岐阜県郡上市八幡町有穂字東前 1530 番 1 を代表地番とする事業所（(株)郡上螺子第一工場）内
- ・岐阜県郡上市八幡町有穂字東前 1541 番 1 を代表地番とする事業所（(株)郡上螺子第二工場）内
- ・岐阜県郡上市八幡町有穂字東前 1550 番 2 を代表地番とする事業所（(株)郡上螺子第三工場（建設予定地））内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、郡上市議会への条例案上程、議決を経て、平成 27 年 4 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、(株)郡上螺子第一工場、第二工場、第三工場（建設予定地）の敷地区域では、「工場立地に関する準則」による緑地面積率は適用されている。本事業により、郡上市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体等の製造に関する設備（ボーイング 787 等の機体に係る部品の製造等）

4 当該特別の措置の内容

郡上市総合特別区域法第 23 条第 1 項に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ①郡上市八幡町有穂字東前 1530 番 1 を代表地番とする(株)郡上螺子第一工場敷地区域 (別添地図)
- ②郡上市八幡町有穂字東前 1541 番 1 を代表地番とする(株)郡上螺子第二工場敷地区域 (別添地図)
- ③郡上市八幡町有穂字東前 1550 番 2 を代表地番とする(株)郡上螺子第三工場 (建設予定地) 敷地区域 (別添地図)

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準 (特別の措置) の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地 (※) の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 郡上市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

①緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに關しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要がある、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

なお、当該特別の措置を適用する区域における工場では、ボーイング787等の機体に係る部品の製造を行っている。今後これらの航空機の増産が予想され、それに対応するためには、同じ敷地内での増強が効率的であり、特に部品製造を行う工場においては、同じ製造ラインを集約して増強することが効率的であるといえる。現在の敷地内での生産施設の新増設促進のため、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保(一定規模の緑地等の確保による環境保全)

(株)郡上螺子第一工場、第二工場及び第三工場（建設予定地）敷地の東側は、長良川の支流である吉田川が流れており、西側は山林などの緑地部分が広がっている。敷地の周辺部を中心に緑地を配置する予定であり、周辺環境との調和を図っていく。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率（25%以内）を制定した当時（平成16年度）と比較して屋上緑化の技術が向上したこと。

イ 当該特別の措置を適用する区域における既立地工場においては、限られた敷地内で生産体制を構築しており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、郡上市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【8 / 15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

垂井町

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制をナブテスコ(株)岐阜工場において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を垂井町の条例により制定する。

②事業に関与する主体

垂井町、ナブテスコ(株)

③事業が行われる区域

・岐阜県不破郡垂井町宮代 1110 番 1 を代表地番とする事業所（ナブテスコ(株)岐阜工場）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、垂井町議会への条例案上程、議決を経て、平成 27 年 1 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、ナブテスコ(株)岐阜工場の敷地内区域では、本事業により、垂井町による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787、ボーイング 737MAX、ボーイング 777-X 等の各翼部分の生産に係る高電圧配電装置およびフライトコントロールアクチュエーションシステムの製造）

4 当該特別の措置の内容

国際戦略総合特区緑地面積率等緩和条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

不破郡垂井町宮代 1110 番 1 を代表地番とするナブテスコ(株)岐阜工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地（※1）の緑地への算入率	25%以内	100%以内（※2）

※1 工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

※2 すべての重複緑地を緑地へ算入することができるものとする。

(3) 垂井町における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

ナブテスコ(株)岐阜工場において今後、事業を拡大していくためには、敷地に余裕がないため、このままでは今後の生産施設の増設は不可能である。特定国際戦略事業の実施に際して、整備を予定している航空機の機体部品製造に関する設備の新増設計画並びに、今後のボーイング社等の生産動向や、国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性に対応できなくなっている。

今後、製造能力を増強させる必要があり、具体的には新たな製造工場（専用設備、専用生産ラインを用いた部品製造、組立工場）が必要となるため、緑地面積率の緩和が必要である。

したがって、工場敷地内において、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体部品の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とすることで生産力を最大限に引き上げる必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（一定規模の緑地等の確保による環境保全）

ナブテスコ(株)岐阜工場が立地している地域は、市街化調整区域で、環境保全の観点から配慮が必要である。このため、工場内における生産活動から生じる騒音の防止や視覚的な緑量の確保等、周辺住環境との調和が必要であるが、現状においては、近隣住宅等と良好な関係を保っている。今後の施設整備は、工場境界の既存の緑地を削減しない方針であり、

環境保全の必要性が高い住宅などが存在する隣接区域に配慮する。工場境界部に緑地及び環境施設を確保するため、緑地面積の減少が地域の環境に与える影響は小さいと考えられる。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を100%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率(25%以内)を制定した当時(平成16年度)と比較して、屋上緑化に関する技術が向上していること。

イ ナブテスコ(株)岐阜工場においては、周辺での新たな土地の確保が困難となっており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上より、垂井町としては、総合的に町の健全な発展につなげていくには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【9 / 15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

坂祝町

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を日本プレス工業㈱第二工場において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を坂祝町の条例により制定する。

②事業に関与する主体

坂祝町、日本プレス工業㈱

③事業が行われる区域

・岐阜県加茂郡坂祝町取組 45 番 1 を代表地番とする事業所（日本プレス工業㈱第二工場）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、坂祝町議会への条例案上程、議決を経て、平成 27 年 4 月から事業実施

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、日本プレス工業㈱第二工場敷地区域では、本事業により、坂祝町による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 等の機体に係る部品の製造等）

4 当該特別の措置の内容

国際戦略総合特区緑地面積率等緩和条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

加茂郡坂祝町取組 45 番 1 を代表地番とする日本プレス工業㈱第二工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	1%以上
環境施設面積率	25%以上	1%以上
重複緑地（※1）の緑地への算入率	25%以内	100%以内（※2）

※1 工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

※2 すべての重複緑地を緑地へ参入することができるものとする。

(3) 坂祝町における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

日本プレス工業(株)第二工場において今後、ボーイング787等の増産に対応するため工場を拡張し、製造能力を増強させる必要があるが、敷地に余裕がないことから緑地面積率、環境施設面積率の緩和が必要である。

したがって、工場敷地内において、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体部品の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上とすることで生産力を最大限に引き上げる必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（一定規模の緑地等の確保による環境保全）

日本プレス工業(株)第二工場の南側は、線路及び道路をはさんで第一種住居地域と接しているが、敷地の周辺部を中心に緑地が配置されており、周辺環境との調和を図っている。敷地の北側、東側は山林などの緑地部分が広がっている。

このことから、緑地面積率を1%以上、環境施設面積率を1%以上としても、環境上の影響を与えとは考えにくく、これらの区域との調和を図ることが可能である。

② 重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を100%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率（25%以内）を制定した当時（平成16年度）と比較して、屋上緑化に関す

る技術が向上していること。

イ 日本プレス工業(株)第二工場においては、周辺での新たな土地の確保が困難となっており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、坂祝町としては、総合的に町の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1-1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【10/15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

津島市

3 特定国際戦略事業の内容

① 事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を(株)名光精機、伊藤鉄工(株)において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を津島市の条例により制定する。

② 事業に関与する主体

津島市、(株)名光精機、伊藤鉄工(株)

③ 事業が行われる区域

- ・愛知県津島市鹿伏兎町西清水 47 番を代表地番とする事業所（(株)名光精機工場）内
- ・愛知県津島市藤浪町一丁目 39 番を代表地番とする事業所（伊藤鉄工(株)本社工場）内
- ・愛知県津島市白浜町字下池 57 番 1 を代表地番とする事業所（伊藤鉄工(株)白浜工場）内

④ 事業の実施期間

総合特区計画認定後、津島市議会への条例案上程、議決を経て、平成 27 年 7 月から事業実施

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、(株)名光精機工場、伊藤鉄工(株)本社工場及び伊藤鉄工(株)白浜工場の敷地区域では、「工場立地に関する準則」による緑地面積率が適用されている。本事業により、津島市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 等の主脚室構造部品等の製造）

4 当該特別の措置の内容

津島市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ・津島市鹿伏兎町西清水47番を代表地番とする(株)名光精機工場敷地区域内(別添地図)
- ・愛知県津島市藤浪町一丁目39番を代表地番とする事業所(伊藤鉄工(株)本社工場)内(別添地図)
- ・愛知県津島市白浜町字下池57番1を代表地番とする事業所(伊藤鉄工(株)白浜工場)内(別添地図)

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準(特別の措置)の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	5%以上
重複緑地(※)の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 津島市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

①緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに關しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を5%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化

国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨を鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新增設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

なお、当該特別の措置を適用する区域における工場では、今後、航空機部品などの製造事業のさらなる展開が見込まれており、これを実現させるためには、同じ敷地内での増強が効果的であり、同じ製造ラインを集約して増強することが効率的であるといえる。現在の敷地内での生産施設の新增設促進のため、特

定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備の新增設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率5%以上、環境施設面積率を5%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際して周辺環境との調和の確保（一定規模の緑地等の確保による環境保全）

(ア) ㈱名光精機工場が立地している地域は、北側及び南側を県道に挟まれており、敷地周辺には工場が点在している。敷地内には周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。

(イ) 伊藤鉄工㈱本社工場が立地している地域は、周辺に商業施設や住宅が隣接しており、周辺環境との調和の観点から配慮が必要である。そのため工場内における生産活動から生じる騒音の防止や視覚的な緑量の確保等の対策が考えられる。現状においては近隣住宅等と良好な関係を保っているため、今後は、市が事業者へ適切な指導を行うことにより、住宅に面する部分を緑化することや、駐車場の一部を緑化するなど利用できる空間を活用し、更なる改善を図っていく。

(ウ) 伊藤鉄工㈱白浜工場が立地している地域は、周辺に工場や農地が隣接しており、環境保全の観点から配慮が必要であるが、敷地内には周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。今後も、市が事業者へ適切な指導を行うことにより、周辺環境との調和を継続することが可能である。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率（25%以内）を制定した当時（平成16年度）と比較して屋上緑化の技術が向上したこと。

イ 当該特別の措置を適用する区域における既立地工場においては、限られた敷地内で生産体制を構築しており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、津島市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）> 【11 / 15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

浜松市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 1 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を(株)桜井製作所船岡工場及び細江工場、富士工業(株)、(株)ブローチ研削工業所新本社工場、マシン・テック・ヤマシタ(有)、(株)平安コーポレーション、SHODA(株)、アイティーオー(株)本社工場及び浜北工場、(株)オリオン工具製作所、浜松ホトニクス(株)において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を浜松市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

浜松市、(株)桜井製作所、富士工業(株)、(株)ブローチ研削工業所、マシン・テック・ヤマシタ(有)、(株)平安コーポレーション、SHODA(株)、アイティーオー(株)、(株)オリオン工具製作所、浜松ホトニクス(株)

③事業が行われる区域

- ・静岡県浜松市中央区半田町字半田上 723 番 1 を代表地番とする事業所（(株)桜井製作所船岡工場）内
- ・静岡県浜松市中央区飯田町字神田 1068 番を代表地番とする事業所（富士工業(株)）内
- ・静岡県浜松市中央区大原町 418 番 1 を代表地番とする事業所（(株)ブローチ研削工業所新本社工場）内
- ・静岡県浜松市浜名区都田町字上志野 9063 番 2 を代表地番とする事業所（マシン・テック・ヤマシタ(有)）内
- ・静岡県浜松市浜名区新都田一丁目 105 番 3 を代表地番とする事業所（(株)平安コーポレーション）内
- ・静岡県浜松市浜名区新都田一丁目 109 番 2 を代表地番とする事業所（SHODA(株)）内
- ・静岡県浜松市浜名区細江町中川字テクノランド 7000 番 18 を代表地番とする事業所（(株)桜井製作所細江工場）内
- ・静岡県浜松市浜名区平口字姥ヶ谷 5480 番を代表地番とする事業所（アイティーオー(株)本社工場）内
- ・静岡県浜松市浜名区染地台六丁目 4 番 1 を代表地番とする事業所（アイティーオー(株)浜北工場）内
- ・静岡県浜松市浜名区染地台五丁目 1 番 1 を代表地番とする事業所（(株)オリオン工具

製作所)内

- ・静岡県浜松市中央区市野町 1038 番 1 を代表地番とする事業所 (浜松ホトニクス株)内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、浜松市議会への条例案上程、議決を経て、平成 28 年 7 月から事業実施

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

(事業により実現される行為)

総合特別区域のうち、(株)桜井製作所船岡工場及び細江工場、(株)平安コーポレーション、(株)ブローチ研削工業所新本社工場、アイティーオー(株)本社工場及び浜北工場、(株)オリオン工具製作所の敷地区域では「工場立地に関する準則」(以下「準則」という。)による緑地面積率が適用されている。また、富士工業(株)、マシン・テック・ヤマシタ(有)、SHODA(株)、浜松ホトニクス(株)の敷地区域では、現在、準則による緑地面積率は適用されていないが、今後、工場の増設等により準則による緑地面積率が適用される可能性がある。本事業により、浜松市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

(整備される施設等)

複合材料を使用した航空機の機体等の製造に関する設備 (ボーイング 787 胴体・主翼・尾翼の製造、宇宙機器部品など航空宇宙部品の製造等)

4 当該特別の措置の内容

浜松市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例 (以下「特区条例」という。)を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ①静岡県浜松市中央区半田町字半田上 723 番 1 を代表地番とする(株)桜井製作所船岡工場敷地区域 (別添地図)
- ②静岡県浜松市中央区飯田町字神田 1068 番を代表地番とする富士工業(株)敷地区域 (別添地図)
- ③静岡県浜松市中央区大原町 418 番 1 を代表地番とする(株)ブローチ研削工業所新本社工場敷地区域 (別添地図)
- ④静岡県浜松市浜名区都田町字上志野 9063 番 2 を代表地番とするマシン・テック・ヤマシタ(有)敷地区域 (別添地図)
- ⑤静岡県浜松市浜名区新都田一丁目 105 番 3 を代表地番とする(株)平安コーポレーション敷地区域 (別添地図)
- ⑥静岡県浜松市浜名区新都田 109 番 2 を代表地番とするSHODA(株)敷地区域 (別添地図)
- ⑦静岡県浜松市浜名区細江町中川字テクノランド 7000 番 18 を代表地番とする(株)桜井製作所細江工場敷地区域 (別添地図)

- ⑧静岡県浜松市浜名区平口字姥ヶ谷 5480 番を代表地番とするアイティーオー(株)本社工場敷地区域 (別添地図)
- ⑨静岡県浜松市浜名区染地台六丁目 4 番 1 を代表地番とするアイティーオー(株)浜北工場敷地区域 (別添地図)
- ⑩静岡県浜松市浜名区染地台五丁目 1 番 1 を代表地番とする(株)オリオン工具製作所敷地区域 (別添地図)
- ⑪静岡県浜松市中央区市野町 1038 番 1 を代表地番とする浜松ホトニクス(株)敷地区域 (別添地図)

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準 (特別の措置) の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地 (※) の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 浜松市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

①緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに関しての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を 5%以上、環境施設面積率を 10%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は 1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

なお、当該特別の措置を適用する区域における工場では、ボーイング 787 の胴体部分、主翼部分、尾翼部分の製造や、宇宙機器部品の製造を行っている。今後これらの航空機や宇宙機器の増産が予想され、それに対応するためには、同じ敷地内での増強が効率的であり、特に部品製造を行う工場においては、同じ製造ラインを集約して増強することが効率的であるといえる。現在の敷地内での生産施設の新増設促進のため、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体や宇宙機器の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を 5%以上、環境施設面積率を 10%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保 (一定規模の緑地等の確保による環

境保全)

(ア) ㈱桜井製作所船岡工場

㈱桜井製作所船岡工場の北側は第一種低層住居専用地域と、南側は商業施設と接しているが、隣接部を中心に緑地が整備してあり、緑地面積率の緩和後においても、工場立地法の趣旨を鑑み専用地域の生活環境の調和を図っていく。

(イ) 富士工業㈱

富士工業㈱が立地する地域は農地が広がっており、住宅が点在している。立地する敷地内では周辺部を中心に緑地を配置しており、住宅が立地する側に緑地を確保するなど、隣接区域に配慮することにより周辺環境との調和を図る。

(ウ) ㈱ブローチ研削工業所新本社工場

㈱ブローチ研削工業所新本社工場が立地する地域は西側及び南側に農地が広がっており、東側及び北側には工場及び研究所が立地している。敷地内には周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。

(エ) マシン・テック・ヤマシタ(有)

マシン・テック・ヤマシタ(有)が立地する地域は農地が広がっており、住宅が点在している。立地する敷地内では周辺部を中心に緑地を配置する予定であり、住宅が立地する側に緑地を確保するなど、隣接区域に配慮することにより周辺環境との調和を図る。

(オ) ㈱平安コーポレーション

㈱平安コーポレーションが立地している都田テクノポリスは工業専用地域であり、敷地周辺は工場が集積している。敷地内には周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。また、地域周辺には工場が立地すると共に、敷地の北西側をはじめとして、山林などの緑地部分が広がっている。

(カ) SHODA㈱

SHODA㈱が立地している都田テクノポリスは工業専用地域であり、敷地周辺は工場が集積している。敷地内には周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。また、地域周辺には工場が立地すると共に、敷地の北側をはじめとして、山林などの緑地部分が広がっている。

(キ) ㈱桜井製作所細江工場

㈱桜井製作所細江工場が立地している細江テクノランドは、工業団地であり、敷地周辺は工場が集積している。敷地内には周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。また、地域周辺には敷地の北東側をはじめとして、山林などの緑地部分が広がっている。

(ク) アイティーオー(株)本社工場及び浜北工場

アイティーオー(株)本社工場及び浜北工場が立地している浜北新都心は工業地域であり、敷地周辺は工場が集積している。敷地内には周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。工場北側は市街化調整区域で農地が広がっており、環境保全の観点から配慮を要する施設はない。

(ケ) ㈱オリオン工具製作所

㈱オリオン工具製作所が立地している浜北新都心は工業地域であり、敷地周辺は工場が集積している。敷地南側は第一種低層住居専用地域となっているが、敷地周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。

(コ) 浜松ホトニクス㈱

浜松ホトニクス㈱が立地する地域は市街化調整区域であり、周辺部に農地と住宅が点在しているため、環境保全の観点から配慮が必要である。立地する敷地内では周辺部を中心に緑地を配置しており、住宅が立地する側に緑地を確保するなど、隣接区域に配慮することにより周辺環境との調和を図る。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

- ア 現行の算入率（25%以内）を制定した当時（平成16年度）と比較して屋上緑化の技術が向上したこと。
- イ 当該特別の措置を適用する区域における既立地工場においては、限られた敷地内で生産体制を構築しており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、浜松市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【12/15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

鈴鹿市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を(株)南条製作所、三重樹脂(株)、(株)トピアにおいて整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を鈴鹿市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

鈴鹿市、(株)南条製作所、三重樹脂(株)、(株)トピア

③事業が行われる区域

- ・三重県鈴鹿市広瀬町 877 番 1 を代表地番とする事業所（(株)南条製作所）内
- ・三重県鈴鹿市稲生町 8687 番 3 を代表地番とする事業所（三重樹脂(株)）内
- ・三重県鈴鹿市一ノ宮町 1477 番 1 を代表地番とする事業所（(株)トピア）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、鈴鹿市議会への条例案上程、議決を経て、平成 28 年 4 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、(株)南条製作所、三重樹脂(株)及び(株)トピアの敷地区域では「工場立地に関する準則」（以下、「準則」という。）による緑地面積率が適用されている。また、これらの工場の敷地区域では、現在、準則による緑地面積率には適合しているが、今後、工場の増設等により準則による緑地面積率には適合しない可能性がある。本事業により、鈴鹿市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体等の製造に関する設備（ボーイング 787 などの機体部品及び金型治具等の製造）

4 当該特別の措置の内容

鈴鹿市総合特別区域法に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ① 三重県鈴鹿市広瀬町 877 番 1 を代表地番とする(株)南条製作所工場敷地区域（別添地区）
- ② 三重県鈴鹿市稲生町 8687 番 3 を代表地番とする三重樹脂(株)工場敷地区域（別添地区）
- ③ 三重県鈴鹿市一ノ宮町 1477 番 1 を代表地番とする(株)トピア工場敷地区域（別添地区）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地（※）の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 鈴鹿市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれについての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化

国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

なお、当該特別の措置を適用する区域における工場では、ボーイング 787 などの機体部品及び金型治具等の製造を行っている。今後これらの航空機の増産が予想され、それに対応するためには、同じ敷地内での増強が効率的であり、特に部品製造を行う工場においては、同じ製造ラインを集約して増強することが効率的であるといえる。現在の敷地内での生産施設の新増設促進のため、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（一定規模の緑地等の確保による環境保全）

（ア） ㈱南条製作所

㈱南条製作所が立地する地域は市街化調整区域であるため、環境保全の観点から配慮が必要である。しかし、周辺には畑などの緑地部分が広がっており、周辺地権者とも良好な関係を築いている。工場の緑地面積の増減が地域の環境に与える影響は小さいと考えられる。

（イ） 三重樹脂㈱

三重樹脂㈱が立地する地域は市街化調整区域であるため、環境保全の観点から配慮が必要である。しかし、周辺には田や山林などの緑地部分が広がっており、周辺地権者とも良好な関係を築いている。工場の緑地面積の増減が地域の環境に与える影響は小さいと考えられる。

（ウ） ㈱トピア

㈱トピアが立地する地域は、工業地域であり、敷地周辺は工場が集積している。敷地内には周辺部を中心に緑地を配置し、周辺環境との調和を図っている。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率（25%以内）を制定した当時（平成16年度）と比較して屋上緑化の技術が向上したこと。

イ 当該特別の措置を適用する区域における既立地工場においては、限られた敷地内で生産体制を構築しており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、鈴鹿市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1-1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）> 【13/15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング787等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

北名古屋市

3 特定国際戦略事業の内容

① 事業概要

今後月産10機以上の量産が見込まれるボーイング787をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を株式会社光製作所北名古屋工場において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を北名古屋市の条例により制定する。

② 事業に関与する主体

北名古屋市、株式会社光製作所

③ 事業が行われる区域

愛知県北名古屋市六ツ師大島69番地を代表地番にする事業所（株式会社光製作所北名古屋工場）内

④ 事業の実施期間

総合特区計画認定後、北名古屋市議会への条例案上程、議決を経て、平成30年1月から事業実施予定

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、株式会社光製作所北名古屋工場では、本事業により、北名古屋市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング787等の機体構成部品の製造）

4 当該特別の措置の内容

北名古屋市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

北名古屋市六ツ師大島 69 番地を代表する地番とする株式会社光製作所北名古屋工場区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地（※）の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 北名古屋市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条件を制定することが必要であるところ、それぞれに関する具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化

国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要がある。この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

株式会社光製作所においては、ボーイング787、777などの機体構成部品の製造を行っている。今後、ボーイング787等の増産等に既存工場では対応することができず、工場を新設し、製造能力を増強させる必要がある。また、新工場では、既存工場で対応することができなかった機体構造部品製造への対応を可能にするため、広い敷地を確保しなければならず、緑地面積率、環境施設面積率の緩和が必要である。

したがって、工場敷地内において、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材を使用した航空機の機体構成部品及び治具の製造に関する設備の新増設計画並びに今後のボーイング社等の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とすることで生産力を最大限に引き上げる必要

がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（一定規模の緑地等の確保による環境保全）

当地区は、市街化調整区域に位置し、環境保全の必要性がある区域であるが、都市計画マスタープランにて工業系市街地に指定されており、一部に新たな工場が立地するなど工業系土地利用が進んでいる状況である。また、事業用地周辺の道路拡幅整備を行うと共に、市が事業者に対して、事業用地内の緑地配置計画等への指導を行う。それに加え、周辺には農地等の緑地部分も多く残っており、工場の緑地面積の増減が地域の環境に与える影響は小さいと考えられる。

② 重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率（25%以内）を制定した当時（平成16年度）と比較して屋上緑化等の技術が向上したこと。

イ 当該特別の措置を適用する区域の工場においては、多様な緑地整備を進めることが、同工場における緑化を実現するために重要である。

③ 結論

以上により、北名古屋市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【14 / 15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

津市

3 特定国際戦略事業の内容

①事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制をマコトロイ工業(株)津工場、(株)光機械製作所において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を津市の条例により制定する。

②事業に関与する主体

津市、マコトロイ工業(株)、(株)光機械製作所

③事業が行われる区域

- ・三重県津市片田町壱町田 846 番地 2 を代表地番とする事業所（マコトロイ工業(株)津工場）内
- ・三重県津市あのかつ台 4 丁目 3 番 3 を代表地番とする事業所（(株)光機械製作所）内

④事業の実施期間

総合特区計画認定後、津市議会への条例案上程、議決を経て、平成 30 年 1 月から事業実施予定

⑤事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、マコトロイ工業(株)津工場及び(株)光機械製作所の敷地区域では「工場立地に関する準則」（以下、「準則」という。）による緑地面積率が適用されている。本事業により、津市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体等の製造に関する設備（ボーイング 787 等の機体部品の製造に係る治工具の製造）

4 当該特別の措置の内容

津市総合特別区域法に基づく緑地面積率に係る準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ・三重県津市片田町壱町田 846 番地 2 を代表地番とする事業所（マコトロイ工業(株)津工場）敷地区域（別添地図）
- ・三重県津市あのかつ台 4 丁目 3 番 3 を代表地番とする事業所（株光機械製作所）敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地（※）の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 津市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれについての具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を 5%以上、環境施設面積率を 10%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化

国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は 1%となっている。総合特区制度の趣旨に鑑みると、国際競争力強化のため、生産設備の新增設の際の自由度を高める必要があり、この観点からできるだけ低い基準が望ましい。

現在、マコトロイ工業(株)及び(株)光機械製作所では、ボーイング 787 等の機体部品の製造に係る治工具の製造を行っている。今後の増産に対応するためには、製造能力を増強させる必要があるが、現在の敷地に余裕がないことなどから工場の新築及び増設の必要がある。

現在は準則に定める緑地面積率を満たしているものの、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備の新增設計画並びに国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を 5%以上、環境施設面積率を 10%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（一定規模の緑地等の確保による環境

保全)

(ア) マコトロイ工業(株)については、工業専用地域である片田工業団地内に位置している。敷地東部には県道片田井戸久居線があり、道路沿いに工場が立地している。緑地は、敷地西部を中心に配置されており、周辺環境との調和を図っている。

(イ) 榊光機械製作所については準工業地域に位置し、当該地域は産業業務施設等の集積を前提としており、準工業地域において認められる幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、病院等の用途に用いられることを予定していない。このため、当該地域においては、準工業地域であるものの、工業地域と同等の環境にあるものと考えられる。また、当該地域においては第一種中高層住居専用地域に隣接しているものの、産業業務施設等が立地する場所からは道路、緑地を挟み、一定程度の距離を保っており、周辺環境に与える影響は考えにくい。

②重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本参入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の参入率(25%以内)を制定した当時(平成16年度)と比較して屋上緑化の技術が向上したこと。

イ 当該特別の措置を適用する区域における既立地工場においては、限られた敷地内で生産体制を構築しており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③結論

以上により、津市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地参入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（工場等新增設促進事業）>【15 / 15】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（規制の特例措置（工場等新增設促進事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

桑名市

3 特定国際戦略事業の内容

① 事業概要

今後、月産 10 機以上の量産が見込まれるボーイング 787 をはじめとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を N T N(株)桑名製作所、扶桑工機(株)本社工場において整備し、生産活動を展開していくにあたり、工場立地法による緑地面積率等の基準の緩和が必要であるため、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を桑名市の条例により制定する。

② 事業に関与する主体

桑名市、N T N株式会社、扶桑工機株式会社

③ 事業が行われる区域

- ・ 三重県桑名市大字東方字土島 2454 番地を代表地番とする事業所（N T N(株)桑名製作所）内
- ・ 三重県桑名市大字増田字棚瀬 500 番地を代表地番とする事業所（扶桑工機(株)本社工場）内

④ 事業の実施期間

総合特区計画認定後、桑名市議会への条例案上程、議決を経て、平成 30 年 1 月から事業実施予定

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

（事業により実現される行為）

総合特別区域のうち、N T N(株)桑名製作所及び扶桑工機(株)本社工場の敷地区域では「工場立地に関する準則」（以下、「準則」という。）による緑地面積率が適用されている。本事業により、桑名市による国際戦略総合特区緑地面積率等条例の制定が可能となり、従来の緑地面積率等に代えて適用される基準による工場立地が実現する。

（整備される施設等）

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 などのエンジン部品及び機体部品の製造に関する事業等）

4 当該特別の措置の内容

桑名市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例（以下「特区条例」という。）を制定し、現在適用されている工場立地法による準則に代えて適用する準則を定める。

(1) 当該特別の措置を適用する区域

- ① 三重県桑名市大字東方字土島 2454 番地を代表地番とするNTN(株)桑名製作所敷地区域（別添地図）
- ② 三重県桑名市大字増田字棚瀬 500 番地を代表地番とする扶桑工機(株)本社工場敷地区域（別添地図）

(2) 現行基準及び特区条例で定める基準（特別の措置）の内容

	現行基準	特区条例で定める基準
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	10%以上
重複緑地（※）の緑地への算入率	25%以内	50%以内

※工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下、同じ。

(3) 桑名市における緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への算入率に係る特区条例で定める基準制定についての考え方

① 緑地面積率及び環境施設面積率に係る基準制定についての考え方

以下の相反する利益のバランスが図られた条例を制定することが必要であるところ、それぞれに於ける具体的な内容などを総合的に考慮し、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とすることが適切と判断した。

ア 工場立地法による緑地面積率等の緩和を行うことによる航空宇宙産業の国際競争力強化

国際戦略総合特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。総合特区制度の趣旨を鑑みると、国際競争力強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からはできるだけ低い基準が望ましい。

なお、当該特別の措置を適用する区域における工場では、ボーイング787などのエンジン部品及び機体部品の製造を行っている。今後これらの航空機の増産が予想され、それに対応するためには、同じ敷地内での増強が効率的であるといえる。現在の敷地内での生産施設の新増設促進のため、特定国際戦略事業の実施に際して整備を予定している複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備の新増設計画並びに今後の生産動向や国際的な経済動向の変動に伴う追加的な施設整備の可能性を総合的に考慮すると、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上とする必要がある。

イ 工場立地に際しての周辺環境との調和の確保（一定規模の緑地等の確保による環境保全）

(ア) NTN(株)桑名製作所

工業地域に立地している。申請地北側の中学校との間には道路を挟み、現在、接する敷地の一部に緑地が整備され、影響の軽減に配慮がされている。また今後の増設においても、教育委員会と協議をしながら、中学校への影響が緩和されるよう、緩衝緑地の配

置について、市が事業者へ適切な指導を行うことにより、緩和措置に伴う中学校へ与える影響は少なくなるものと判断をするものである。また、南西方向の住宅地についても、道路や鉄道敷により申請地と住宅地が分断されており、緑地率を緩和しても影響はないと考えられる。

(イ) 扶桑工機(株)本社工場

周辺住宅への環境影響について、現在、接する敷地の一部に緑地が整備され、影響が最小限となるよう配慮されている。また今後の増設においても、住宅への影響が緩和されるよう緩衝緑地の配置について、市が事業者への適切な指導を行うこと、併せて周辺は市街化調整区域で開発制限もあり、田畑もそのまま維持される見込みであることから緩和に伴う影響は少ないと判断をするものである。

② 重複緑地の緑地への算入率に係る基準制定についての考え方

以下により、本算入率に係る基準を50%以内とすることが可能と判断した。

ア 現行の算入率(25%以内)を制定した当時(平成16年度)と比較して屋上緑化や駐車場緑化に関する技術が向上していること。

イ 当該特別の措置を適用する区域における既立地工場においては、限られた敷地内で生産体制を構築しており、多様な緑地整備を進めることが同工場における緑化を実現するために重要であること。

③ 結論

以上より、桑名市としては、総合的に市の健全な発展につなげていくためには、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の緑地への参入率を上記(2)のように設定することが適切と判断した。

別紙 1 - 2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制> 【1 / 3】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 787 等量産事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

三菱重工業(株)、川崎重工業(株)、(株)SUBARU、東レ(株)その他の特区内において複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
複合材料を使用した航空機の機体の研究開発及び製造

b) 施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第 3 項第 2 号 複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

世界的な航空旅客拡大が見込まれる中で、ボーイング社の最新中型旅客機 787 の量産への対応を図ることなどにより、当地域の航空宇宙産業の生産高増加とそれによる国際市場における市場シェア拡大、先端技術の蓄積・向上に貢献することを目標としている。

これまで、愛知・岐阜県内に立地する企業を中心に我が国の航空機産業は、国際共同開発で重要な地位を高めてきたが、ボーイング 787 をはじめとして、今後、民間機の生産拡大が見込まれる中で、アジア No. 1 の航空宇宙産業クラスターを形成するためには、その基幹的な役割を果たす生産機能、とりわけマザー工場としての機能を維持・強化していくことが先の目標の達成のため不可欠である。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

①複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 中胴の製造）

②複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 中央翼の製造）

③複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 787 主翼の製造）

④複合材料を使用した航空機の機体の製造及び航空機部材に使用される複合材料素材に係わる研究開発に関する設備（ボーイング 787 の機体向け中間基材強化材の製造やその他航空機向け部材用素材の研究・開発）

⑤その他複合材料を使用した航空機の機体の研究開発又は製造に関する設備

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

- ・愛知県弥富市楠3丁目11番地に所在する事業所（川崎重工業㈱名古屋第一工場）内（上記d）①関係）
 - ・愛知県半田市潮干町1番地の27に所在する事業所（㈱SUBARU半田工場）内（上記d）②関係）
 - ・愛知県半田市上浜町102番地に所在する事業所（㈱SUBARU半田西工場）内（上記d）②関係）
 - ・愛知県名古屋港区大江町10番地に所在する事業所（三菱重工業㈱名古屋航空宇宙システム製作所大江工場）内（上記d）③関係）
 - ・愛知県名古屋市港区大江町9-1に所在する事業所（東レ㈱名古屋事業場）内（上記d）④関係）
 - ・愛知県西春日井郡豊山町大字豊場1に所在する事業所（三菱重工業㈱名古屋航空宇宙システム製作所小牧南工場）内（上記d）⑤関係）
- 及び 別添地図のとおり

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成24年3月から事業実施

別紙 1 - 2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【2 / 3】

1 特定国際戦略事業の名称

関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

ウイングフィールド株式会社、川崎岐阜協同組合その他の特区内において複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

主に関連中小企業が連携して実施する複合材料を使用した航空機の機体の研究開発及び製造

b) 施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第 3 項第 2 号 複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

関連中小企業の高度な技術力・品質の強みを連結させ、効率的な生産・供給体制を構築することにより、当地域の航空宇宙産業の生産高増加と国際競争力強化、それによる国際市場におけるシェア拡大、先端技術の蓄積・向上に貢献することを目標としている。

これまで、愛知・岐阜県内に立地する我が国の航空機産業、とりわけ中小企業では、その優れた技術力や品質を強みとして、国際共同開発旅客機等の製造で重要な地位を占めてきたが、ボーイング 787 をはじめとする複合材料からなる航空機部品が使用される旅客機の生産拡大において中国や韓国、東南アジア諸国等の航空宇宙産業への参入が進む中、アジア No. 1 の航空宇宙産業クラスターを形成するためには、国際競争に打ち勝つための効率的な生産・供給体制を関連中小企業において構築することが、先の目標達成のため不可欠である。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（関連中小企業の効率的な生産・供給体制の構築のために必要な設備）

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

・岐阜県各務原市蘇原興亜町 1 丁目 1 番地に所在する事業所（ウイングフィールド株式会社）内及び 別添地図のとおり

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成 25 年 7 月から事業実施予定（平成 25 年 7 月以降順次設備取得予定）

別紙 1 - 2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【3 / 3】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング 777 X 開発・量産事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内においてボーイング 777 X の研究開発又は製造に関する先駆的な事業を実施する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

複合材料を使用した航空機の機体の研究開発及び製造

b) 施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第 3 項第 2 号 複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

世界的な航空旅客拡大が見込まれる中で、ボーイング社の現行 777 の後継機となる次世代大型旅客機 777 X の開発・量産への対応を図ることにより、当地域の航空宇宙産業の生産高増加とそれによる国際市場における市場シェア拡大、先端技術の蓄積・向上に貢献することを目標としている。

これまで、当地域に立地する企業を中心に我が国の航空機産業は、国際共同開発で重要な地位を高めてきたが、ボーイング 787 の開発に続く大型プロジェクトであるボーイング 777 X の生産開始が見込まれる中で、アジア No. 1 の航空宇宙産業クラスターを形成するためには、その基幹的かつ先駆的な役割を果たす生産機能、とりわけマザー工場としての機能を維持・強化していくことが先の目標の達成のため不可欠である。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

①複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 777 X 前部・中部胴体等の製造）

②複合材料を使用した航空機の機体の製造に関する設備（ボーイング 777 X 中央翼等の製造）

③その他複合材料を使用した航空機の機体の研究開発又は製造に関する設備

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

・愛知県半田市潮干町 1 番地の 27 に所在する事業所（株 S U B A R U 半田工場）内（上記 d）②
関係）

及び 別添地図のとおり

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

平成 27 年 7 月から事業実施

別紙 1 - 5 <国際戦略総合特区支援利子補給金>【1 / 4】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング787等量産事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱UFJ銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社八十二銀行

株式会社静岡銀行

株式会社清水銀行

株式会社大垣共立銀行

株式会社十六銀行

株式会社三十三銀行

株式会社百五銀行

株式会社京都銀行

株式会社百十四銀行

株式会社長野銀行

株式会社あいち銀行

株式会社名古屋銀行

諏訪信用金庫

飯田信用金庫

アルプス中央信用金庫

浜松磐田信用金庫

沼津信用金庫

三島信用金庫

遠州信用金庫

岐阜信用金庫

大垣西濃信用金庫

東濃信用金庫

関信用金庫

岡崎信用金庫

瀬戸信用金庫

知多信用金庫

豊川信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
中日信用金庫
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
株式会社商工組合中央金庫
長野県信用組合
株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、今後月産10機以上の量産が見込まれるボーイング787をはじめとする国際共同開発航空機の生産に対応できる体制を整備する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

ボーイング787をはじめとする国際共同開発航空機の生産に対応できる体制を整備する取組については、当特区の政策課題「生産能力の抜本的拡充」及びその解決策である「企業が新規立地・設備投資しやすい環境整備」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第3号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業

第9号 その他内閣総理大臣が産業の国際競争力の強化に資すると認める事業

別紙 1 - 5 <国際戦略総合特区支援利子補給金>【2 / 4】

1 特定国際戦略事業の名称

関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱UFJ銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社八十二銀行

株式会社静岡銀行

株式会社清水銀行

株式会社大垣共立銀行

株式会社十六銀行

株式会社三十三銀行

株式会社百五銀行

株式会社京都銀行

株式会社百十四銀行

株式会社長野銀行

株式会社あいち銀行

株式会社名古屋銀行

諏訪信用金庫

飯田信用金庫

アルプス中央信用金庫

浜松磐田信用金庫

沼津信用金庫

三島信用金庫

遠州信用金庫

岐阜信用金庫

大垣西濃信用金庫

東濃信用金庫

関信用金庫

岡崎信用金庫

瀬戸信用金庫

知多信用金庫

豊川信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
中日信用金庫
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
株式会社商工組合中央金庫
長野県信用組合
株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、航空宇宙関連の中小企業が共同で、あるいは、航空宇宙関連の事業協同組合が、航空宇宙部品のユニット型受注に適応した情報システムなどの一貫受注システムを構築・導入する取組をはじめ、材料調達・管理の共同化や工場アパートの整備などを行う取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

航空宇宙関連の中小企業が共同で、あるいは、航空宇宙関連の事業協同組合が行う航空宇宙部品の一貫受注システムの構築、材料調達・管理の共同化、工場アパートの整備などの取組については、当特区の政策課題「国際競争力の強化」及びその解決策である「一貫受注・生産システム構築等による競争力アップ」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第3号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業

第9号 その他内閣総理大臣が産業の国際競争力の強化に資すると認める事業

別紙 1 - 5 <国際戦略総合特区支援利子補給金> 【3 / 4】

1 特定国際戦略事業の名称

ボーイング777X開発・量産事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱UFJ銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社八十二銀行

株式会社静岡銀行

株式会社清水銀行

株式会社大垣共立銀行

株式会社十六銀行

株式会社三十三銀行

株式会社百五銀行

株式会社京都銀行

株式会社百十四銀行

株式会社長野銀行

株式会社あいち銀行

株式会社名古屋銀行

諏訪信用金庫

飯田信用金庫

アルプス中央信用金庫

浜松磐田信用金庫

沼津信用金庫

三島信用金庫

遠州信用金庫

岐阜信用金庫

大垣西濃信用金庫

東濃信用金庫

関信用金庫

岡崎信用金庫

瀬戸信用金庫

知多信用金庫

豊川信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
中日信用金庫
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
株式会社商工組合中央金庫
長野県信用組合
株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、平成 29 年の生産開始が見込まれるボーイング 777 X の開発・量産に対応できる体制を整備する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

ボーイング 777 X の開発・量産に対応できる体制を整備する取組については、当特区の政策課題「生産能力の抜本的拡充」及びその解決策である「企業が新規立地・設備投資しやすい環境整備」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 1 に掲げる対象事業項目）

第 3 号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業

第 4 号 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業

第 9 号 その他内閣総理大臣が産業の国際競争力の強化に資すると認める事業

別紙 1 - 5 <国際戦略総合特区支援利子補給金>【4 / 4】

1 特定国際戦略事業の名称

宇宙機器開発・供給事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱UFJ銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社八十二銀行

株式会社静岡銀行

株式会社清水銀行

株式会社大垣共立銀行

株式会社十六銀行

株式会社三十三銀行

株式会社百五銀行

株式会社京都銀行

株式会社百十四銀行

株式会社長野銀行

株式会社あいち銀行

株式会社名古屋銀行

諏訪信用金庫

飯田信用金庫

アルプス中央信用金庫

浜松磐田信用金庫

沼津信用金庫

三島信用金庫

遠州信用金庫

岐阜信用金庫

大垣西濃信用金庫

東濃信用金庫

関信用金庫

岡崎信用金庫

瀬戸信用金庫

知多信用金庫

豊川信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
中日信用金庫
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
株式会社商工組合中央金庫
長野県信用組合
株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、宇宙基本計画に基づく衛星打上数の増加等により事業規模の拡大が見込まれる基幹ロケット※をはじめとする宇宙機器の開発・供給に対応できる体制を整備する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

基幹ロケットをはじめとする宇宙機器の開発・供給に対応できる体制を整備する取組については、当特区の政策課題「生産能力の抜本的拡充」及びその解決策である「企業が新規立地・設備投資しやすい環境整備」とも整合している。

※ 基幹ロケットとは宇宙基本計画におけるH-II A/B及びH3並びにイプシロンロケットのこと

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第3号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業

第9号 その他内閣総理大臣が産業の国際競争力の強化に資すると認める事業

別紙 1 - 9 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

【税制上の支援措置】

- 中小企業等経営強化法による固定資産税の軽減（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、愛西市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村、岐阜市、大垣市、笠松町、垂井町、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、各務原市、可児市、坂祝町、川辺町、郡上市、神戸町、御嵩町、海津市、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、浜松市、磐田市、焼津市、富士市、掛川市、清水町／令和5年4月から）
 - ・中小事業者等が、適用期間内に、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備等を新規取得した場合、新規取得設備等に係る固定資産税の課税標準を3年間2分の1に軽減又は4又は5年間3分の1に軽減
- 産業立地促進税制（愛知県／平成14年度から（平成25年度に制度を拡充））
 - ・企業が事業の用に供するために、新たに取得した土地・家屋に係る不動産取得税を軽減
 - ・企業が航空宇宙関連産業の製造業の用に供するために、新たに取得した土地・家屋に係る不動産取得税を免除
- 新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成29年10月から）
 - ・地域経済牽引事業計画に従って、指定業種の事業者が事業を行うために取得した土地、家屋及び構築物に係る固定資産税を3年間免除
- 新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年9月から）
 - ・新城市の旧鳳来町及び旧作手村の区域において、指定業種の事業者が事業用資産を取得又は製作若しくは建設した場合、土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税を3年間免除
- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例（瑞浪市／平成25年12月から）
 - ・地域経済牽引事業計画に従って、指定業種の事業者が事業を行うために取得した土地、家屋及び構築物に係る固定資産税を3年間免除
- 瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年4月から）
 - ・地方活力向上地域内において特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を新設又は増設、家屋、

土地を取得した場合に対象の固定資産税を3年間免除（移転型）又は不均一課税（拡充型）

○中小企業等経営強化法による固定資産税の軽減（令和5年4月から）

- ・中小事業者等が、適用期間内に、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備等を新規取得した場合、新規取得設備等に係る固定資産税の課税標準を3年間2分の1に軽減又は4又は5年間3分の1に軽減

○土岐市固定資産税の特例に関する条例（平成20年4月から）

- ・地域経済牽引事業計画に従って、指定業種の事業者が事業を行うために取得した土地、家屋及び構築物に係る固定資産税を3年間免除

○企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関する条例（平成17年10月から）

- ・海津市内に工場等を新設または増設し、初期投下固定資産額が1億円以上かつ新規地元雇用者5人以上（中小企業者は3人以上）という要件を満たす指定業種の事業者に対し、初期投下固定資産額に対して課せられる固定資産税について、最初に課すべきこととなる年度以後3箇年度を課税免除

○海津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例（令和4年4月から）

- ・海津市の旧平田町の区域において、指定業種の事業者が一定額以上の事業用資産を取得等した場合、その取得資産に対して課せられる固定資産税について、最初に課すべきこととなる年度以後3箇年度を課税免除

○安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成30年6月から）

- ・地域経済牽引事業計画に従って、指定業種の事業者が事業を行うために取得した土地、家屋及び構築物に係る固定資産税を3年間免除

○伊賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例（令和4年10月から）

- ・伊賀市の島ヶ原地域、阿山地域、大山田地域及び青山地域において、指定業種の事業者が租税特別措置法第12条第4項または第45条第3項の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が指定金額以上のものを取得等した場合、当該資産に係る固定資産税を3年間免除

○木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年9月から）

- ・地域経済牽引事業計画に従って、指定業種の事業者が事業を行うために取得した土地、家屋及び構築物に係る固定資産税を3年間免除

○信州ものづくり産業投資応援条例（長野県／平成17年度から）

- ・製造業等の企業が、事業の用に供するために取得した土地・家屋に係る不動産取得税を免除

○上田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年度から）

- ・地域経済牽引事業計画の同意を得て、且つ主務大臣の確認を得た設備投資（土地、家屋、構築物）について、固定資産税を3年間免除
- 伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成19年度から）
 - ・製造業等の企業が、事業の用に供するために取得した土地・家屋に係る固定資産税を3年間免除
- 下諏訪町商工業振興条例（平成21年度から）
 - ・下諏訪町内の特定地域において、工業者が工場の新設、増設（投下固定資産総額が1億円以上）をした場合、操業を開始した日以後初めて課税となる年度の固定資産税を減額
- 南箕輪村税条例（平成29年7月から）
 - ・地域経済牽引事業計画に従って、指定業種の事業者が事業を行うために取得した土地、家屋及び構築物に係る固定資産税を3年間免除
- 高森町企業等立地促進に関する条例（平成29年度から）
 - ・高森町内で新たに企業の立地、増設されることとなった企業に対し、新たに取得した土地や事務所等又は設備等償却資産に係る新たに課税されることとなった固定資産税及び法人町民税を3年間全額免除
- 喬木村商工業振興条例（平成19年度から）
 - ・喬木村内において、製造業等の事業者が工場等を新增設した場合、新設、取得又は増設部分に対する固定資産税を3年間免除
- 豊丘村商工業振興条例（昭和54年度から）
 - ・豊丘村内において、製造業等の事業者が工場等を新增設した場合、取得した土地、家屋及び償却資産（固定資産税評価額の合計が1,000万円以上）に係る固定資産税を3年間免除
- 清水町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例（平成28年12月から）
 - ・地方活力向上地域内において特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を新設又は増設、家屋、土地を取得した場合に対象の固定資産税を3年間免除（初年度100%免除、2年度65%免除、3年度30%免除）

【財政上の支援措置】

- 「産業空洞化対策減税基金」に基づく補助制度（愛知県／平成24年度から）
 - ・21世紀高度先端産業立地補助金
愛知県内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造又は研究を行う工場等を新增設する投資を行う場合に、補助金を交付
 - ・新あいち創造産業立地補助金
愛知県内に航空宇宙関連分野などの企業で工場等を新增設する中小規模の投資を行う場合に、補助金を交付
 - ・新あいち創造研究開発補助金

愛知県内で航空宇宙関連など今後の成長が見込まれる期待できる分野において、研究開発・実証実験を行う企業に、補助金を交付

○航空宇宙産業認証取得・更新支援補助金（愛知県／平成 28 年度）

- ・愛知県内の事業所において JISQ9100（AS/EN9100）又は Nadcap の認証取得・初回更新を行う中小企業に補助金を交付

○名古屋市航空宇宙産業設備投資促進補助金（平成 25 年度から）

- ・名古屋市内で航空宇宙産業に関する認証等を受けている中小企業が機械設備や設計システムの購入などを行う場合に補助金を交付

○名古屋市産業立地促進補助金（平成 17 年度から）

- ・名古屋市内に航空宇宙関連含む先端分野産業等に該当する企業が工場や研究施設等を新增設した場合に補助金を交付

○名古屋市内企業再投資促進補助金交付制度（平成 24 年 7 月から）

- ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、20 年以上市内に立地する先端分野産業等の工場、研究所の新增設等を行う場合に補助金を交付

○名古屋市フラグシップ企業強化促進補助金（令和 3 年度から）

- ・名古屋市内に 50 年以上本社を有する企業が工場や研究施設等の新增設等を行う場合に補助金を交付

○豊橋市立地奨励金（平成 7 年度から（令和元年度から拡充））

- ・豊橋市内の指定地区に立地した産業業務施設、工場等、倉庫等、特定業務施設又は研究開発施設の土地・家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額を 3 年度間又は 5 年度間交付
- ・家屋・償却資産に係る投下固定資産額の 10%又は 20%を交付
- ・土地取得費用の 15%又は 20%を交付

○豊橋市事業促進奨励金（平成 7 年度から（令和元年度から拡充））

- ・豊橋市内の指定地区に立地した産業業務施設、工場等、倉庫等、特定業務施設又は研究開発施設の事業所税相当額を 3 年度間又は 5 年度間交付

○豊橋市雇用促進奨励金（平成 12 年度から（令和元年度から拡充））

- ・立地奨励金の交付対象者が、操業に伴い新規雇用常用従業員又は転入常用従業員を雇用した場合に一人につき 40 万円を交付
- ・転入児童一人につき 10 万円を交付

○豊橋市環境推進奨励金（平成 15 年度から）

- ・立地奨励金の交付対象者が、操業に伴い環境施設（太陽光発電施設、雨水活用施設、緑地）を設置した場合に設置経費の 3 分の 1 相当額又は 2 分の 1 相当額を交付

○豊橋市再投資促進奨励金（平成 24 年度から）

- ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象者等が、豊橋市内で次世代成長分野等に係る工場、研究所の新增設等を行う場合に奨励金を交付

- 豊橋市中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金（平成 24 年度から）
 - ・愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付対象者（中小企業）が、豊橋市内で高度先端技術に係る工場の新増設を行う場合に奨励金を交付
- 岡崎市工場等建設奨励金（平成 10 年度から（平成 24 年 4 月、平成 28 年 4 月及び令和 6 年 7 月に制度を拡充））
 - ・岡崎市内に新増設を行う企業に対して、事業所税資産割相当額を 5 年間交付
 - ・岡崎市内の工業団地又は工場適地において、新増設を行う企業に対して事業所税の資産割相当額を 5 年間及び固定資産税相当額を 3 年間交付
 - ・地方活力向上地域において新設又は増設した特定業務施設に係る事業所税の資産割額の相当額を 5 年間及び固定資産税相当額を 3 年間交付
 - ・新たに 20,000 m² の土地を取得し、主として消費者向け製品を製造する工場等を新増設する企業に対して固定資産取得費用の 10%～40%を交付
- 岡崎市高度先端産業立地奨励金（平成 12 年度から（平成 24 年 10 月に制度を拡充））
 - ・愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付対象の企業等が、岡崎市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造又は研究を行う工場等の新増築や設備投資を行う場合に奨励金を交付
- 岡崎市企業再投資促進奨励金（平成 24 年 10 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象の企業等が、岡崎市内に工場等を新増築や設備投資を行う場合に奨励金を交付
- 一宮市立地促進奨励金（平成 14 年度から）
 - ・一宮市内に物品の製造や流通事業などの事業に係る工場等を新増設する事業者の固定資産取得費用に対して奨励金を交付
- 一宮市高度先端産業立地促進奨励金（平成 14 年度から）
 - ・一宮市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造又は研究を行う工場等を新増設する場合に奨励金を交付
- 一宮市企業再投資促進補助金（平成 24 年度から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新増設又は既設工場の建物内に新たに機械設備を設置する場合に補助金を交付
- 半田市高度先端産業立地促進条例に基づく奨励措置（平成 24 年度から）
 - ・半田市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造又は研究を行う工場等を新増設する場合に奨励金を交付
- 半田市企業再投資促進補助金交付制度（平成 25 年 4 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、航空宇宙関連分野などの産業集積の形成及び活性化につながる工場、研究所の新増設等を行う場合に補助金を交付
- 春日井市工場・物流施設新増設事業助成金（平成 26 年 4 月から）

- ・春日井市内に製造業の工場等又は物流業の物流施設の新増設を実施する場合に助成金を交付
- 春日井市インフラ整備事業助成金（平成 24 年 6 月から）
 - ・工場・物流施設新増設事業助成金の利用に伴い、道路・水路の新設・改修や水道施設の設置を行う場合に助成金を交付
- 春日井市創造産業立地事業助成金（平成 24 年 6 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で高付加価値の成長分野の企業等が、工場等を新設、拡張又は既設工場の建物内に新たに機械設備を設置する場合に助成金を交付
- 春日井市高度先端産業立地事業助成金（平成 21 年度から）
 - ・春日井市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造又は研究を行う工場等を新増設する場合に助成金を交付
- 春日井市立地用地取得事業助成金（平成 26 年 4 月から）
 - ・春日井市工場・物流施設新増設事業助成金、高度先端産業立地事業助成金、創造産業立地事業助成金の利用に伴い土地を購入する場合に助成金を交付
- 春日井市既設工場取得事業助成金（平成 23 年度から）
 - ・春日井市内で製造業の工場等として使用する目的で、建物及び土地を購入する場合に助成金を交付
- 春日井市立地企業新規雇用事業助成金（平成 21 年 4 月から）
 - ・春日井市工場・物流施設新増設事業助成金や春日井市既設工場取得助成事業助成金などの利用に伴い、常用雇用従業員を雇用する場合に助成金を交付
- 豊川市信用保証料補助制度（平成 6 年 4 月から）
 - ・小規模企業等振興資金・小規模企業事業資金・愛知県経済環境適応資金融資制度の一部の融資を受けた者に対し、信用保証料の一部を補助
- 豊川市内企業再投資促進補助金（平成 24 年 7 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、航空宇宙関連分野等の企業等が、豊川市内に工場、研究所の新増設等を行う場合に補助金を交付
- 津島市企業立地促進補助金（平成 28 年 11 月から）
 - ・市内に一定の条件を満たす工場等を新設または増設した企業に対し、土地を除く固定資産税納付額の 50%に相当する額を 3 年間交付。なお、市外から本社移転・新設の場合は、初年度は 100%、次年度以降は 50%
- 津島市インフラ整備補助金（平成 28 年 11 月から）
 - ・市内に一定の条件を満たす工場等の新増設に伴い、道路、水路、水道等の工事を行う場合は、工事費の 50%以内又は開発敷地面積ごと定める金額のいずれか低い額を交付。ただし、増設の場合は、開発敷地面積ごと定める金額の 2 分の 1
- 碧南市企業再投資促進事業補助金（平成 24 年 11 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、航空宇宙関連分野等の企業等が、

碧南市内に工場、研究所の新增設等を行う場合に補助金を交付

○碧南市信用保証料補助金（平成 23 年 4 月から）

- ・愛知県の融資制度の経済環境適応資金（パワーアップ資金）の融資及び保証制度を受けた際に支払う信用保証料について補助金を交付

○安城市企業投資促進事業補助金（平成 24 年 7 月から）

- ・愛知県の「21 世紀高度先端産業立地補助金」又は「新あいち創造産業立地補助金」に採択された航空宇宙関連分野などの工場等を新增設する事業者に対し、補助金を交付

○安城市信用保証料補助事業補助金（平成 17 年度から）

- ・愛知県の融資制度の経済環境適応資金（パワーアップ資金）の融資及び保証制度を受けた際に支払う信用保証料について補助金を交付

○安城市企業立地促進事業補助認定制度（令和 4 年 4 月から）

- ・安城市内で工場等の新設及び増設について、補助対象とするための認定を行う

○西尾市工場等建設奨励金（平成 19 年 1 月から）

- ・西尾市内に工場等（物品の製造及び流通業務の用に供される施設）を新增設する企業の投下固定資産に対して、固定資産税相当額を奨励金として 3 年間交付

○西尾市企業再投資促進補助金（平成 24 年 10 月から）

- ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、航空宇宙関連分野等の企業等が、西尾市内に工場、研究所の新增設等を行う場合に補助金を交付

○西尾市企業立地インフラ整備支援補助金（令和 5 年 4 月から）

- ・西尾市工場等建設奨励金又は西尾市企業再投資促進補助金の対象となる事業を行う事業者が、工場等の新增設に伴い、道路、水路、水道設備の整備を行う場合に費用の一部を補助

○蒲郡市企業再投資促進補助金（平成 24 年 4 月から）

- ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、航空宇宙関連分野等の企業等が、蒲郡市内に工場、研究所の新增設等を行う場合に補助金を交付

○蒲郡市企業立地促進補助金（令和 2 年度から）

- ・航空宇宙関連分野等の企業等が、蒲郡市内に工場、研究所の新增設を行う場合に補助金を交付

○犬山市企業再投資促進補助金（平成 24 年 9 月から）

- ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、航空宇宙関連分野を含む指定される分野及び業種の企業について、工場等の新設又は増設を行う企業について補助金を交付

○犬山市企業立地支援条例に基づく奨励措置（平成 25 年 7 月 2 日から）

- ・特定区域で 3 年度の間における各年度の土地・家屋・償却資産に課税される固定資産税の納付額に相当する額を奨励金として交付

○常滑市高度先端産業立地促進条例に基づく奨励措置（平成 22 年度から）

- ・常滑市内に高度先端産業に係る工場等を新增設する中小企業者の固定資産取得費用に対して奨励金を交付

- 江南市企業立地促進奨励金（平成 28 年 4 月から）
 - ・特定の区域に工場等を新規に立地する企業に対し、土地・家屋・償却資産に課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付
- 江南市企業再投資促進補助金（平成 28 年 4 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、航空宇宙関連分野を含む指定される分野及び業種の企業について、工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 江南市高度先端産業立地補助金（平成 28 年 4 月から）
 - ・愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付対象で、航空宇宙関連分野を含む指定される分野及び業種の中小企業について、工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 江南市中小企業再投資促進奨励金（平成 28 年 4 月から）
 - ・事業所の新增設等を行う市内の中小企業に対し、土地・家屋・償却資産に課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付
- 江南市企業立地インフラ整備支援補助金（平成 28 年 4 月から）
 - ・特定の区域に工場等の新增設をする際に、道路、水路、水道施設の整備に要する経費の一部を補助
- 江南市新規雇用促進奨励金（平成 28 年 4 月から）
 - ・市内に工場等を新增設した企業が市民を新規雇用した場合、新規雇用した従業員数に応じた奨励金を交付
- 小牧市高度先端産業立地促進補助金（平成 22 年度から（令和 5 年 4 月に制度を拡充））
 - ・小牧市内に高度先端産業に係る工場等を新增設する中小企業者の固定資産取得費用に対して補助金を交付
- 小牧市企業立地促進補助金（平成 23 年 9 月から（平成 31 年 4 月に制度を拡充））
 - ・小牧市内に物品の製造又はその研究開発の事業に係る一定規模以上の工場等を新增設した事業者及び一定規模以上の既存工場等に入居した事業者の固定資産取得費用に対して補助金を交付
- 小牧市内企業再投資促進補助金（平成 24 年 5 月から（令和 5 年 4 月に制度を拡充））
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 小牧市企業立地インフラ整備支援補助金（平成 26 年 7 月から）
 - ・小牧市企業立地促進補助金、小牧市高度先端産業立地促進補助金又は小牧市内企業再投資促進補助金の対象となる事業を行う事業者が、工場等の新增設に伴い、道路、水路、水道施設の新設・改修を行う場合に費用の一部を補助
- 小牧市中小企業次世代産業設備等導入補助金（平成 26 年 7 月から）
 - ・中小企業の次世代産業（航空宇宙関連など）分野における新たな設備導入費用の一部を補助
- 小牧市次世代産業販路開拓支援補助金（平成 26 年 7 月から（令和 5 年 4 月に制度を拡充））
 - ・次世代産業関連（航空宇宙関連など）の展示会等に出展する事業者に対し、その経費の一部を補助

- 小牧市次世代産業インターンシップ受入助成金（令和4年7月から）
 - ・小牧市内に製造拠点等を有する次世代産業関連（航空宇宙関連など）企業のインターンシップの受入れに要した費用の一部を助成
- 小牧市次世代産業人材育成研修費補助金（令和5年4月から）
 - ・従業員等の次世代産業関連分野（航空宇宙関連分野など）に関する業務に必要な知識、技術、技能等を習得するための研修等の受講に要した費用の一部を補助
- 小牧市航空宇宙産業認証費補助金（令和6年4月から）
 - ・航空宇宙産業固有の認証（JISQ9100・Nadcap）を取得する事業者及び保有する当該認証を更新する中小企業に対して、取得費用及び更新費用の一部を補助
- 稲沢市21世紀高度先端産業立地補助金（平成24年10月から）
 - ・愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の交付対象で、稲沢市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造又は研究を行う工場等を新增設する場合に補助金を交付
- 稲沢市内企業再投資促進補助金（平成24年8月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）の交付対象で、稲沢市内に航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 稲沢市企業立地促進条例に基づく奨励金（平成24年度から）
 - ・稲沢市内に一定規模の製造業に係る事業所及びそれに関連する研究開発施設等を新設した場合に固定資産税（家屋・償却資産）相当額を交付
- 新城市立地奨励金（平成20年10月から）
 - ・新城市内に立地した企業に対し、土地及び家屋に係る固定資産税相当額を5年間、償却資産に係る固定資産税相当額を1年間交付
- 新城市雇用促進奨励金（平成23年10月から）
 - ・立地奨励金の交付対象者が、操業に伴い新規常用雇用従業員（新城市民に限る）を5人以上雇用した場合に一人につき20万円を交付
- 新城市企業再投資促進補助金（平成24年7月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）の交付対象者が、新城市内に航空宇宙関連分野等に係る工場等を新設又は増設を行う場合に補助金を交付
- 新城市中小企業者事業基盤強化等奨励金（平成28年4月から）
 - ・新城市内に一定の条件を満たす工場等を新設または増設した中小企業者に対し、土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税相当額を3年間交付
- 東海市工場等新設交付金（平成27年度から）
 - ・東海市内に一定の条件を満たす工場等を新設した企業に対し、固定資産税及び都市計画税相当額に別に定める割合を乗じて得た額を3年間交付
- 東海市次世代産業分野工場等新設交付金（平成27年度から）
 - ・東海市内に一定の条件を満たす次世代産業分野に係る工場等を新設した企業に対し、固定資産税及び都市計画税相当額を3年間交付

- 東海市次世代産業立地補助金（平成 29 年 12 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）に採択された航空宇宙分野などの企業等が工場等の新增設又は償却資産の増設を行う場合に補助金を交付
- 東海市中小企業高度先端産業立地補助金（平成 30 年 1 月から）
 - ・愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付対象で、航空宇宙分野を含む指定される分野の中小企業について、工場の新増設を行う場合に補助金を交付
- 東海市中小企業再投資交付金（平成 27 年度から）
 - ・東海市内で一定の条件を満たす再投資をした中小企業に対し、固定資産税及び都市計画税相当額に別に定める割合を乗じて得た額を 3 年間交付
- 東海市次世代産業分野中小企業再投資交付金（平成 27 年度から）
 - ・東海市内で一定の条件を満たす次世代産業分野に係る再投資をした中小企業に対し、固定資産税及び都市計画税相当額を 3 年間交付
- 大府市工場等立地促進奨励金（平成 18 年度から）
 - ・大府市の指定地域内に工場等を新增設する場合に奨励金を交付
- 大府市高度先端産業立地促進奨励金（平成 18 年度から）
 - ・大府市の指定地域内に高度先端産業に係る工場等を新增設する中小企業者に奨励金を交付
- 大府市工場等緑化促進奨励金（平成 18 年度から）
 - ・立地促進奨励金の交付対象者が、操業に伴い敷地内に緑地を整備した場合に奨励金を交付
- 大府市透水性舗装等促進奨励金（平成 18 年度から）
 - ・立地促進奨励金の交付対象者が、操業に伴い透水性舗装等の設備を整備した場合に奨励金を交付
- 大府市雇用促進奨励金（平成 18 年度から）
 - ・立地促進奨励金の交付対象者が、操業に伴い新規雇用常用従業員を雇用した場合に奨励金を交付
- 大府市ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金（平成 27 年度から）
 - ・立地促進奨励金の交付対象者が、ウェルネスバレー指定地区に立地した場合に奨励金を交付
- 大府市企業再投資促進補助金（平成 25 年 7 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 大府市小規模事業者再投資促進補助金（平成 27 年度から）
 - ・従業員 25 人未満の航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 知多市産業立地促進条例に基づく奨励金（平成 19 年 4 月から）
 - ・知多市内に一定の条件を満たす工場等を新增設する企業に対し、固定資産税及び都市計画税相当額を奨励金として 3 年間交付
- 知立市企業再投資促進事業費補助金（平成 27 年 4 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付

- 知立市信用保証料事業補助金（平成 23 年 4 月から）
 - ・愛知県の融資制度の経済環境適応資金（パワーアップ資金）の融資及び保証制度を受けた際に支払う信用保証料について補助金を交付
- 知立市企業立地促進条例に基づく奨励措置（令和 4 年 4 月から）
 - ・指定地域において企業が事業のために工場の新・増設をした場合、3 年間における各年度の固定資産税等に相当する額を奨励金として交付
- 知立市企業立地公共施設整備補助金（令和 4 年 4 月から）
 - ・指定地域において当該開発事業で実施する公共施設整備に関して、公共施設整備に必要な費用に相当する額又は公共施設整備に係る面積 1 平方メートルあたり 2 万円を乗じて得た額のいずれか低い額を補助金として交付
- 知立市オフィス開設等補助金（令和 6 年 4 月から）
 - ・市内でオフィスを開設する事業者に対し、固定資産の取得費用やオフィスの賃料等の一部を補助金として交付
- 尾張旭市企業再投資促進補助金（平成 26 年 11 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）に採択された航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 尾張旭市小規模企業等補助金（令和元年 8 月から）
 - ・市内に事業所を有する中小企業者の人材育成、雇用確保、販路拡大、安全対策及びデジタル化に係る経費に対して補助金を交付
- 尾張旭市信用保証料補助金（平成 13 年 4 月から）
 - ・市内に主たる事業所を有する事業者が愛知県の融資制度である小規模企業等振興資金、サポート資金及び創業等支援資金を利用した際の信用保証料を補助
- 豊明市企業再投資促進補助金（平成 28 年 10 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）に採択された航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 豊明市信用保証料助成制度（平成 24 年度から）
 - ・小規模企業等振興資金・愛知県経済環境適応資金融資制度の一部の融資を受けた者に対し、信用保証料の一部を助成
- 豊明市 21 世紀高度先端産業立地補助金（平成 29 年度から）
 - ・愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付対象で、航空宇宙関連分野を含む指定される分野及び業種の中小企業について、工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 豊明市中小企業再投資促進補助金（平成 29 年度から）
 - ・常用雇用者 25 人未満の企業が、製造業に係る工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 豊明市企業立地促進条例に基づく奨励金（令和 3 年 12 月から）
 - ・豊明市の特定地域内に工場等を立地した企業に対して、土地及び家屋の固定資産税の相当額を 3 年間交付

- 日進市企業再投資促進補助金（平成 27 年 5 月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）に採択された航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 日進市信用保証料助成制度（昭和 59 年度から）
 - ・小規模企業等振興資金・愛知県経済環境適応資金融資制度の一部の融資を受けた者に対し、信用保証料の一部を助成
- 日進市事業所等立地促進奨励金（令和 5 年 4 月から）
 - ・日進市内の指定地域内に工場等又はホテル等を新增設する場合に奨励金を交付
- 日進市高度先端産業立地促進奨励金（令和 5 年 4 月から）
 - ・愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付対象の中小企業者が、日進市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する工場の新増設や設備投資を行う場合に奨励金を交付（本社機能を併設する工場又は従業員が 50 人以上の工場である場合は加算）
- 日進市雇用促進奨励金（令和 5 年 4 月から）
 - ・事業所等立地促進奨励金又は高度先端産業立地促進奨励金の交付対象者が新増設した事業所等において、新規常用雇用従業員を 1 年以上継続して雇用した場合に奨励金を交付（新規常用雇用従業員が女性又は障害者である場合は加算）
- 日進市インフラ整備事業奨励金（令和 5 年 4 月から）
 - ・事業所等立地促進奨励金又は高度先端産業立地促進奨励金の交付対象者が、事業所等の新增設に伴い、公共の用に供する道路、水路又は水道の設置工事を行う場合に奨励金を交付
- 日進市新エネルギー施設等促進奨励金（令和 5 年 4 月から）
 - ・事業所等立地促進奨励金又は高度先端産業立地促進奨励金の交付対象者が、国又はそれに準ずる機関から新エネルギーに関する施設等として補助を受けた施設等を設置した場合に奨励金を交付
- 日進市工場等緑化促進奨励金（令和 5 年 4 月から）
 - ・事業所等立地促進奨励金又は高度先端産業立地促進奨励金の交付対象者が、工場立地法に定められた緑地面積の基準を超える緑地を整備する場合に奨励金を交付
- 愛西市企業立地促進条例に基づく奨励金（平成 27 年 9 月から（令和 3 年度から拡充））
 - ・愛西市の指定区域内において事業所の新設をした場合に固定資産税（家屋・償却資産）相当額を 3 年間交付
 - ・上記奨励金の交付対象者が、操業に伴い新たに常用従業員とした愛西市民を一定期間継続雇用した場合に一人につき 15 万円を交付
 - ・愛西市の指定区域において建物を賃借する企業が、操業に伴い新たに常用従業員とした愛西市民を一定期間継続雇用した場合に一人につき 15 万円を交付
- 清須市高度先端産業立地奨励条例に基づく奨励措置（平成 21 年度から）
 - ・清須市内に高度先端産業に係る工場等を新增設する中小企業者の固定資産取得費用に対して奨励金を交付
- 清須市内企業再投資促進奨励金（平成 24 年 7 月から）

- ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に奨励金を交付
- 弥富市企業立地の促進に関する条例に基づく奨励措置（平成16年度から）
 - ・弥富市内に条例に定めた条件を満たして事業所を新增設した場合に3年間奨励金を交付（本制度は令和元年9月30日に受付終了）
- みよし市企業立地の促進に関する条例に基づく奨励措置（令和2年度から）
 - ・みよし市内に条例に定めた条件を満たして工場等を新增設した場合に奨励金を交付
- みよし市企業再投資促進補助金（平成27年4月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）に採択された航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付
- あま市高度先端産業立地奨励（平成22年3月から）
 - ・あま市内に航空宇宙関連分野など高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造を行う工場等を新增設する中小企業者に対し奨励金を交付
- あま市企業再投資促進補助金（平成28年6月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、あま市内に長年立地する事業者に対し、工場等の新增設等の再投資を行う場合に補助金を交付
- あま市企業立地促進奨励金（令和6年4月）
 - ・あま市内に一定の条件を満たす工業等を新增設する企業に対し、家屋・償却資産に課される固定資産税相当額3年間分を奨励金として交付
- 豊山町高度先端産業立地促進補助金（令和2年度から）
 - ・豊山町内に高度先端産業に係る工場等を新增設する中小事業者の固定資産取得費用に対して補助金を交付
- 大口町内企業再投資促進補助金（平成24年9月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、大口町内に長年立地する事業者に対し、工場等の新增設等の再投資を行う場合に補助金を交付
- 大口町企業立地促進事業奨励金（平成25年10月から）
 - ・大口町内で工場等を新設した場合、その固定資産に対して賦課される固定資産相当額を3年度分、増設した場合は2年度分を奨励金として交付。また償却資産取得の場合は初年度分を交付
- 蟹江町企業再投資促進補助事業（平成29年6月から）
 - ・愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の交付対象で、蟹江町内に航空宇宙関連分野などの企業等が工場等の新增設等を行う場合に補助金を交付
- 岐阜県企業立地促進事業補助金（平成17年度から（平成23年12月に制度を拡充））
 - ・岐阜県内で航空宇宙関連を含む高度な技術を有する企業（新規立地企業のみ）が土地・家屋・償却資産を取得した場合に補助金を交付。既に立地している企業が敷地内に家屋を新設、償却資産を取得した場合等についても、航空宇宙関連をはじめとする対象企業に補助金を交付できるよう、

平成 23 年度に制度を拡充

○航空宇宙・ドローン産業競争力強化支援事業費助成金（岐阜県／平成 26 年度から）

- ・航空宇宙の分野において自ら行う新たな生産体制の構築、新技術・新工法等の開発、JISQ9100 など新規参入のために必要な認証取得に要する費用について対象経費の 2 分の 1（上限 1,000 万円）を助成

○岐阜市施設設置助成金（昭和 62 年度から（平成 28 年 4 月に制度を拡充））

- ・岐阜市内に製造業等の事業にかかる工場等の新增設を行う場合において、施設を建設又は購入する場合にあっては、当該新增設部分にかかる固定資産税、都市計画税及び事業所税相当額を 5 年間交付（限度額なし）し、施設を賃借する場合にあっては、施設の賃借料の 4 分の 1 及び事業所税相当額を 5 年間交付（限度額 1 年度につき 200 万円）

○岐阜市雇用促進助成金（昭和 62 年度から（平成 28 年 4 月に制度を拡充））

- ・操業開始前後 6 月の間に新規雇用又は市内に転入した常時雇用する従業員のうち、引き続き 1 年以上市内に居住し、かつ、常用雇用されている者 1 人につき 50 万円を交付（限度額 5,000 万円）

○大垣市工場等設置事業補助金（平成 6 年度から（平成 23 年 10 月に制度を拡充））

- ・大垣市内での工場等の新設・増設・移設に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額を 5 年間交付（限度額 5 億円／1 指定あたり）

○大垣市雇用促進事業補助金（平成 6 年度から（平成 27 年 4 月に制度を拡充））

- ・操業開始前後 1 年以内に新規雇用した従業員のうち、操業開始後 2 年を経過した日において、引き続き本市に居住している従業員 1 人につき 50 万円を交付（限度額 5,000 万円／1 指定あたり）

○大垣市地域経済牽引事業補助金（令和 2 年度から）

- ・地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画に従って設備投資を行う事業者に対し投下固定資産に賦課された固定資産税（償却資産）相当額を 3 年間交付（限度額 1 億円／1 計画あたり、5 計画／1 企業）

○関市工場等設置奨励金（平成 14 年 10 月から（平成 25 年 4 月、平成 30 年 4 月に制度を拡充））

- ・関市内に工場等を新設・増設・移設した企業に対し、工場等の投資額が一定規模以上の場合、工場等に係る固定資産税相当額を限度として 5 年間交付
- ・月あたり使用水量のうち 300 立方メートルを超える部分について、当該水道料金の 2 分の 1 に相当する額を交付（年額上限 200 万円） 増設の場合、従前からの増加分について 300 立方メートルを超える部分が対象

○関市雇用促進奨励金（平成 14 年度から）

- ・工場等設置奨励金の対象となった企業で、その工場等の操業に伴い新たに市内の居住者を基準規模以上の人数かつ 1 年以上雇用した場合、1 人につき 15 万円交付（750 万円を限度）

○中津川市企業立地奨励金（平成 19 年度から）

- ・中津川市内に事業所を新設、増設、移設する事業者に対し、投下固定資産に係る操業開始後初め

て課税される年度の固定資産税評価額の100分の10以内（6,000万円を限度）を交付

○中津川市事業所設置奨励金（平成19年度から）

- ・中津川市内に事業所を新設、増設、移設する事業者に対し、操業開始後初めて課税される年度から5年間交付（投下固定資産に対する各年度の固定資産税及び都市計画税相当額を限度）

○中津川市雇用促進奨励金（平成19年度から）

- ・中津川市内に事業所を新設、増設、移設する事業者に対し、操業開始の日から1年6月を経過した日において、操業開始の日の前後6月以内に新たに雇用した従業員のうち、本市に1年以上住所を有し、かつ、引き続き1年以上雇用している者1人につき30万円を交付（3,000万円を限度）

○中津川市インフラ整備奨励金

- ・中津川市内における事業所の新設、増設又は移設に際して要したインフラ整備に係る額の100分の50以内の額を交付（3,000万円を限度）

○中津川市事業所賃借料奨励金

- ・中津川市内における本社機能を有する施設の新設、増設又は移設に係る賃借料（共益費を含み、敷金、権利金その他これらに類する諸経費及び租税公課を除く。）について、賃借に係る国、県等の補助を差し引いた額の100分の50以内の額を交付（1,000万円を限度）

○美濃市工場誘致奨励金制度（昭和63年度から）

- ・美濃市内における工場等の新設・増設・移設に係る固定資産税相当額を上限に3年間助成（ただし、中小企業は5年間助成）

○瑞浪市事業所等設置奨励金（平成13年度から）

- ・瑞浪市内での事業所等の新設・増設・移設に係る固定資産税・都市計画税相当額を5年間交付

○瑞浪市雇用促進奨励金（平成13年度から）

- ・操業開始に伴い新規雇用した従業員のうち、操業開始の日瑞浪市民であり、引き続き1年以上常時雇用する従業員1人につき1年間のみ15万円を交付

○羽島市工場等設置奨励金（平成11年1月から（令和5年4月から制度改正））

- ・製造業の他、条例で規定する業種を対象として、市街化区域内（岐阜羽島インター南部地区地区計画区域を除く）での工場等の新設・増設・移設に係る投下固定資産に対して賦課された固定資産税額及び都市計画税の合計額の2分の1の額を限度として4年間交付

○岐阜羽島インター南部地区地区計画区域企業立地奨励金（平成26年1月から（令和3年5月から制度改正））

- ・条例で規定する業種を対象とし、地区計画区域内での工場等の新設、増設又は移設に係る投下固定資産に対して賦課された固定資産税額及び都市計画税額の合計額の2分の1の額を限度とし4年間交付

○恵那市企業等立地奨励金（平成18年度から）

- ・恵那市内で事業所の新增設を行った事業者に対し、投下固定資産の10%（上限5000万円）を奨

励金として交付

- ・恵那市内で事業所の新增設を行った事業者に対し、投下固定資産に賦課された固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額を5年間交付
- 美濃加茂市事業所設置奨励金（昭和55年度から（平成25年度に制度を拡充））
 - ・美濃加茂市内での事業所等の新設・増設・移設に係る固定資産税相当額を10年間交付、償却資産は5年間交付
- 美濃加茂市雇用促進奨励金（平成14年度から（平成23年度に制度を拡充））
 - ・操業開始に伴い新規雇用した従業員のうち、美濃加茂市民であり、引き続き1年以上常時雇用する従業員1人につき5万円を10年間交付
- 美濃加茂市工業用水奨励金（平成24年度から（平成25年度に制度を拡充））
 - ・操業開始に伴い可茂工業用水の契約水量のうち、日量100立方メートルを超える部分に対し1立方メートル当たり20円、500立方メートルを超える部分に対しては1立方メートル当たり10円を20年間交付
- 土岐市事業所設置奨励金（平成19年度から）
 - ・土岐市内で事業所の新增設を行った事業者に対し、投下固定資産に賦課された固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額を5年間交付
- 土岐市雇用促進奨励金（平成19年度から）
 - ・操業開始に伴い新規雇用した従業員のうち、操業開始の日に土岐市民であり、引き続き1年以上常時雇用する従業員1人につき1年間のみ15万円を交付
- 各務原市企業立地助成金（平成16年度から）
 - ・各務原市内工業団地等での新規操業に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額の2分の1を上限に3年間助成
- 各務原市テクノプラザ2期企業立地助成金（平成16年から）
 - ・テクノプラザ2期区域内の新規操業に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額を上限に3年間助成
- 各務原市企業設備投資促進事業助成金（平成25年1月から）
 - ・岐阜県企業立地促進事業補助金及び岐阜県本社機能移転促進事業補助金の交付事業における各務原市内の事業者で、「研究開発事業に係る設備」及び「先端技術産業、航空宇宙産業その他の製造業に係る設備」のいずれかに該当する家屋及び償却資産に対して賦課された固定資産税の額の4分の1を上限とする。ただし、対象設備に初めて固定資産税が賦課された年度の翌年度に限り交付（対象設備が複数であって初めて固定資産税が賦課される年度がそれぞれ異なる場合は、そのうち最も遅い年度の翌年度に限り交付）
- 可児市事業所等設置奨励金（平成13年度から）
 - ・可児市内で事業所の新增設を行った事業者に対し、投下固定資産に賦課された固定資産税（土地・

家屋・償却資産)相当額を5年間交付

○可児市雇用促進奨励金(平成13年度から)

- ・操業開始に伴い新規雇用した従業員のうち、操業開始の日から操業開始の日の属する年の翌々年の1月1日まで可児市に居住し、かつ雇用されている従業員1人につき1年間のみ30万円を交付とし、3,000万円を上限に交付

○郡上市企業立地促進条例に基づく奨励金(平成16年度から(平成29年度から拡充))

- ・郡上市内に事業所等を新設・増設・移設した企業に対し、事業所等の投資額が一定規模以上で新たに常時雇用する従業員の要件を満たした場合、事業所等に係る固定資産税相当額を3年間交付、また、事業所等に係る新たに取得した土地の固定資産税評価額の20/100以内で3,000万円を限度として課税初年度のみ交付

○海津市工場等設置奨励金(平成18年度から)

- ・海津市内に工場等を新設または増設し、かつ、対象とする業種ごとに定める資産投資額及び新規地元常用雇用者数を満たす場合、初期投下固定資産に対して課せられた固定資産税を限度とし、最初に課すべきこととなる年度以後3箇年度にわたり交付。ただし、初期投下固定資産額が1億円以上の場合については適用しない

○海津市雇用促進奨励金(平成18年度から)

- ・海津市内に工場等を新設または増設し、かつ、対象とする業種ごとに定める資産投資額及び新規地元常用雇用者数を満たす場合、操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日に海津市内に居住しており、かつ、引き続き1年以上常用雇用された従業員1人につき20万円を交付(1,000万円を上限)

○笠松町創業者支援事業補助金(令和5年4月から)

- ・笠松町内に事業所等を新設する商工事業者に対し、創業開始時に係る経費の3分の2以内で100万円を限度として補助金を交付

○笠松町工場等設置奨励金(令和6年3月から)

- ・笠松町内の工場等を新設・増設・移設した場合において、投下固定資産に対して賦課された固定資産税額を限度とし、操業開始後始めて賦課された年度から3年間の奨励金を交付

○笠松町雇用促進奨励金(令和6年3月から)

- ・操業開始後2年を経過した日を基準日として、1年半以上笠松町に居住しており、引き続き常時雇用されている従業員1人につき20万円を交付(限度額500万円、交付は1事業者1回限り)

○垂井町工場等設置奨励金(平成14年度から)

- ・垂井町内の工場等を新設・増設・移設した場合において、投下固定資産に対して賦課された固定資産税額を限度とし、操業開始後初めて賦課された年度から3年間の奨励金を交付

○垂井町雇用促進奨励金(平成14年度から(平成28年度に制度を拡充))

- ・操業開始前後1年以内に新規雇用した従業員のうち、操業開始後2年を経過した日において、引

き続き本町に居住している従業員 1 人につき 10 万円を交付（限度額 500 万円）

○神戸町工場等設置奨励金（平成 19 年度から）

- ・神戸町内に工場等を新設・増設・移設した場合において、投下固定資産に対して賦課された固定資産税額を限度とし、操業開始後初めて賦課された年度から、新設の場合は 5 年間とし、増設・移設した場合は 3 年間の奨励金を交付

○神戸町雇用促進奨励金（平成 19 年度から）

- ・操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日から神戸町に居住しており、かつ、引き続き 1 年以上常時雇用された従業員 1 人につき 10 万円とし、1,000 万円を上限に奨励金を交付。ただし、交付は操業開始の翌年 1 回限り

○安八町工場等設置奨励金（平成 16 年度から）

- ・安八町内に工場等を新設・増設・移設し、かつ奨励金の対象業種、要件を満たした場合、初期投下固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額を上限に奨励金を交付。ただし、適用除外地域あり。

○安八町雇用促進奨励金（平成 16 年度から）

- ・安八町内に工場等を新設・増設・移設し、かつ奨励金の対象業種、要件を満たした場合、操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日安八町に居住し、かつ、引き続き 1 年以上常時雇用する従業員 1 人につき 10 万円を乗じて得た額とし、500 万円を限度とする。ただし、交付は操業の翌年 1 回限りとする。

○大野町工場等設置等奨励金（平成 24 年度から（平成 28 年度から制度改正））

- ・大野町内に事業者が工場等を新設・増設・移設したことに対して、奨励金の対象業種、要件を満たした場合、投下固定資産に対して賦課された固定資産税額を限度とし、操業開始後初めて賦課された年度から 5 年間の奨励金を交付。ただし、親会社及び子会社又はこれと同等の関係にある複数の企業が共同で事業を行う場合は 3 年間。

○大野町雇用促進奨励金（平成 24 年度から（平成 28 年度から制度改正））

- ・操業開始に伴い新たに雇用される町内の工場等従業員であって、町内に住所を有し、操業の開始前若しくは操業を開始した日から起算して 1 年を経過した日の前日までに雇用した従業員で、かつ、操業の開始日以降引き続き 1 年以上常時雇用される従業員であるもの 1 人につき 30 万円とし、1,500 万円を上限に奨励金を交付。ただし、交付は 1 事業者 1 回限りとする。

○坂祝町企業誘致奨励金（坂祝町企業誘致条例）（令和 3 年 6 月から）

- ・坂祝町内で事業所等を新設・増設した場合において、操業開始に伴い新たに取得した土地・家屋・償却資産に対して賦課される固定資産税を 3 年間交付

○川辺町事業所設置奨励金（平成 20 年 1 月から）

- ・川辺町内で工場等を新設・増設・移設した場合において、操業開始に伴い当該事業所のために新たに取得した土地・家屋・償却資産に対して賦課される固定資産税を 5 年間交付

○川辺町雇用促進奨励金（平成 20 年 1 月から）

- ・ 操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日に川辺町に居住し、かつ、常時雇用する従業員の数が、操業開始の日から 1 年以上経過した日において、新設の場合は 2 人以上、増設又は移設は 3 人以上に該当する事業者に対して当該従業員 1 人につき 10 万円を交付するものとし、500 万円を限度とする。（操業開始後 1 年を経過した日の属する年度のみ）

○御嵩町工場誘致条例（平成 10 年度から）

- ・ 御嵩町内に工場を新設・増設・移設した事業者に対し、投下固定資産額等の適用要件を満たした場合、投下固定資産に対する固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額を限度として 3 年間の奨励金を交付

○輪之内町企業立地促進奨励金（平成 21 年度から）

- ・ 輪之内町内に工場等を新設、増設もしくは移設した事業者に対し、投下固定資産（一定規模以上の投資額に限る）に対して賦課された固定資産税額を限度として、操業開始後初めて賦課された年度から 3 年間奨励金を交付。
- ・ 操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始時に本町に居住しており、かつ、引き続き 1 年以上常時雇用された従業員 1 人に月 5 万円の奨励金を交付。（新たに常時雇用する従業員数が 10 名以上の場合に限る。限度額 500 万円、操業の翌年 1 年限り）

○三重県企業立地促進条例に基づく補助金（平成 15 年度から（平成 25 年度に制度を拡充））

- ・ 成長産業立地補助金
クリーンエネルギー、ライフイノベーション等の成長産業及び高度部材産業を対象とした投資に対し補助金を交付
- ・ マザー工場型拠点立地補助金
製造業を対象として、マザー工場化につながる投資に対し補助金を交付
- ・ 研究開発施設等立地補助金
研究開発施設や試験認証機関を対象とした投資に対し補助金を交付

○中小企業高付加価値化投資促進補助金（三重県／平成 24 年度から）

- ・ 三重県内の中小企業が「高付加価値の成長分野における生産拠点」等を新增設する場合に補助金を交付

○津市企業立地促進条例に基づく奨励措置（平成 18 年度から）

- ・ 企業立地奨励金
津市内の指定地域において、工場等を新設、増設又は移設し、一定の投資額及び常時雇用従業員数を満たす場合、土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税相当額に一定割合を乗じた金額を 3 年間交付
- ・ 研究開発施設立地奨励金
津市内の指定地域において、研究開発施設を新設又は増設し、一定の投資額及び常時雇用従業員

数を満たす場合、家屋及び償却資産に係る固定資産税相当額を3年間交付

- ・用地取得費助成奨励金

津市内の指定地域において、9,000㎡以上の用地を取得し、一定の常時雇用従業員数を満たす場合、用地取得費相当額の20/100を5年間で分割交付（限度額3億円）

- 四日市市企業立地奨励金制度（平成12年度から（平成27年度から拡充））

- ・企業の新規立地や新規設備投資、新規産業の創出、臨海部工業用地の有効活用などを支援するため、固定資産税額・都市計画税額に相当する対象税額に一定割合を乗じた金額を交付

- 四日市市民間研究所立地奨励金制度（平成15年度から）

- ・産業の高度化及び新規事業分野への展開を支援し、知識集約型産業構造への転換を図るため、研究施設等の取得価格に一定割合を乗じた金額を交付

- 四日市市新規産業創出事業補助金（平成11年度から（平成28年度から拡充））

- ・中小製造業者が自ら行う事業のうち、新製品・新技術開発にかかる経費、又は今後成長が見込まれる新規産業への参入にかかる経費に対し、補助金を交付

- 伊勢市企業立地促進奨励金制度（昭和60年度から（平成28年度に制度改正））

- ・製造業、研究開発施設、情報通信産業、旅館業等の指定業種で、市内に一定の投資要件及び新規常時雇用従業員数等各種条件を満たし、工場等を新設・増設・移設する場合に用地取得奨励金、設備投資奨励金、雇用奨励金を交付

- 松阪市企業立地促進奨励金（平成16年度から）

- ・松阪市内に製造、研究、新エネルギー関連施設及び流通分野の事業を営む施設を新設し、一定の要件を満たす場合、用地取得費または不動産鑑定評価額のいずれか低いほうの額の25%（研究及び流通分野の施設は20%）に相当する額を5年分割で交付

- 桑名市企業誘致奨励金（平成16年度から）

- ・立地奨励金

指定地域内において、環境保全等適切な措置を講じた特定の施設を設置し、一定の投資額を満たす場合に立地奨励金を交付

- ・定住促進奨励金

桑名市企業等誘致促進条例で指定した対象施設で、桑名市民又は桑名市に転入した常用被雇用者を雇った事業者に対して定住促進奨励金を交付

- 鈴鹿市工業振興条例に基づく奨励措置（平成28年度から）

- ・工場等設置奨励金

鈴鹿市内の特定地域内で工場等を新設若しくは増設し、一定の投資額及び常用被雇用者数を満たす場合、土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税相当額を交付

- ・用地取得費助成金

工場等設置奨励金の奨励措置の認定を受けた工場等を設置するに当たり、当該工場等敷地として

9, 000 m²以上の用地を取得し、かつ2年以内に着工した場合は、用地取得費の10%を交付

・利子補給金

工場等設置奨励金の奨励措置の認定を受けた中小企業者で、金融機関から資金の借り入れがある場合、その借り入れの利子に対して一部を交付

・雇用奨励金

工場等設置奨励金の奨励措置の認定を受け、工場等の新設・増設に対して、鈴鹿市民又は鈴鹿市に転入した常用被雇用者を雇った事業者に対して奨励金を交付

○亀山市産業振興奨励金（平成16年度から）

・亀山市内の特定地域において、一定の投下固定資産総額及び新規雇用者数を満たす事業所の新設・増設・移設を行った製造業や物流関連等の事業者に対し、奨励金を交付

○いなべ市商工業小規模事業者資金利子補給金（平成15年度から）

・いなべ市内において、経営の改善及び合理化を図るために、資金融資制度による融資を受け事業を営む小規模事業者に対し、利子補給金を交付

○伊賀市工場誘致条例に基づく奨励措置（平成16年11月から）

・立地奨励金

伊賀市内において、工場を新設又は増設する者で、一定の投資額及び伊賀市民新規雇用常用従業員数などを満たす場合、土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税額の一定割合を奨励金として、3年間交付

・用地取得助成金

伊賀市内ゆめぼりす伊賀クリエイトにおいて、3,000 m²以上の工場建設用用地を取得する者で、立地奨励金の要件を満たし地域経済の振興に寄与すると認められる場合、取得費の25%程度を助成金として、工場稼働の翌年度より10年間に亘り分割交付

・雇用促進奨励金

立地奨励金の奨励措置の認定を受け、工場の新設又は増設に対して、伊賀市民を常用被雇用者として雇った人数に12万円を乗じた額を奨励金として、1年間交付

○木曾岬町企業誘致促進条例に基づく奨励措置（令和元年12月から）

・木曾岬町内において、新增設する事業所の土地の面積が20,000 m²以上かつ施設等の建ぺい率が40%以上（いずれも既存施設含む）を満たし、投下固定資産総額が7億円以上の場合、最長5年分の固定資産税について総額3億円を限度に奨励金として交付

○東員町商工業経営近代化資金利子補給金（平成3年度から）

・東員町地内において、経営の改善及び合理化を図るために資金融資制度による融資を受けて事業を営む者に対し、利子補給金を交付

○長野県ものづくり産業応援助成金（平成17年度から（平成26年度に制度を拡充））

・長野県内で、製造業等の企業が工場や研究所等を新增設する場合に助成金を交付。国際戦略総合

特別区域への立地や航空宇宙関連分野の企業は助成率を加算

○長野市事業用地取得事業助成金（平成 25 年度から（令和元年度に制度を拡充））

- ・工業系用途地域又は中山間地域の用地を取得し、工場等を設置した場合に、用地取得費の 20% を 3 年分割で助成（限度額 6,000 万円）

○長野市商工業振興条例に基づく助成措置（昭和 57 年度から）

- ・事業所等設置事業助成金（平成 28 年度に制度を拡充）

工場や事業所を新設・増設した場合に、その固定資産税相当額を 3 年間助成（3 年度目は対象額の 8 割）

1,000 m²を超える事業所を新設・増設した場合に、事業所税資産割相当額を 3 年間助成

- ・工場用地等取得事業助成金（平成 28 年度に制度を拡充）

長野市等が分譲する産業団地を取得した場合、用地取得費の 30% を 3 年間分割で助成（限度額 3 億円）

- ・雇用創出企業立地支援事業助成金（平成 28 年度に制度を拡充）

事業所を新設・増設・移設し、事業開始から 3 年以内に 20 人以上（中小企業 10 人以上、新設 5 人以上、都市計画区域外の場合 5 人以上）の常用雇用者を 1 年以上雇用した場合に、1 人 10 万円（101 人以上は 1 人 20 万円）助成（限度額 5,000 万円）

上記雇用助成に該当し、1,000 万円以上の施設改修を行った場合に、その費用の一部を助成（限度額：1 年間の雇用人数×100 万円、改修費の 1/2、2,500 万円のいずれか低い額）

- ・公害防止施設設置事業・工場等緑化事業助成金（平成 28 年度に制度を拡充）

既存工場において 300 万円以上の公害防止施設（市環境部で認定）を導入した場合、施設設置費の 20% を助成（限度額 1,000 万円）

工場所有者又は産業団地入居者が敷地の 10% 以上の緑化工事を行った場合、緑化経費の 20% を助成（限度額 5,000 万円）

○新技術等共同研究開発事業補助金（長野市／平成 17 年度から（令和 5 年度に制度を拡充））

- ・研究機関又は企業との共同研究実施事業者を対象に、新材料、製品の開発、生産加工等に関わる技術を開発するために直接必要な経費に対し、200 万円を上限に補助金を交付

○長野市新産業創出・販路開拓事業補助金（平成 25 年度から）

- ・新技術・新製品開発及び販路促進・見本市への出展のために必要な経費に対し、30 万円を上限に補助金を交付

○上田市工場等用地取得事業補助金（昭和 60 年度から）

- ・上田市内の特定地域において、製造業等の工場等を新設、移設、増設するために、公有地又は民有地を取得する企業に対し、公有地については対象経費の 30% 以内、上限 3 億円（3 年間分割交付）、民有地については対象経費の 10% 以内、上限 1 億円（2 年間分割交付）の補助金を交付

○上田市工場等設置事業補助金（昭和 60 年度から）

- ・上田市内の特定地域において、製造業等の工場等を新設、移設、増設するために公有地を取得し、工場等を設置する企業に対し、対象経費の20%以内、上限5,000万円の補助金、民有地を取得し、工場等を設置する企業に対し、対象経費の15%以内、上限2,000万円の補助金を交付
- 上田市新技術等開発事業補助金（平成15年度から）
- ・新技術の開発や新産業の創出に取り組む企業に対し、対象経費の2分の1以内、上限300万円の補助金を交付
- 上田市中心小企業等販路拡大事業補助金（平成14年度から）
- ・販路拡大のために、展示会や見本市等へ出展する中小企業等に対し、対象経費の2分の1以内、国内については上限30万円、海外については40万円の補助金を交付
- 上田市生産性向上等投資促進事業補助金（令和4年7月から）
- ・感染症の流行に伴う様々な影響や原油・原材料価格の高騰、人材不足、働き方改革への対応など厳しい事業環境を乗り越えるため、生産性の向上とエネルギー効率の向上を同時に満たす設備投資を行う企業に対し、対象経費の2分の1以内、上限500万円の補助金を交付
- 岡谷市商工業振興条例に基づく補助金（昭和56年度から）
- ・岡谷市内の特定地域に取得した土地に工場(300㎡以上)等を新設若しくは増設、新規常勤雇用者を1年以上雇用し(当該新規常勤雇用者が、新工場の稼働に係る採用であるとみなされる者であっては、助成事業の承認申請日以前からの雇用を含むものとする)、かつ、当該工場等の操業等が、1年を経過した場合、取得した土地に係る投下固定資産総額の30%を交付
 - ・岡谷市内の特定地域に工場(300㎡以上)等を新設若しくは増設、新規常勤雇用者を1年以上雇用し(当該新規常勤雇用者が、新工場の稼働に係る採用であるとみなされる者であっては、助成事業の承認申請日以前からの雇用を含むものとする)、工場等の建設を市内事業者で施行した場合、取得した家屋等に係る固定資産税相当額を3年間交付
- 岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業補助金（平成17年度から）
- ・中小企業者又はその企業グループが、単独又は産学官の連携により行う技術の研究開発又は新製品の開発を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付
 - ・国が令和3年6月18日に策定した2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略において成長が期待される14の重点分野に関連する取組については、補助上限額を引上げ
- 岡谷市成長産業販路開拓支援事業補助金（令和6年度から）
- ・市内の中小企業者、企業グループが医療、航空宇宙、環境・エネルギー、クリーンエネルギー自動車、半導体、ロボット又はデジタル産業において新規受注開拓・販路開拓を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付
- 飯田市企業立地（振興）促進事業補助金（平成19年度から（平成26年度に制度を拡充））
- ・飯田市内で、航空宇宙関連分野など物品の製造及び研究を行う工場を、特定区域内で新設若しくは増設し、一定の投資額及び新規雇用常用従業員数を満たす場合、固定資産取得費用に対し補助

金を交付

- 工場等立地促進条例による助成（諏訪市／平成 19 年度から）
 - ・ 製造業・ソフトウェア業等の事業者が、工場・研究施設等の新設・増設・移設または空き工場等
を取得して操業を開始した際、その固定資産税相当額を 3 年間に渡って助成
- 新技術・新製品開発事業補助金（諏訪市／平成 18 年度から）
 - ・ 製造業・ソフトウェア業等の事業者が、過去 3 年以内に完成させた新技術及び新製品の開発に要
した経費の一部を補助
- 新技術・新製品開発事業補助金（先行型）（諏訪市／令和元年度から）
 - ・ 製造業・ソフトウェア業等の事業者が、年内の完成を目指す新技術及び新製品の開発に要した経
費の一部を補助
- 貸工場・貸事務所家賃補助金（諏訪市／平成 25 年度から）
 - ・ 工場や事務所（事業所）を借りて新たに事業を営む中小企業者、または市外から市内へ転入して
同事業を営む中小企業者に対し、その事業所の賃貸借料の一部を 1 2 ヶ月に渡って補助
- 各種認証等取得支援事業補助（諏訪市／平成 29 年 4 月から）
 - ・ 航空宇宙分野に関係する各種認証等の取得及び登録に係る経費を 50 万円を限度とし予算の範囲
内で補助
- 伊那市工場等設置事業補助金（平成 19 年度から（平成 27 年度に制度を拡充））
 - ・ 伊那市内へ工場等の新設・移設及び増設をした場合に、当該固定資産税の 100%～25%を複数年補
助金として交付
- 伊那市産業用地取得補助金（平成 26 年度から）
 - ・ 伊那市が所有する産業用地を購入し、3 年以内に操業を開始する場合に購入価格の 30%を補助金
として交付
- 駒ヶ根市特定地域工場等設置事業助成金（平成 8 年度から）
 - ・ 特定地域で一定の条件を満たす場合、3 年度の間における各年度の土地・家屋・償却資産に課税
される固定資産税の納付額に相当する額を助成金として交付
- 駒ヶ根市中小企業販路拡大支援事業助成金（平成 22 年度から）
 - ・ 展示会に出展する事業者に対し、出展小間料等 3 分の 2 を助成金として交付（上限 50 万円）
- 茅野市中小企業振興補助金（平成 19 年度から）
 - ・ 茅野市内の特定地域において、工場等の新設、増設又は空き工場を活用し、一定の投資額もしくは
一定割合の固定資産評価額の増加を満たす場合、土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税相
当額を 3 年間交付もしくは 2 年間交付
- 茅野市製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金（平成 30 年度から）
 - ・ 市内製造業の中小企業者が労務環境改善設備又は競争力強化設備を購入し、市内に所有し又は賃

借して使用する事業所の内部に設置を行う事業の経費に対し、補助金を交付

○下諏訪町商工業振興条例に基づく助成事業（平成 21 年度から）

- ・下諏訪町内において、特定地域に工場の新設、増設、取得をした場合、投下固定資産総額に対して助成金を交付

○富士見町工業振興事業補助金（平成元年度から）

- ・富士見町内において、町内工業者が工場等を新設、移転した場合、2,000 万円を限度に補助金交付。増設の場合は1,000 万円を限度に補助金交付。ただし、土地の場合は取得する面積が 600 m² 以上で取得から 3 年以内に操業を開始する事業とし、取得価格の 100 分の 30 以内で 500 万円、町の指定区域内にあっては1,000 万円を限度として補助金を交付。土地造成費の場合は、造成費用の 100 分の 50 以内で1,000 万円を限度に補助金交付
- ・富士見町内の既存企業が新たに 100 万円以上の償却資産（機械及び装置に限る。）を取得した場合に、投下固定資産総額の 100 分の 5 以内で 20 万円を限度として補助金交付

○辰野町商工業誘致及び振興補助金（平成 30 年度から）

- ・辰野町内において、企業施設を新增設した場合、当該取得の固定資産税相当額を 3 年間、町外企業の場合は最大で 5 年間、補助金として交付
- ・辰野町内において償却資産を新增設した場合、当該取得の固定資産税相当額の 1 年度分を補助金として交付
- ・辰野町内において、企業が自己の事業のために土地を取得した場合は、当該取得の固定資産税相当額を 5 年間、補助金として交付
- ・いずれの場合も投下固定資産（固定資産税の対象となる資産）の総額が 500 万円以上の場合が対象

○箕輪町工場等設置事業補助金（平成 28 年度から（令和元年度に制度を拡充））

- ・箕輪町内において、工場等を新設、移設、増設した場合、土地、建物、償却資産の固定資産税相当額を補助。ただし、土地、建物の場合は課税標準額 2,000 万円以上が対象で新規企業は 5 年度分、既存企業は 3 年度分を補助。償却資産の場合は、固定資産税相当額で 300 万円を限度に初年度分を補助。用地取得については一定の要件により用地取得費の 30%以内、限度額 3 億円で 5 年間の分割交付

○飯島町商工業振興事業補助金（商工業経営規模拡大支援事業補助金）（平成 13 年度から）

- ・工場等の新設にあつては 2,000 万円、増設にあつては 1,000 万円を超え、かつ新規雇用 1 人以上となる中小企業者に対し、当該固定資産に係る固定資産税相当額（課税免除された額を除く）を 3 年間補助金として交付（単年度における補助金の上限は一件 500 万円以内）

○南箕輪村企業振興事業補助金（平成 18 年 6 月から）

- ・南箕輪村内において、土地・建物の取得及び工場等を新設・増設・設備投資等をした企業に対し、固定資産税相当額を補助

- ・新規企業の工場等の新設の場合は5年間、既存企業の工場等の移設・増設の場合は2年間、既存企業の償却資産のみの取得の場合は1年間補助
- 松川町工場等設置事業補助金（平成20年度から）
- ・松川町内において、工場等の新設及び増設に伴う建物、土地の取得に対し、3年度分の固定資産税年税額相当額を補助金にて交付
 - ・新規企業又は既存企業が新たに償却資産（機械及び装置に限る。）を取得し、松川町内に設置する場合に、初年度分の固定資産税年税額相当額を300万円を限度として補助金にて交付
- 松川町展示商談会等出展事業補助金（平成25年度から）
- ・展示商談会等に出展する中小企業に対し、出展小間料の2分の1を補助金にて交付
- 喬木村工業等生産設備取得補助金（平成27年度から）
- ・喬木村内に有する工場等内において、機械及び装置を取得した場合に、償却資産に係る初年度の固定資産税相当額を補助金として交付
- 喬木村展示商談会等出展事業補助金（平成27年度から）
- ・展示商談会等に出展する事業者に対し、出展小間料の2分の1を補助金にて交付
- 新規産業立地事業費補助金（静岡県／平成7年度から）
- ・成長産業を始めとした製造業などにかかる工場、研究所等を新設又は増設する際の設備投資に対し、補助金を交付
- 地域産業立地事業費補助金（静岡県／平成8年度から）
- ・成長産業を始めとした製造業などにかかる工場、研究所等を新設又は増設する際の用地取得費と新規雇用に補助金を交付
- 新成長産業戦略的育成事業助成金（静岡県／平成22年度から）
- ・成長産業分野における中小企業の試作品開発等に対し、補助金を交付
- 航空機産業認証取得助成金（静岡県／平成25年度から）
- ・「JISQ9100」や「Nadcap」の認証取得にかかる経費に対し、補助金を交付
- 航空機産業設備投資事業費補助金（静岡県／平成28年度から）
- ・航空機部品の製造等に必要な設備の導入に対し、補助金を交付
- 航空機産業高度人材育成事業費補助金（静岡県／平成28年度から）
- ・航空機部品製造に特化した非破壊検査員等、高度な人材の育成に対し、補助金を交付
- 浜松市企業立地促進事業費補助金（平成19年度から）
- ・製造業、研究所、データセンター、高度な物流施設で、一定以上の用地を取得した場合に用地取得費に対する補助金を交付。また、用地取得後に新規雇用をした場合、新規雇用に対する補助金を交付。さらに、取得した用地において一定の設備投資を行った場合、設備投資費に対する補助金を交付
- 浜松市企業立地奨励費補助金（平成19年度から）

- ・浜松市企業立地促進事業費補助金の対象となった土地及び対象となった土地の上にある家屋に係る固定資産税、都市計画税、事業所税（資産割）に対し、3年間補助金を交付
- 浜松市新産業創出事業費補助金（平成23年度から）
 - ・浜松市において戦略的に支援すべき産業分野として位置づけている成長6分野について、新技術、新製品等の研究開発費に対し補助金を交付
- 島田市企業立地促進事業費補助金（平成20年度から）
 - ・製造業、研究所、物流施設の新設又は増設に係る経費（用地取得費及び新規雇用）を対象に補助金を交付
- 島田市地域産業振興事業費補助金（平成22年度から）
 - ・機械設備整備、研究開発、労働環境改善施設整備を実施する中小企業等へ補助金を交付
- 富士市企業立地促進奨励金（平成15年4月から）
 - ・富士市内において事業規模の拡大又は新たな事業を行う目的で、市内において土地を購入又は賃借し事業所の新設、増設又は移設を行う事業者に対し、用地奨励金及び雇用奨励金を交付
- 富士市ものづくり力向上事業補助金（平成30年4月から）
 - ・富士市内において事業規模の拡大及び生産性の向上を図る目的で、機械設備等の購入又はこれに伴う家屋の新築、増築若しくは改修を行う事業者に対し、家屋及び機械設備の対象経費に補助金を交付
- 富士市中小企業経営革新事業補助金（平成30年4月から）
 - ・中小企業者等による経営の相当程度の向上を促進するため、中小企業経営革新事業を行う市内の中小企業者等を対象に新商品・新技術・新役務開発事業等に係る経費の一部を補助
- 産業財産権取得事業補助金（富士市／平成19年4月から）
 - ・国内において産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）を取得しようとする市内の中小企業者等を対象に、出願経費の一部を補助
- 海外産業財産権取得事業補助金（富士市／平成29年4月から）
 - ・国外において産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）を取得しようとする市内の中小企業者等を対象に、出願経費の一部を補助
- 産学連携ものづくりチャレンジ補助金（富士市／平成24年4月から）
 - ・富士市内の中小企業者等が行う、高等教育機関又は試験・研究機関との共同研究・開発に係る経費の一部を補助
- 磐田市産業立地促進事業費補助金及び立地工場等事業継続強化事業費補助金（BCP補助金）（平成17年度から）
 - ・製造業、研究所、物流施設で、一定以上の新設又は増設を行った工場等の用地取得費の20%及び新規雇用者に関する経費（新規雇用一人当たり50万円）相当額を補助
- 磐田市産業立地奨励補助金（平成17年度から）

- ・新設増設を行った工場等の土地・家屋・償却資産に対して課税される固定資産税及び都市計画税の課税相当額を補助
- 人材育成事業費補助金（磐田市／令和4年4月から）
 - ・中小企業者等が従業員等の人材育成や企業間交流のために、市内で新たに実施する研修等の費用の一部を補助
- 販路開拓支援補助金（磐田市／令和5年4月から）
 - ・販路開拓に取り組む中小企業者等に対し、その経費の一部を補助
- 焼津市産業立地促進事業費補助金（平成16年度から）
 - ・製造業、研究所、高度な物流施設で、一定以上の用地を取得した場合の用地取得費と、用地取得後の新規雇用に対する補助金を交付
- 焼津市立地工場等事業継続強化事業費補助金（BCP）（焼津市／平成27年4月から）
 - ・特定地域から移転又は分散する製造業、研究所、高度な物流施設で、一定以上の用地を取得した場合の用地取得費と、用地取得後の新規雇用に対する補助金を交付
- 焼津市産業立地奨励事業費補助金（平成27年4月から）
 - ・企業誘致関連補助金を利用して新設増設を行った工場等の土地・家屋・償却資産に対して課税される固定資産税及び都市計画税の課税相当額を3年間補助金として交付
- 掛川市企業立地促進事業費補助金（平成17年度から）
 - ・製造業・自然科学研究所・高度な物流施設・ソフトウェア業・植物工場で、一定以上の用地を取得した場合の用地取得費及び新規雇用に対する補助金を交付
- 掛川市産業立地奨励事業費補助金（平成23年度から）
 - ・掛川市産業立地奨励事業費補助金の対象となる新設増設の工場等の土地・家屋・償却資産に対して課税される固定資産税及び都市計画税の課税額以内において補助金を交付
- 清水町企業立地促進事業費補助金（平成28年6月から）
 - ・成長産業を始めとした製造業などにかかる工場、研究所等を新設又は増設する際の用地取得費と新規雇用に補助金を交付
- 清水町地域未来牽引事業費補助金（平成31年2月から）
 - ・地域未来牽引企業に対し業務の用に供する施設の建設に要する経費に補助金を交付

【金融上の支援措置】

- 産業活性化資金貸付制度（岐阜県／平成18年度から）
 - ・航空機関連などのハイテク産業が生産の増強、事業拡大、研究開発を行う場合に必要な設備資金及び運転資金を貸付
- 成長産業強化支援資金貸付制度（岐阜県／平成26年度から）
 - ・岐阜県成長・雇用戦略における航空宇宙をはじめとした成長分野に係る施設設備にかかる設備資

金及び運転資金を貸付

- 事業所建設等促進資金融資制度（岐阜市／平成9年度から）
 - ・適切な計画の下に事業所の岐阜市内適地への移転もしくは建設又は現在事業地での事業所の建替・増改築を行おうとする中小企業者に対し、必要な設備資金を貸付し、1.5億円を限度額とし、融資期間15年以内で貸付
- 信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）（長野県／平成23年度から（令和3年度に制度を拡充））
 - ・航空宇宙関連など成長産業分野への参入又は事業転換を行う中小企業者等に対し、必要な設備資金及び運転資金を貸付。令和3年度からは、環境分野への新規産（有）を含めた環境関連の資金メニューを同資金に集約
- 長野市一般事業（設備・運転）貸付制度（昭和56年度から（平成27年度に制度を拡充））
 - ・工場適地等に工場を立地しようとする製造業等を営む中小企業者に対し、工場等の立地に必要な設備資金及び運転資金を貸付
- 上田市企業立地促進資金（昭和55年度から）
 - ・新たに工場等の新設、移転、増設を行う企業、新たに設備導入を行う企業に対して、必要な設備資金を貸付
- 上田市経営革新支援資金（昭和55年度から）
 - ・新しい技術、製品、サービス等の研究開発又は事業展開を行う企業、事業転換又は新分野への進出により経営の多角化を図る企業に対して、必要な運転資金及び設備資金を貸付
- 新分野開拓支援資金（岡谷市／平成23年度から）
 - ・航空宇宙関連を含む新規成長分野への参入支援として、新技術・新製品等の研究開発等に必要な設備資金及び運転資金を貸付
- 飯島町商工業振興資金融資（平成17年度から）
 - ・工場適地等に工場等を立地しようとする製造業等を営む中小企業者に対し、工場等の立地に必要な設備資金及び運転資金を貸付、融資規則に定める利子補給率を設定（設備資金：移転のための資金は都市計画用途指定地域及び農工法指定地区への移転とする）
- 静岡県特別政策資金融資制度（平成14年度から（平成25年度に制度を拡充））
 - ・静岡県内で営む又は営もうとする事業に必要な設備資金及び運転資金を貸付。平成25年度からは、航空機産業分野を含んだ成長産業分野に対する優遇利率を設定
- 富士市開業パワーアップ支援資金利子補給制度（平成24年4月から）
 - ・富士市内に主たる店舗、工場若しくは事業場を設けようとする者等を対象に、その創業及び創業により行う事業に必要な資金を貸し付けた金融機関に利子補給金を交付（静岡県の同様の制度に上乘せ）

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- 総合特区法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→1%以上：半田市／平成25年4月1日から、瑞浪市／平成26年4月1日から、坂祝町／平成27年4月1日から）
- 総合特区法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→5%以上：名古屋市／平成25年4月1日から、津島市／平成27年7月1日から、北名古屋市／平成29年12月27日から、各務原市／平成24年10月1日から、関市、笠松町／いずれも平成26年4月1日から、郡上市／平成27年4月1日から、垂井町／平成27年1月1日から、津市／平成30年1月1日から、桑名市／平成30年3月28日から、鈴鹿市／平成28年4月1日から、浜松市／平成28年7月1日から）
- 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の検討・制定（豊橋市、岡崎市、春日井市、常滑市、小牧市、みよし市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、海津市、神戸町、川辺町、御嵩町、飯田市、高森町、豊丘村／いずれも平成28年度以降）
- 地域未来投資促進法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%→1%以上：大垣市／平成30年3月27日から）
- 地域未来投資促進法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→3%以上：海津市／平成20年4月1日から）
- 地域未来投資促進法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→5%以上：蒲郡市／平成21年1月1日から、弥富市／平成24年4月1日から、豊山町／平成20年7月1日から、可児市／平成27年4月1日から、桑名市／平成30年3月28日から）
- 地域未来投資促進法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→5%以上又は10%以上：西尾市／平成23年10月1日から）
- 地域未来投資促進法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→10%以上：飛島村／平成23年4月1日から、松川町／平成29年12月5日から）
- 地域産業集積形成法に基づく条例を廃止する条例の経過措置による緑地面積率の緩和（20%以上→5%以上又は10%以上：各務原市／平成25年7月1日から）
- 工場立地法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→5%以上：安城市／平成28年4月1日から、蒲郡市／令和2年4月1日から、江南市／平成28年4月1日から、知多市／平成25年4月1日から、弥富市／令和5年10月1日から、大口町／平成26年6月27日から、川辺町／平成31年4月1日から、木曾岬町／平成30年9月21日から、清水町／平成29年4月1日から）
- 工場立地法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→5%以上又は10%以上：岡崎市、大府市／いずれも平成26年4月1日から、一宮市／平成29年10月1日から、春日井市／平成25年7月8日から、津島市／平成24年4月1日から、碧南市／平成26年4月1日から、西尾市／平成30年3月1日から、犬山市／平成27年3月23日から、常滑市／平成28年1月1日から、小牧市／平成26年7月1日から、稲沢市／平成31年4月1日から、知立市／令和2年4月1日から、豊

明市／平成 30 年 12 月 1 日から、岐阜市／平成 27 年 4 月 1 日から、中津川市／令和 2 年 4 月 1 日から、美濃市／平成 28 年 11 月 1 日から、美濃加茂市／平成 31 年 1 月 1 日から、神戸町／平成 29 年 4 月 21 日から、安八町／令和元年 6 月 21 日から、伊勢市／令和 2 年 1 月 1 日から、伊那市／平成 29 年 9 月 29 日から、茅野市／令和 6 年 4 月 1 日から、箕輪町／平成 30 年 4 月 1 日から、南箕輪村／平成 30 年 12 月 17 日から、浜松市／平成 28 年 4 月 1 日から、富士見町、磐田市／平成 29 年 4 月 1 日から)

- 工場立地法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%→5%以上、10%以上又は15%以上：尾張旭市／平成 28 年 4 月 1 日から）
- 工場立地法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→10%以上：名古屋市、富士市／いずれも平成 25 年 4 月 1 日から、豊川市／平成 26 年 12 月 26 日から、東海市／平成 27 年 4 月 1 日から、四日市市／令和 2 年 4 月 1 日から、長野市／平成 24 年 12 月 25 日から、上田市／平成 27 年 10 月 1 日から、駒ヶ根市／平成 28 年 6 月 24 日から、飯島町／平成 30 年 6 月 19 日から、松川町／令和元年 12 月から、高森町／令和元年 10 月 1 日から）
- 工場立地法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→10%以上又は15%以上：島田市／平成 25 年 9 月 30 日から）
- 工場立地法に基づく条例による緑地面積率の緩和（15%以上→5%以上：豊橋市／令和 5 年 4 月 1 日から）
- 工場立地法に基づく緑地面積率等条例の検討・制定（恵那市／平成 27 年度以降）
- あま市工場立地法地域準則条例
 - ・準工業地域、工業地域、市街化調整区域において、工場立地法に基づく条例による緑地面積率の緩和（20%以上→5%以上又は10%以上：令和 5 年 6 月から）
- 中部国際空港島内での超大型貨物輸送に係る許可手続について、複数の許可権者が連携した手続の合理化・期間の短縮化等の検討（愛知県、愛知県企業庁、常滑市、中部国際空港株式会社等）
 - ・中部国際空港島内の超大型貨物輸送に必要な手続情報をまとめた「超大型貨物輸送の各種手続きに関する手引き」及び「一括申請フォーマット」の作成・公開（平成 24 年 10 月から）
- 都市計画法（第 12 条の 5）に基づく地区計画の策定
 - ・県営名古屋空港及びその隣接地において、空港機能を活用した民間航空機の整備・生産拠点の整備に向けた地区計画の作成（平成 26 年 3 月 28 日都市計画決定告示：豊山町）

3. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- 展示会・商談会の開催または展示会・商談会への出展支援による新規参入・販路開拓支援
- 県営名古屋空港隣接地における民間航空機の生産・整備拠点の誘致（愛知県／平成 25 年 4 月から）
- 県営名古屋空港における駐機場等の空港施設整備による生産機能強化（愛知県／平成 27 年 10 月か

ら)

- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）名古屋空港飛行研究拠点が入居する愛知県飛行研究センターの管理・運営（愛知県／平成 23 年 4 月から）
- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）と締結した航空分野に係る連携協力協定に基づく情報発信、技術相談などの連携事業の実施（愛知県／平成 24 年 2 月から）
- 航空機産業人材育成（愛知県／平成 27 年度から）
 - ・生産技能者、生産技術者等の各階層に向けた実習・研修の実施
- ボーイング 787 型機部位保管庫「ドリームリフター・オペレーションズ・センター」に供する施設の整備（中部国際空港株式会社／平成 25 年度運用開始）
- 「岐阜県かかみがはら航空宇宙博物館」をリニューアルオープン（岐阜県、各務原市／平成 30 年 3 月から）
- 高校生のための、航空機の基本的な組立などの工程を学べる実習施設「モノづくり教育プラザ」を開設（岐阜県／平成 29 年 4 月から）
- 企業内研修を補完し、就業者のスキルアップを促進するための実習施設「テクノプラザものづくり支援センター」を開設（岐阜県／平成 28 年 11 月から（令和 6 年 4 月から名称を変更））
- テクノプラザイノベーション研修の開催（岐阜県／平成 25 年度から（令和 6 年度から制度を改正））
 - ・テクノプラザものづくり支援センターにおいて、テクノプラザイノベーション研修（航空機系）を開催
- 成長産業支援専門職の設置（岐阜県／平成 27 年度から（平成 29 年度から窓口を一本化））
 - ・公益財団法人岐阜県産業経済振興センターにおいて重工メーカーOB等を採用し、航空宇宙分野の地域企業の技術的助言、新規参入のための認証取得等の支援
 - ・展示会、商談会への出展支援及びフォローアップ、セミナーの開催
 - ・航空宇宙・ドローン産業競争力強化支援事業費補助金を活用した企業の競争力強化支援
- 岐阜県内工業高校生の航空宇宙産業への就職意欲や基礎知識・基礎技能を向上するため、高校生を対象としたセミナー・企業見学、保護者を対象とした啓発セミナーを実施（岐阜県／平成 25 年度から）
- ぎふ宇宙プロジェクト推進研究会の設置
 - ・宇宙産業に関心のある中小企業等を対象に、宇宙産業の最新情報を提供する勉強会（セミナー）等を開催（岐阜県、岐阜大学／令和 4 年度から）
- 航空宇宙産業における特殊工程を行うための「航空宇宙産業クラスター拠点工場」の整備（長野県、飯田市、公益財団法人南信州・飯田産業センター／平成 26 年度運用開始）
- 航空宇宙産業分野に携わる、中小企業の中核人材育成講座の開催（飯田市、公益財団法人南信州・飯田産業センター／平成 24 年度から）
- 航空宇宙関連機器の開発における、着氷試験設備（D0-160）、電磁波測定・試験評価施設「飯田 EMC センター」及び「工業技術センター」の設備拡充（飯田市、公益財団法人南信州・飯田産業セ

ンター／平成 26 年度から)

○信州大学による「航空機システム共同研究講座」の開設

- ・講座運営を支援するための「航空機システム共同研究講座コンソーシアム」を設置（長野県、飯田市、南信州広域連合、公益財団法人南信州・飯田産業センター、金融機関等／平成 29 年度から）

○中核人材の育成研修（静岡県／平成 25 年度から）

- ・航空宇宙生産技術の中核人材を育成するための研修会を開催

○販路開拓支援（静岡県）

- ・重工メーカーOB等を活用し、航空宇宙分野の地域企業の受注活動を支援（平成 23 年度から）
- ・展示会への出展を支援（平成 21 年度から）

○次世代産業販路開拓支援事業枠（岡谷市／令和 4 年 4 月から）

- ・医療・航空宇宙、環境・エネルギー、デジタル産業への販路開拓に要する経費に対し、補助金を交付

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	各務原市
住所	〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1-69 TEL: 058-383-1111
概要	設 立: 昭和38年4月1日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	名古屋市
住所	〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 TEL: 052-961-1111
概要	設 立: 明治22年10月1日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-1関係
名称	半田市
住所	〒475-8666 愛知県半田市東洋町2-1 TEL: 0569-21-3111
概要	設 立: 昭和12年10月1日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	関市
住所	〒501-3894 岐阜県関市若草通三丁目1番 TEL: 0575-22-3131
概要	設 立: 昭和25年10月15日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-1関係
名称	瑞浪市
住所	〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1-1 TEL: 0572-68-2111
概要	設 立: 昭和29年4月1日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	笠松町
住所	〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1 TEL: 058-388-1111
概要	設 立: 昭和30年4月1日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	郡上市
住所	〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 TEL: 0575-67-1121
概要	設 立: 平成16年3月1日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	垂井町
住所	〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町1532-1 TEL: 0584-22-1151
概要	設 立: 昭和29年9月10日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	坂祝町
住所	〒505-8501 岐阜県加茂郡坂祝町取組46-18 TEL：0574-26-7111
概要	設 立：昭和43年10月1日 業 種：地方自治体 業務概要：自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	津島市
住所	〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地 TEL: 0567-24-1111
概要	設 立: 昭和22年3月1日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-1関係
名称	浜松市
住所	〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町103-2 TEL: 053-457-2111
概要	設 立：明治44年7月1日 業 種：地方自治体 業務概要：自治事務、法定受託事務

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	鈴鹿市
住所	〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 TEL：059-382-1100
概要	設 立：昭和17年12月1日 業 種：地方自治体 業務概要：自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	北名古屋市
住所	〒481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 TEL: 0568-22-1111
概要	設 立: 平成18年3月20日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	津市
住所	〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 TEL: 059-236-3355
概要	設 立: 明治22年4月1日 業 種: 地方自治体 業務概要: 自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—1関係
名称	桑名市
住所	〒511-8601 三重県桑名市中央町2丁目37番地 TEL：0594-24-1256
概要	設 立：昭和12年4月1日 業 種：地方自治体 業務概要：自治事務、法定受託事務等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	三菱重工業株式会社
住所	〒100-8332 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 TEL:03-6275-6200 (代表)
概要	設 立：昭和25年1月11日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	川崎重工業株式会社
住所	〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号 TEL：078-682-5001（大代表）
概要	設 立：明治29年10月9日 業 種：製造業 業務概要：ボーイング787前部胴体等、およびボーイング777X前部・中部胴体等を担当し、これらの機体の部品加工や組立等の製造を行っている。 当社は高精度・高効率な加工技術等、品質、納期、コスト面において優れた技術を有しており、これらの技術を適用することで、ボーイング社の要求する品質、スケジュールを満足し、且つ効率的な生産体制を構築することが可能である。これによりボーイング787の安定した製造や高生産レート、及びボーイング777Xの開発・量産に大きく貢献することができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社SUBARU
住所	〒150-8554 東京都渋谷区恵比寿1-20-8 TEL：03-6447-8000
概要	設 立：昭和28年7月17日 業 種：製造業 業務概要：ボーイング787の主要部位である中央翼の開発・製造、主脚格納部との結合を担当している。また、ボーイング777Xでは、中央翼の開発・製造、主脚扉、前方翼胴フェアリングを担当する予定である。ボーイング777の中央翼の開発・製造も分担しており、主翼と胴体を結ぶ重要部位である中央翼の、世界最大の製造会社となった。中央翼の特徴として、その前後・上面に胴体、左右に主翼、下面に主脚と、すべての面に異なる構造部材が結合されることから、極めて高い加工、組み立て制度が要求される。また、中央翼は燃料タンクでもあり、燃料の漏洩を防ぐ気密性を保つためのシーリング技術も要求される。当社は、これらを実現する高い生産技術力を有している。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	東レ株式会社
住所	〒103-8666 東京都中央区日本橋室町2-1-1 日本橋三井タワー TEL: 03-3245-5111
概要	設 立：大正15年1月12日 業 種：製造業 業務概要：炭素繊維複合材料事業（炭素繊維・同複合材料及び同成形品等）等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業》別紙1—2関係
名称	ウイングフィールド株式会社
住所	〒504-0814 岐阜県各務原市蘇原興亜町1丁目1番地 TEL：058-382-6431（代表）
概要	設 立：平成21年10月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業》別紙1—2関係
名称	川崎岐阜協同組合
住所	〒504-0814 岐阜県各務原市蘇原興亜町1丁目17番地1 TEL: 058-382-2175 (代表)
概要	設立: 昭和28年12月8日 業種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》 別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》 別紙1—2関係
名称	アイコクアルファ株式会社
住所	〒495-8501 愛知県稲沢市祖父江町森上本郷十一4番地1 TEL：0587-97-1115
概要	設 立：昭和18年8月18日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等、777X）の主翼、中央翼及び胴体（ボーイング787：主翼、ボーイング777X：胴体、中央翼、エンジン）の構成部品及び治工具の製造を行っている。 同社は、主翼、中央翼及び胴体主要構成部品加工及び治工具の製造に長年携わっており、高い技術と実績を有していることから、ボーイング787、777Xの生産レートアップに対応可能であり、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。 平成28年7月26日～平成30年3月31日 ボーイング777X胴体、中央翼部品製造工場の建設 平成30年8月1日～令和2年3月31日 ボーイング777Xエンジン部品の製造

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社青山製作所
住所	〒480-0198 愛知県丹羽郡大口町高橋一丁目8番地 TEL：0587-95-1151
概要	設 立：昭和27年7月8日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等）の機体（ボーイング787：主翼）の部品を製造する。 同社は、航空宇宙機器の部品製造において、多くの切削加工の高い技術と実績を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。 令和2年12月1日～令和3年3月31日 ボーイング787等量産事業として、ボーイング787の機体部品を切削加工により製造するための設備を導入。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	曙工業株式会社
住所	〒446-0001 愛知県安城市里町南歌口55番地1 TEL：0566-97-0677
概要	設 立：昭和57年11月2日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	旭精機工業株式会社
住所	〒488-8655 愛知県尾張旭市旭前町新田洞5050-1 TEL: 0561-52-5313
概要	設 立: 昭和28年8月11日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	熱田起業株式会社
住所	〒454-0836 愛知県名古屋市中川区福船町四丁目1番地1 TEL：052-355-8038
概要	設 立：昭和31年11月16日 業 種：製造業 業務概要：アルミ材及び難切削材からなる航空機（ボーイング787及びボーイング777X）の機体（胴体部品）の製造等を行う。同社は、航空宇宙分野で長年培った高度な技術とノウハウの蓄積があり、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた加工技術を有していることから、ボーイング787等量産事業、ボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。 平成29年9月11日～平成30年3月31日 ボーイング787等量産事業として、エンジン部品等を製造するための設備を導入。 平成30年11月15日～平成31年3月31日 ボーイング777X開発・量産事業として、機体構造部品を製造するための設備を導入。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社池戸製作所
住所	〒492-8410 愛知県稲沢市北島六丁目12番地 TEL: 0587-21-5952
概要	設立: 昭和47年10月5日 業種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等)の機体(胴体)部品の組立、加工を行っている。 同社は、機体(胴体)部品の組立、加工に長年携わっており、品質、納期、コスト面において他社の追随を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等の生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1-2関係
名称	イズテック株式会社
住所	〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町2丁目3番12号 TEL：06-6268-3501
概要	設 立：昭和22年11月24日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787及び777X等）の胴体部分及び尾翼部分の塗装工程及び組立工程に係るオーバヘッド型及びフロア型コンベアの製造等を行う。ボーイング787及び777X等の生産レートアップの影響を受け、塗装及び組立に関する短期納、高品質の必要性が高まるなか、同社は、胴体及び尾翼の部分に関する塗装及び組立工程に係る、オーバヘッド型及びフロア型コンベアの製造において、独自の高い技術と実績を有しており、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社磯村製作所
住所	〒452-0837 愛知県名古屋市西区十方町6番地 TEL: 052-501-8826
概要	設 立: 昭和30年1月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	伊藤鉄工株式会社
住所	〒496-0801 愛知県津島市藤浪町1丁目39番地 TEL：0567-26-2187
概要	設 立：昭和24年1月12日 業 種：製造業 業務概要：アルミ材及び難切削材からなる航空機（ボーイング787及びボーイング777X）の機体（胴体部品）の製造等を行う。同社は、航空宇宙分野で長年培った高度な技術とノウハウの蓄積があり、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた加工技術を有していることから、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社エアロ
住所	〒498-0066 愛知県弥富市楠二丁目65番地27 TEL：0567-66-3501
概要	設 立：平成9年10月16日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	大羽精研株式会社
住所	〒441-3124 愛知県豊橋市寺沢町字深沢170番地 TEL：0532-21-3121
概要	設 立：昭和51年8月6日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787）に組み込まれる部品製造用の機械装置に装備する切削工具の製造を行う。同社は、高速かつ高精度な研削・切削加工に長年携わっており、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた加工技術を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	尾張精機株式会社
住所	〒461-8678 愛知県名古屋市東区矢田三丁目16番85号 TEL: 052-721-3674
概要	設 立: 明治39年5月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社加福製作所
住所	〒457-0078 愛知県名古屋市南区塩屋町3丁目11番2号 TEL：052-822-4054
概要	設 立：昭和44年2月3日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等を行う。 同社は、創業60年以上の歴史をもつ企業であり、県内唯一の深穴加工に従事する企業である。同社は、深穴開け加工機16台の生産設備を整え、顧客の求めるニーズに合った最適な加工方法を選定し、様々な方式の深穴加工を提供できるなど、他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社小池製作所
住所	〒459-8004 愛知県名古屋市緑区有松南103番地 TEL：052-621-5391
概要	設 立：昭和31年4月2日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社小坂鉄工所
住所	〒457-0802 愛知県名古屋市南区要町四丁目26番地 TEL：052-611-5456
概要	設 立：昭和33年5月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社近藤機械製作所
住所	〒497-0048 愛知県海部郡蟹江町舟入一丁目130 TEL：0567-95-1343
概要	設 立：昭和22年2月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等）のエンジン部品等の開発・設計製作等を行う。 同社は、航空宇宙分野で長年培った高度な技術とノウハウの蓄積があり、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることが出来る。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社三技
住所	〒481-0038 愛知県北名古屋市徳重西沼48番地1 TEL：0568-24-1770
概要	<p>設立：昭和47年7月22日</p> <p>業種：製造業</p> <p>業務概要：航空機（ボーイング787等）の機体部品の製造はもとより、その製造のための治工具、プログラムの設計・制作及び検査、保全、保守を担う。</p> <p>同社は、輸送用機器、電気機器、建設部材の量産用設備の設計製作で培った生産品に関する量的保証と質的保証をオンデマンド、オンタイムで担保する卓越した技術を保有するとともに顧客に対し安心安全を提供している。</p> <p>この技術は多品種小ロット生産が求められている航空機部品生産に非常に有益であることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。</p>

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社関山
住所	〒478-0069 愛知県知多市新刀池2丁目27番地 TEL：0562-56-5929
概要	設 立：昭和51年10月9日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等）の機体（ボーイング787：主翼）の部品を製造する。ボーイング787等の生産レートアップの影響も受け、各部品製造の第一段階である切断加工の短納期・高品質の必要性が高まるなか、同社は、航空宇宙機器の部品製造において、多くの切断加工の高い技術と実績を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1-2関係
名称	高木工業株式会社
住所	〒456-0058 愛知県名古屋市熱田区六番二丁目3番6号 TEL：052-661-6246
概要	設 立：昭和26年1月12日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等及び777X）の胴体、主翼、尾翼部分の構成部品製造を行う。 同社は、板金加工及び機械加工による胴体、主翼、尾翼部分の構成部品製造に長年携わっており、品質、納期、コスト面において他社の追随を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787及び777X等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	高砂電気工業株式会社
住所	〒458-8522 愛知県名古屋市緑区鳴海町杜若66番地1 TEL: 052-891-2301
概要	設 立：昭和38年1月24日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等を行う。 平成28年3月15日～平成28年3月31日 航空機の機体に係る精密部品等の研究開発又は製造

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1-2関係
名称	中部日本マルコ株式会社
住所	〒485-0806 愛知県小牧市野口23-3 TEL：0568-79-6512
概要	設 立：平成3年8月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787及び777X等）の機体、搭載機器に使用されるコネクタ及びハーネスの製造等を行う。同社は、創業以来、航空宇宙・防衛分野に特化した製品を製造・販売しているため、長年培った高度な技術とノウハウを有し、製品の設計開発、製造、品質保証まで一貫して行うことができる。これらの技術、ノウハウ、生産・品質保証体制は、航空機部品の品質、納期、コスト面において、高い競争力の実現にあたり非常に有益であることから、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社TEKNIA
住所	〒454-0954 愛知県名古屋市中川区江松三丁目459番地 TEL: 052-303-3347
概要	設 立: 昭和40年5月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社テックササキ
住所	〒456-0031 愛知県名古屋市中熱田区神宮四丁目9番21号 TEL：052-678-7811
概要	設 立：昭和39年2月7日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787及びボーイング777X等）の構造組立及び治工具等の開発・設計製作等を行う。 同社は、航空宇宙分野で長年培った高度な技術とノウハウの蓄積があり、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることが出来る。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1-2関係
名称	東南精機株式会社
住所	〒444-1211 愛知県安城市根崎町東新切33-1 TEL：0566-92-6431
概要	設 立：昭和32年8月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787及び777X等）のジョイント部のチタン鍛造金型の製造等を行う。 同社は難削材であるチタン鍛造金型の製造に長年携わっており、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787及び777X等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	東陽工業株式会社
住所	〒470-1161 愛知県豊明市栄町新左山1番794 TEL: 0562-97-3145
概要	設 立: 昭和36年12月20日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	東洋航空電子株式会社
住所	〒484-0901 愛知県犬山市字柿畑63番地の1 TEL：0568-67-2160
概要	設 立：昭和42年6月21日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	東レハイブリッドコード株式会社
住所	〒444-0394 愛知県西尾市上矢田町神明寺3番地 TEL: 0563-59-4000
概要	設 立: 昭和36年12月14日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	トーカロ株式会社
住所	〒658-0013 兵庫県神戸市東灘区深江北町4-13-4 TEL: 078-411-5561
概要	設 立: 昭和26年7月26日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社中村鉄工所
住所	〒485-0806 愛知県小牧市大字野口字岳造147-1 TEL: 0568-79-3553
概要	設 立: 昭和26年4月14日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等)のエンジン生産等に係る部品及び機体に係る鍛造品の製造等を行う。同社は、鍛造品の品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有している。この技術は、多品種小ロット生産が求められている航空機部品の鍛造品に非常に有益であることから、ボーイング787等の大幅なレートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	名古屋品証研株式会社
住所	〒456-0073 愛知県名古屋市熱田区千代田町18番12号 TEL: 052-681-1891
概要	設 立: 昭和63年12月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等)部品・治工具等の開発・製造に必要な計測・検査を行う。 同社は、航空宇宙分野で長年培った高度な技術とノウハウの蓄積があり、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることが出来る。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社西村製作所
住所	〒455-0066 愛知県名古屋市港区寛政町三丁目36番地 TEL：052-651-2135
概要	設 立：昭和42年3月28日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社フジワラ
住所	〒481-8505 愛知県北名古屋市六ツ師女夫越1番地 TEL: 0568-21-2311
概要	設 立: 昭和20年10月15日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社放電精密加工研究所
住所	〒243-0213 神奈川県厚木市飯山3110 TEL：046-250-3951
概要	設 立：昭和36年12月21日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社松浦
住所	〒485-0821 愛知県小牧市大字本庄1296番地 TEL：0568-78-3111
概要	設 立：昭和48年8月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等）に搭載されるエンジン部品の製造を行う。 ボーイング787等の生産レートアップに伴い、多品種小ロット製品の短納期化、高品質化、コスト削減への要請が高まる中、同社はエンジン部品の製造に長年携わっており、高い技術と実績を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社松原製作所
住所	〒458-0847 愛知県名古屋市緑区浦里二丁目111番地 TEL: 052-891-2084
概要	設 立: 昭和44年8月4日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社瑞木製作所
住所	〒488-0826 愛知県尾張旭市大塚町二丁目1番地の3 TEL: 052-771-8410
概要	設 立: 昭和36年10月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	三菱重工航空エンジン株式会社
住所	〒485-0826 愛知県小牧市東田中1200番地 TEL：0568-79-4123
概要	設 立：平成26年7月1日 業 種：製造業 業務概要： 複合材料からなる航空機（ボーイング787等）の航空機用エンジンなどの設計、製造等を行う。 同社は、航空宇宙分野で長年培った高度な技術とノウハウの蓄積があり、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることが出来る。

別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社山下工作所
住所	〒465-0071 愛知県名古屋市熱田区明野町10-4 TEL：052-682-1281
概要	設 立：昭和39年9月7日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等及びボーイング777X）の機体（主翼・胴体・尾翼）の部品生産・組立に係る治具の設計・製造及び開発に向けた試験治具や部品生産に係る治具の設計・製造を担っている。 当社は JISQ9100 の認証を受け、多種多様な機械設備による設計から完成品まで自社工場での一貫製造ができるほか、溶接加工では JIS 認定の他、三菱重工業㈱の認定を受け高度な溶接技術を要する吊り具（スリング）の製造が可能である。また、荷重試験を実施する設備を自社工場内に所有しているため、自社スリング製品の荷重試験のみならず多様な製品の荷重試験が可能である。

別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1-2関係
名称	輸送機工業株式会社
住所	〒475-0804 愛知県半田市上浜町102番地 TEL：0569-21-3311
概要	設 立：昭和25年7月15日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787、777X等）の中央翼等の部品（上下面パネル、翼胴リブ材、ブラケット等）の製造（加工、組立）を担い、高い気密性を要求される構造組立に必要なボーイング社スペックに基づく特殊加工技術（穿孔ファスニング及びシーリング認定技術）を保有することから、ボーイング787、777X等の大幅なレートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。 また、777Xの外板加工において、従来のケミカルミーリング工法から今後主流となるNCポケット加工にも対応する。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	菱輝金型工業株式会社
住所	〒491-0837 愛知県一宮市多加木2-8-21 TEL：0586-71-6792
概要	設 立：昭和42年6月20日 業 種：製造業 業務概要： 複合材からなる航空機（ボーイング787、777X等）の胴体・中央翼等の主要構成部品を成形するために必要な金型、試作部品の開発・検証及び量産部品の検査に必要な検査器具の製造を行う。同社は炭素繊維部品積層成形金型及び検査器具の製造に長年携わっており、品質、納期、コスト面において他社の追随を許さない優れた技術と実績を有していることから、ボーイング787、777X等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。 平成26年4月14日～平成27年3月31日 ボーイング787の胴体・中央翼等の主要構成部品を成形するために必要な金型等の製造のためのボーイング787等量産事業 平成30年9月1日～平成32年3月31日 ボーイング777Xの中央翼等の主要構成部品を成形するために必要な金型等の製造のためのボーイング777X開発・量産事業

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社レーザックス
住所	〒472-0017 愛知県知立市新林町小深田7番地1 TEL：0566-83-2229
概要	設 立：昭和16年04月01日 業 種：製造業 業務概要：複合材からなる航空機（ボーイング787等）のエンジン部品の製造を行う。 同社は1984年のCO2レーザ導入を皮切りにレーザによる受託加工事業を開始したレーザ加工の草分け的存在であり、保有する様々なレーザ加工機を用いて企業の幅広いニーズに応えることが可能。また、レーザでの航空部品の加工は、品質面で難しいことが一般的だが、国内では数台しかない穴あけに特化したレーザ加工機を保有していることにより、市場競争力（品質）の高い穴あけ加工・製造を行っており、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社和田製作所
住所	〒452-0962 愛知県清須市春日郷ケ島72番地1 TEL：052-401-4711
概要	設 立：昭和39年6月5日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機の機体部品製造、治工具の製造及び検査等を行う。同社は、航空宇宙分野で長年培った高度な技術とノウハウの蓄積があり、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることが出来る。また、「航空機部品生産協同組合」の一社として、複数製造工程を他の参画企業と協業・補完することで、効率的な生産体制の構築が可能となり、関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	渡辺精密工業株式会社
住所	〒455-0831 名古屋市港区十一屋一丁目59番地の1 TEL:052-383-8282
概要	設 立：昭和41年4月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品製造に係る治工具の製造等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	アイギ工業株式会社
住所	〒467-0047 愛知県名古屋市瑞穂区日向町二丁目13番地 TEL: 052-831-0394
概要	設 立: 昭和13年9月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等)の機体(主翼部分の装備)生産にかかる切削工程を行う。同社は、多軸・複合加工の多品種生産により、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有している。この技術は、航空機部品生産の多品種・小ロット生産に非常に有益であることから、ボーイング787等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング 787 等量産事業》別紙 1—2 関係
名称	葵工機株式会社
住所	〒505-0072 岐阜県加茂郡坂祝町大針 5 6 6 - 2 TEL : 0 5 7 4 - 2 5 - 7 0 8 9
概要	設 立 : 昭和 5 5 年 1 2 月 2 5 日 業 種 : 製造業 業務概要 : 複合材料からなる航空機 (ボーイング 787、エンブラエル 170) の機体の構造部品 (アルミ 鋳金部品) の製造を行う。同社はアルミ 鋳金部品の加工に長年携わっており、鋳金部品の品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング 787 等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	旭金属工業株式会社
住所	〒602-8176 京都市上京区下立売通智恵光院西入ル TEL：075-801-0151
概要	設 立：昭和23年6月26日 業 種：製造業 業務概要：同社の岐阜県内にある工場（安八郡安八町牧4851番4）において、 複合材料からなる航空機（ボーイング787等）の主翼・胴体構成部 品の製造等を行う。同社は、機械加工、非破壊検査、ショットピーニ ング、表面処理、組立を社内で一貫生産加工を行うことにより、品質、 納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有して いる。この技術は、多品種小ロット生産が求められている航空機部品 生産の品質管理、納期管理に非常に有益であることから、ボーイング 787およびボーイング777Xの生産立上に大きく寄与する事が 可能となり、ボーイング787等量産事業およびボーイング777X 量産事業に大きな効果を与えることができる。 平成25年12月20日～平成28年3月31日 ボーイング787等量産事業として、ボーイング787等機体部品を製造する ための設備を導入。 平成31年3月1日～平成32年3月31日 ボーイング777X開発・量産事業として、ボーイング777Xの機体部品を 製造する工場を建設。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社IAC
住所	〒504-0957 岐阜県各務原市金属団地128番地 TEL: 058-389-2011
概要	設 立: 昭和51年3月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社岩田製作所
住所	〒501-3264 岐阜県関市池尻923-1 TEL: 0575-23-6160
概要	設 立: 昭和41年11月17日 業 種: 製造業 複合材料からなる航空機（ボーイング787等）の主翼、胴体、尾翼用部品の製造を行う。 同社は、シム加工製造に特化した多様な技術を有しており、航空機等製造現場において、0.05mmからの豊富な板厚バリエーションで構造部品の様々な隙間調整に対応可能なシムの加工製造ができる。 この加工技術は、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術であり、航空機部品生産の多品種少量、短納期生産に非常に有益であることから、ボーイング787等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社岩田鉄工所
住所	〒501-6225 岐阜県羽島市正木町新井319番地 TEL: 058-392-4525
概要	<p>設立: 昭和54年9月1日</p> <p>業種: 製造業</p> <p>業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等)の主翼、胴体、尾翼用部品の製造を行う。</p> <p>同社の強みは、これまでの精密加工の分野において蓄積された技術・ノウハウで、鉄・アルミ・ステンレス・樹脂・CFRPやチタン、ニッケル等の難削材の材質を問わず対応できることである。</p> <p>航空機製造に活かすことができる加工技術により、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有している。</p> <p>この技術は、航空機部品生産の多品種少量、短納期生産対応に非常に有益であることから、ボーイング787等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業に大きな効果を与えることができる。</p>

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1-2関係
名称	岩戸工業株式会社
住所	〒509-0147 岐阜県各務原市鵜沼川崎町二丁目10番地 TEL：058-383-8111
概要	設 立：昭和32年7月15日 業 種：製造業 業務概要：複合材、チタン合金およびアルミニウム合金からなるボーイング787向け機体部品（プレッシャーデッキ）と、ボーイング777X向け機体部品（キールビーム）の製造に関する事業を行う。ボーイング777Xの大幅なコストダウン要求を求められている中、同社は他社の追従を許さない優れた複合材等を組立する技術を有している。本技術は、高品質・高精度に加えコスト低減を実現し、ボーイング787等量産事業および、ボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	イワキ工業株式会社
住所	〒500-8381 岐阜県岐阜市市橋三丁目14番地11 TEL：058-276-7155
概要	設 立：昭和39年6月16日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等、777X）の機体（胴体部品）の組立製造等を行う。同社は、品質、納期、コスト面において、優れた組立技術とノウハウを有している。この技術とノウハウにより、ボーイング787等、777Xの大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業、ボーイング777X開発・量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	A P Cエアロスぺシャルティ株式会社
住所	〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-8-15 TEL: 03-5820-1831
概要	設 立: 昭和32年12月27日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	恵那機器株式会社
住所	〒509-7403 岐阜県恵那市岩村町字矢坪2453番地の22 TEL：0573-43-0025
概要	設 立：昭和42年10月20日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787、777X）の機体中央翼部分の制御用部品の製造等を行う。同社は、航空機製造に活かすことができる独自の機械加工技術により、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有している。この技術は、航空機部品生産の多品種少量、短納期生産対応に非常に有益であることから、ボーイング787、777Xの大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業、ボーイング777X開発・量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	榎本ビーエー株式会社
住所	〒504-8551 岐阜県各務原市蘇原興亜町五丁目10番 TEL：058-389-7433
概要	設 立：昭和26年6月26日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社大橋鉄工所
住所	〒503-0945 岐阜県大垣市浅西三丁目22番13 TEL: 0584-89-6890
概要	設 立: 昭和30年3月31日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	有限会社大堀研磨工業所
住所	〒504-0842 岐阜県各務原市蘇原寺島町一丁目9番地 TEL: 058-389-1811
概要	設 立: 昭和56年4月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等)の部品(油圧部分)生産に係る研磨工程を行う。多品種小ロット生産が求められている航空機部品生産の研磨加工において、非常に高レベルの技術が求められるなか、同社は、この工程における、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有しており、これにより、今後のボーイング787等の大幅なレートアップに伴うコスト削減に対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	偕行産業株式会社
住所	〒509-0249 岐阜県可児市姫ヶ丘二丁目10番 TEL：0574-62-3220
概要	設 立：昭和55年8月23日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787及び777X等）の機体の構造部品製造等を行う。同社は、航空機製造に活かすことができる独自のプレス成形加工技術により、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有している。この技術は、航空機部品生産の多品種少量、短納期生産対応に非常に有益であることから、ボーイング787及び777X等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業》別紙1—2関係
名称	株式会社加藤製作所
住所	〒509-0103 岐阜県各務原市各務東町五丁目8番20 TEL：058-379-0111
概要	設 立：昭和22年4月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等）の機体の構造部品製造等を行う。同社は、航空機部品特有の難削材部品の加工や、アルミ合金部品の高速加工技術により、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有している。また、同社は「航空機部品生産協同組合」の一社として、複数製造工程を他の参画企業と協業・補完することで、効率的な生産体制の構築が可能となり、ボーイング787等量産事業、関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	ボーイング777X開発・量産事業 別紙1-2関係
名称	金属技研株式会社
住所	〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー27階 TEL：03-5365-3050
概要	設 立：昭和35年2月10日 業 種：金属熱処理加工業 業務概要：同社の土岐工場（土岐市泉町久尻字北山1431番56）において、 複合材料からなる航空機（ボーイング787、ボーイング777X） の機体部品の製造を行う。同社は熱処理や焼結などの金属加工技術を用いたTi合金部品の成型加工に長年携わっており、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

注1)「名称」欄には、対象となる法人名又は個人名を記載してください。

注2)「住所」欄には、対象が法人である場合には本店の所在地、個人の場合には事業を実施する場所を記載してください。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社郡上螺子
住所	〒501-4201 岐阜県郡上市八幡町有穂字東前1530地1 TEL：0575-62-2230
概要	設 立：昭和62年4月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等及び777X）の機体及びエンジン部品生産において利用される様々な種類のリベット部品の製造を行う。ボーイング787及び777X等の生産レートアップの影響も受け、多品種小ロットの製品の短納期・高品質の必要性が高まるなか、同社は、同業他社に比べて難削材加工及び小物部品の精密加工において、高い技術と実績を有しており、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	有限会社ケーテクニカ
住所	〒505-0055 岐阜県美濃加茂市加茂野町稲辺字東野396番2 TEL：0574-28-1887
概要	設 立：平成7年3月17日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	近藤技研株式会社
住所	〒503-0645 岐阜県海津市海津町五町字道下335番1 TEL：0584-53-0936
概要	設 立：昭和55年5月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社信立
住所	〒500-8236 岐阜県岐阜市手力町3番1号 TEL: 058-247-4337
概要	設 立: 昭和59年6月18日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	有限会社角野製作所
住所	〒509-7206 岐阜県恵那市長島町久須美1074番15 TEL：0573-25-2788
概要	設 立：平成元年3月17日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなるボーイング787等の機体生産にかかる精密部品の製造を行う。同社は航空機製造に活かすことができるチタン、インコネル等の難作材料を5軸複合加工機により生産しており、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有している。 この技術は、航空機部品生産に非常に有益である。また今回導入予定の5軸複合加工機によりボーイング787等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	誠和工業株式会社
住所	〒504-0927 岐阜県各務原市上戸町七丁目1番12 TEL: 058-389-1680
概要	<p>設 立：昭和59年7月10日</p> <p>業 種：製造業</p> <p>業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787、777X等）の主翼、胴体、尾翼用リブ等部品の製造を行う。</p> <p>同社の強みは、パイプ加工のスペシャリストとして様々なモノづくりを経験してきており、パイプ加工、板金加工、機械加工、そして、品質管理等のあらゆる工程をすべて社内一体型生産することである。航空機製造に活かすことができる独自の加工技術により、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有している。この技術は、航空機部品生産の多品種少量、短納期生産対応に非常に有益であることから、ボーイング787、777X等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業、ボーイング777X開発・量産事業に大きな効果を与えることができる。</p> <p>平成26年6月18日 ボーイング787の主翼、胴体、尾翼用リブ等の部品を製造のためのボーイング787等量産事業</p> <p>平成30年3月1日 ボーイング777Xの中胴部分のリブ等の部品を製造するためのボーイング777X開発・量産事業</p> <p>令和5年7月11日～令和6年3月31日 ボーイング777X開発・量産事業として、ボーイング777Xの中胴部分のリブ等の部品を製造するための設備を導入</p>

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社太平洋久世製作所
住所	〒501-3763 岐阜県美濃市極楽寺1303番1 TEL: 0575-31-0500
概要	設 立: 昭和26年2月3日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等)のボルトナット類の製造等を行う。同社は、切削、研削、フライスの一貫生産加工により、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有しており、この技術は、多品種小ロット生産が求められている航空機部品生産の切削加工、研磨加工に非常に有益であることから、ボーイング787等の大幅なレートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	槌屋ティスコ株式会社
住所	〒472-0007 愛知県知立市牛田町裏新切43番地1 TEL：0566-82-0831
概要	設 立：昭和45年11月6日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等）において、炭素繊維、アラミド繊維をはじめとした特殊繊維を用いた内装部品等の製造を行う。同社が長年携わってきた工業用ブラシ製品などにより培われた、様々な特殊繊維材料の「硬さ」「柔軟性」「滑り性」「吸水性」などの素材特性と「繊維の太さ」「密度」と「製品形状」といった仕様を組み合わせる加工技術は、同業他社より優れている。この技術は大きな付加価値を生み出し、ボーイング787の生産レート拡大に的確に対応し、もってボーイング787等量産事業の円滑な推進に寄与する。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	天龍コンポジット株式会社
住所	〒509-0304 岐阜県加茂郡川辺町中川辺1430番1 TEL: 0574-53-2351
概要	設 立: 平成21年10月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	帝人株式会社
住所	〒530-8605 大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号 TEL: 06-6233-3401 (代)
概要	設 立: 大正7年6月17日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	徳田工業株式会社
住所	〒504-0957 岐阜県各務原市金属団地209番地 TEL: 058-380-0003
概要	設 立: 昭和44年6月2日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	鳥羽工産株式会社
住所	〒509-0104 岐阜県各務原市各務おがせ町九丁目260番 TEL：058-384-1225
概要	設 立：昭和33年9月26日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787及び777X等）の機体の構造部品製造等を行う。同社は、航空機製造に活かすことができる独自のプレス成形加工技術により、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有している。この技術は、航空機部品生産の多品種少量、短納期生産対応に非常に有益であることから、ボーイング787及び777X等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	有限会社名古屋鉄工所
住所	〒505-0051 岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣字四ツ田1887番1 TEL: 0574-25-8007
概要	設 立: 平成2年8月3日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1-2関係
名称	ナブテスコ株式会社
住所	〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目7番9号 JA共済ビル TEL: 03-5213-1133
概要	設 立:平成15年9月29日 業 種:製造業 業務概要:複合材料からなる航空機(ボーイング787及び777X等)に係る フライトコントロールアクチュエーションシステムおよび高電圧配 電装置の製造等を行う。 当社は、平成2年にボーイング社からボーイング777のフライトコ ントロールアクチュエーションシステムを一括受注して以来、主要サ プライヤーとして位置付けられ、ボーイング社が認定する「サプライ ヤー・オブ・ザ・イヤー」を2度受賞しているほか、ボーイング77 7Xのフライトコントロールアクチュエーションシステムを受注し ている。 このように、当社は航空宇宙分野で長年培った高度な技術とノウハウ の蓄積があり、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない 優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業及び ボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えること ができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社ナベヤ製作所
住所	〒504-0927 岐阜県各務原市上戸町七丁目1番24 TEL: 058-383-6351
概要	設 立: 昭和46年11月19日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等)用治工具の製造、航空機用部品加工等を行う。 同社は航空機(ボーイング787等)用治工具の製造、航空機用部品加工等に長年携わっており、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング 787 等量産事業》別紙 1—2 関係
名称	日電精密工業株式会社
住所	〒503-8557 岐阜県大垣市三塚町 3 3 6 - 1 TEL : 0 5 8 4 - 8 1 - 6 3 2 1
概要	設 立 : 昭和 3 6 年 1 0 月 7 日 業 種 : 金属機械部品製造業 業務概要 : 複合材料からなる航空機 (ボーイング 7 8 7) の主翼・機体部品の製造および当該部品の治工具の製造を行う。同社はプレス加工や表面処理加工、プレス用金型や超精密金型部品の製造に長年携わっており、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング 7 8 7 等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	日本プレス工業株式会社
住所	〒505-0074 岐阜県加茂郡坂祝町酒倉2145番地の5 TEL: 0574-26-0171
概要	設 立: 昭和22年6月9日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社服部精工
住所	〒503-2121 岐阜県不破郡垂井町1463番地 TEL：0584-22-2155（代）
概要	設 立：昭和28年9月7日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	早川工業株式会社
住所	〒509-0108 岐阜県各務原市須衛町二丁目446番 TEL：058-384-1148
概要	<p>設立：昭和31年10月18日 業種：製造業</p> <p>業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787、777X等）の部品の製造等を行う。</p> <p>同社は、航空宇宙分野で長年培った高度な技術とノウハウの蓄積があり、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることが出来る。</p> <p>平成28年5月18日～平成30年3月31日 ボーイング787等量産事業として、ボーイング787等機体部品を製造するための設備を導入。</p> <p>平成31年2月1日～平成31年3月31日 ボーイング777X開発・量産事業として、ボーイング777Xの機体部品（ストラップ、ダブラー、トリブラー等の板材部品）を製造する設備を導入。</p> <p>令和6年8月29日～令和8年3月31日 ボーイング777X開発・量産事業として、ボーイング777Xの機体部品（アウターコード、ストリンガー等の形材部品）を製造する設備を導入。</p>

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	早川精機工業株式会社
住所	〒500-8357 岐阜県岐阜市六条大溝一丁目13番1号 TEL: 058-276-7555
概要	設 立: 昭和38年3月20日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社光製作所
住所	〒501-6034 岐阜県羽島郡笠松町中野248番地3 TEL：058-387-4361
概要	<p>設立：昭和37年12月1日 業種：製造業</p> <p>業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等）の構造部品、エンジン部品等の開発・製造等を行う。</p> <p>同社は、航空宇宙分野で長年培った高度な技術とノウハウの蓄積があり、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることが出来る。</p> <p>平成25年12月13日～ ボーイング777の胴体構成部品、エンジン部品の製造</p> <p>平成30年3月20日～ ボーイング787の主翼構成部品の製造</p> <p>令和5年2月14日～令和6年3月31日 ボーイング787等量産事業として、ボーイング787の中央翼構成部品を製造するための工場を増設、設備を導入</p>

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	有限会社フジワテック
住所	〒509-7506 岐阜県恵那市上矢作町1878番地 TEL: 0573-47-2856
概要	設 立: 平成9年11月28日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社ペテマス
住所	〒503-0962 岐阜県大垣市入方3丁目37番地 TEL 0584-68-2355
概要	設 立： 昭和63年5月12日 業 種： 航空機部品塗装業 業務概要： 複合材料からなる航空機（ボーイング787）の主翼部品の FT パネルの塗装を行う。同社は航空機部品や防衛装備品部品の塗装に長年携わっており、塗装に関する品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社マルケン工業
住所	〒505-0051 岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣字字見1738番2 TEL: 0574-26-6223
概要	設 立: 昭和55年12月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	瑞浪精機株式会社
住所	〒509-6121 岐阜県瑞浪市寺河戸町1040番 TEL：0572-68-2101
概要	設 立：昭和26年6月20日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社水野鉄工所
住所	〒501-3936 岐阜県関市倉知4539番10 TEL：0575-21-5511
概要	設 立：昭和33年10月2日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787及び777X等）の機体の構造部品製造等を行う。同社は、航空機部品特有の難削材部品の加工や、アルミ合金部品の高速加工技術と、独自の生産管理システムにより、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有している。また、同社は「航空機部品生産協同組合」の一社として、複数製造工程を他の参画企業と協業・補完することで、効率的な生産体制の構築が可能となり、ボーイング787等量産事業、関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業及びボーイング777X開発・量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社瑞穂製作所
住所	〒501-3924 岐阜県関市迫間字柳洞2241番14 TEL：0575-23-5765
概要	設 立：昭和37年10月12日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787及び777X等）の機体（主翼部分）生産に必要な治工具の製造等を行う。同社は、航空機製造に活かすことができる独自のプレス加工、溶接、歪取りの一貫生産加工という品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有している。この技術は、航空機部品生産の多品種小ロット生産が求められる航空機部品生産に非常に有益であることから、ボーイング787及び777X等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	名北工業株式会社
住所	〒505-0039 岐阜県美濃加茂市蜂屋台一丁目8番1 TEL：0574-24-0622
概要	設 立：昭和22年10月11日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787、777X等）の部品製造に関する事業。 同社は、航空宇宙産業向けの材料加工・販売に加え、浸透探傷検査装置を整備しており、現状の航空機部品のサプライヤー構造において、同社が非破壊検査工程を担うことにより、ボーイング787等量産事業及び、ボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	メイラ株式会社
住所	〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町17番15号 TEL：052-459-1276
概要	設 立：昭和11年3月8日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787及び777X等）の機体中央翼部品の製造を行う。同社は、航空機製造に活かすことができる独自の機械加工技術により、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有している。この技術は、航空機部品生産の多品種少量、短納期生産対応に非常に有益であることから、ボーイング787及び777X等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社ヤシマ
住所	〒504-0801 岐阜県各務原市蘇原北山町一丁目15番6 TEL：058-382-1151
概要	設 立：昭和48年9月21日 業 種：製造業 業務概要：複合材からなるボーイング787向け支援機材（治工具）製造にかかる成形および、ボーイング777X向け機体部品（フレームおよび圧力隔壁）の加工を行う。ボーイング777Xの大幅なコストダウン要求を求められている中、同社は他社の追従を許さない優れた複合材料を主とする成形技術を有している。本技術は、高品質・高精度に加えコスト低減を実現し、ボーイング787等量産事業および、ボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	ヨシテク工業株式会社
住所	〒501-0523 岐阜県揖斐郡大野町大字下方1115番1 TEL：0585-34-3899
概要	設 立：平成14年6月26日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787・ボーイング777X等）の機体（主翼部分の装備）の部品生産にかかる治具の製造を行う。同社は、設計、鋼材の切断、孔明け、溶接の一貫生産加工により、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有している。この技術は、航空機部品生産時に必要となる作業足場及び試験架台等の製造に非常に有益であることから、ボーイング787・ボーイング777X等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社和興
住所	〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ二丁目33番 TEL: 058-322-3135
概要	設 立: 昭和47年12月18日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	NTN株式会社
住所	〒550-0003 大阪府大阪市西区京町堀1丁目3番17号 TEL: 06-6443-5001
概要	設 立: 昭和9年3月19日 業 種: 製造業 業務概要: 桑名製作所(三重県桑名市)において、複合材料からなる航空機(ボーイング787等)のエンジン部品の製造を行う。同社は航空機エンジン用部品の製造に長年携わっており、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	キクカワエンタープライズ株式会社
住所	〒516-8686 三重県伊勢市朝熊町3477-36 TEL: 0596-21-2120
概要	<p>設立: 昭和22年6月14日</p> <p>業種: 製造業</p> <p>業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等)の機体生産に係る専用加工機の製造等を行う。同社は、航空機部品製造に係る専用加工機の製造について、高度な技術とノウハウの蓄積があり、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">平成28年12月7日～平成29年3月31日 平成26年6月26日付けで指定を受けた区域におけるボーイング787等の機体部品を加工するため専用工作機械製造に係る機械設備導入事業平成30年2月以降 平成29年11月30日付けで指定を受けた区域におけるボーイング787等の機体部品を加工するため専用工作機械製造に係る機械設備導入事業

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社北岡鉄工所
住所	〒518-0809 三重県伊賀市西明寺2231番地 TEL：0595-26-2555
概要	設 立：昭和39年10月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等）の機体部品の加工に使用される工具の製造を行う。同社は工具の製造において優れた技術とノウハウを蓄積しており、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業》別紙1—2関係
名称	航空機部品生産協同組合
住所	〒515-0053 三重県松阪市広陽町22番地 TEL：058-379-0111
概要	設 立：平成27年4月1日 業 種：製造業 業務概要：民間航空機部品を製造する複数の中小企業による量産部品の効率的な一貫体制（松阪部品クラスター）の運営事業体として、クラスター立上げ時の仕組構築活動のコンソーシアム、参画企業が共同利用する工場インフラ全般の管理組織及びクラスターの総務的事項の運営組織としての役割を担う。 組合参画各社は、協同組合内において複数の部品製造工程を協業・補完することで、品質、納期、コスト等様々な面で貢献することが可能となり、関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1-2関係
名称	シンフォニアテクノロジー株式会社
住所	〒105-8564 東京都港区芝大門1-1-30 芝NBFタワー TEL：03-5473-1803
概要	設 立：昭和24年8月18日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787、777X等）の機体に搭載される部品（モータ、コンバータ等）の製造に関する事業を行う。同社は航空宇宙・防衛分野に特化した製品の製造・販売しているため、長年培った高度な技術とノウハウを有し、製品の設計開発、製造、品質保証まで一貫して行うことができる。これらの技術、生産、品質保証体制は、航空機部品の品質、性能、納期、コスト面において、高い競争力の実現にあたり非常に有益であることから、ボーイング787等量産事業、ボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	真和工業株式会社
住所	〒470-0431 愛知県豊田市西中山町丸根25番地1 TEL：0565-76-1232
概要	設 立：昭和43年8月22日 業 種：製造業 業務概要：民間航空機（ボーイング787等）の機体の構造部品製造及び効率的な一貫生産管理を行う。同社は、板金部品量産および効率的な生産管理・物流において他社の追従を許さない優れた技術を有している。また、同社は「航空機部品生産協同組合」の中核企業の一社として、複数製造工程を他の参画企業と協業・補完することで、品質、納期、コスト等様々な面で貢献することが可能となり、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	東洋工業株式会社
住所	〒510-8012 三重県四日市市茂福町8番9号 TEL：059-364-2341
概要	設 立：昭和12年12月1日 業 種：製造業 業務概要：特殊繊維機械で世界トップシェアを誇り、また部品搬送装置・部品組付装置・部品試験装置等の生産用機械設備の設計開発・製造も行うなど、高度な技術を有している。さらには、長年にわたり国内主要モーターメーカーのシャフト製造にも携わっており、品質、納期、コスト面において競争優位性を有している。 高精度であると同時に価格競争力が求められる航空宇宙産業において、品質・納期・コスト面において競争優位性を有する同社の技術やノウハウは非常に有用であることから、ボーイング777X開発・量産事業の推進に大きく貢献することができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	東洋精鋼株式会社
住所	〒490-1412 愛知県弥富市馬ヶ地三丁目195番地1 TEL：0567-52-3451
概要	設 立：昭和50年2月15日 業 種：製造業 業務概要：複合材からなる航空機（ボーイング787等）の機体の構造部品製造における特殊工程（ショットピーニング）を行う。同社は、航空機部品の難削材部品およびアルミ合金部品のショットピーニング加工技術において他社の追従を許さない優れた技術を有している。また、同社は「航空機部品生産協同組合」の中核企業の一社として、複数製造工程を他の参画企業と協業・補完することで、品質、納期、コスト等様々な面で貢献することが可能となり、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社トピア
住所	〒513-0031 三重県鈴鹿市一ノ宮町1477番1 TEL: 059-383-7322 (代表)
概要	設 立: 昭和48年8月16日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に係る治工具の製造等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社中村製作所
住所	〒512-8061 三重県四日市市広永町1245 TEL：059-364-9311
概要	設 立：昭和44年7月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等）のエンジン部品及び治具の加工等を行う。同社は、高度な技術とノウハウの蓄積があり、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社南条製作所
住所	〒513-0001 三重県鈴鹿市広瀬町877 TEL：059-378-3052
概要	設 立：昭和54年2月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787、777X等）の機体生産に係る部品及び治工具の製造等を行う。同社は、大物部品等の加工について、高度な技術とノウハウの蓄積があり、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業、ボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社光機械製作所
住所	〒514-0112 三重県津市一身田中野8番の1 TEL：059-227-5511
概要	設 立：昭和34年9月1日 業 種：製造業 業務概要：研削盤をはじめとする専用工作機械の設計・製造で豊富な実績を有するとともに、切削工具の生産においても、大手メーカーとの取引実績を有している。また、新たな事業領域として、超微細レーザー加工に取り組むなど、最先端の加工技術も積極的に取り入れている。 高精度であると同時に価格競争力が求められる航空宇宙産業において、品質・納期・コスト面で競争優位性を有する同社の技術やノウハウは非常に有用であることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	光精工株式会社
住所	〒511-0861 三重県桑名市蛸塚新田806番 TEL：0594-22-3155
概要	設 立：昭和22年4月22日 業 種：製造業 業務概要：自動車部品メーカーとして新製品の開発に努め、その技術を蓄えながら、世界の自動車産業の発展に寄与してきた。 同社はマイクロメートル単位での精密機能部品の設計・製造を通じて培った技術やノウハウをベースにエンジンの油圧部品及び駆動系のベアリング部品の製造において優れた技術とノウハウを蓄積している。 高精度であると同時にコスト競争力が求められる航空機産業において、品質、納期、コスト面において競争優位性を有する同社の技術やノウハウは非常に有用であることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	扶桑工機株式会社
住所	〒511-8558 三重県桑名市大字増田500 TEL：0594-24-5050
概要	設 立：昭和28年6月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造及び部品検査に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	マコトロイ工業株式会社
住所	〒577-0052 大阪府東大阪市新喜多2丁目4番38号 TEL：06-6782-1151
概要	設 立：昭和25年2月22日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等）の機体生産に係る治工具の製造等を行う。同社は、高度な技術とノウハウの蓄積があり、品質、納期、コスト面において他社の追従を許さない優れた技術を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	三重樹脂株式会社
住所	〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町8687-3 TEL：059-389-5440
概要	設 立：平成3年12月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等）の機体（主翼部分等）部品の加工を行う。同社は、他社の追従を許さない優れた複合材料を主とする加工技術を有している。本技術は、高品質・高精度に加えコスト低減を実現し、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》 別紙1-2関係
名称	株式会社IHIエアロマニュファクチャリング
住所	〒399-0428 長野県上伊那郡辰野町大字伊那富975 TEL: 0266-41-5262
概要	設立: 昭和61年6月3日 業種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機(エンブラエル等)に搭載されるジェットエンジンの部品を製造する。 同社は、JISQ9100(航空宇宙分野の品質マネジメント規格)を取得し、難削材の精密加工や特殊工程等において同業他社より優れた技術を有しており、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社アップルハイテック
住所	〒395-3103 長野県下伊那郡高森町下市田3111番地1 TEL: 0265-48-8822
概要	設 立: 平成6年2月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	飯田精密株式会社
住所	〒395-3103 長野県下伊那郡高森町下市田3111番地1 TEL: 0265-48-8800
概要	設 立: 昭和45年12月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》 別紙1-2関係
名称	岡谷熱処理工業株式会社
住所	〒394-0033 長野県岡谷市南宮一丁目5番2号 TEL：0266-23-4610
概要	設 立：昭和35年12月7日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機の部品製造に係る熱処理加工等を行っている。 同社は同業他社にはない高度な熱処理加工技術を有しており、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》 別紙1-2関係
名称	株式会社共進精工
住所	〒393-0006 長野県諏訪郡下諏訪町1892-1 TEL: 0266-28-7206
概要	設立: 昭和57年11月12日 業種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等)の塗装用高圧ノズルの製造を行う。 同社は、幅広い材料の切削加工を行っており、特に難削材の精密複合加工等において、同業他社より優れた加工技術を有している。このノズルの生産により、航空機の製造にかかるコスト削減や納期短縮ができ、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社協和精工
住所	〒399-3103 長野県下伊那郡高森町下市田1514番地1 TEL: 0265-35-8288
概要	設 立: 昭和41年7月26日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社乾光精機製作所
住所	〒399-3101 長野県下伊那郡高森町山吹8685番地1 TEL：0265-35-5345
概要	設 立：昭和42年2月16日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等）の車輪駆動部やドア部分の部品を製造する。航空機の構造強化や軽量化が進み、複雑な形状をした難削材の部品が多く採用されるなか、同社は、JISQ9100（航空宇宙分野の品質マネジメント規格）を取得し、難削材の精密加工及び肉厚の薄い湾曲面加工において、同業他社より優れた加工技術を有しており、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	コーエー精機株式会社
住所	〒399-3101 長野県下伊那郡高森町山吹1646番地11 TEL：0265-35-7795
概要	設 立：昭和57年7月14日 業 種：製造業 業務概要：航空機（ボーイング787等）のギャレー・ラバトリーの水周り部品を製造する。 当社は複合材料からなる航空機部品の製造に関する高度で多様な加工技術を有しており、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	山京インテック株式会社
住所	〒399-2563 長野県飯田市時又127 TEL：0265-28-5000
概要	設 立：昭和47年5月15日 業 種：製造業 業務概要：ボーイング787等におけるアクチュエーター部品等の製造を行う。 同社は航空機部品の製造について、特に精密な切削加工を行う点において、高い技術力と実績を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果、貢献することができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	三洋工具株式会社
住所	〒141-0032 東京都品川区大崎3丁目6番21号 TEL: 03-3490-6821
概要	設 立: 昭和40年4月15日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品製造に係る切削工具の製造等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	三和ロボティクス株式会社
住所	〒399-2431 長野県飯田市川路7576番地3 TEL：0265-48-6555
概要	設 立：昭和44年5月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》 別紙1-2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1-2関係
名称	シキボウ株式会社
住所	〒541-8516 大阪府大阪市中央区備後町三丁目2番6号 TEL：06-6268-5529
概要	設 立：明治25年8月25日 業 種：製造業 業務概要：同社の複合材料部長野出張所（上伊那郡箕輪町大字中箕輪字橋場 8673番）においてエンブレ190に搭載される航空機エンジンで使用する金属部品（アルミ部品、チタン部品）、金属接着部品及び複合材料部品の製造を行う。 長野出張所では、寸法検査工程、非破壊検査工程、塗装工程も行うため「ノコギリ発注」を解消し「リードタイム短縮」「コストダウン」が可能となり、ボーイング787等量産事業、ボーイング777X開発・量産事業の推進に効果を与える。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社JMC
住所	〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-5 住友不動産新横浜ビル1F TEL：045-477-5757
概要	設 立：平成4年12月18日 業 種：製造業 業務概要：航空機の装備品に係る各種センサー、アクチュエーター等各種部品の切削加工、航空機の機体小物部品の切削加工及び樹脂加工品の製造を行う。同社は航空機部品の製造について、高い技術力と実績を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果、貢献することができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社しなの工業
住所	〒395-3103 長野県下伊那郡高森町下市田3111番地1 TEL: 0265-48-8833
概要	設 立: 昭和45年11月6日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》 別紙1-2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》 別紙1-2関係
名称	株式会社 DAIKO TOOL
住所	〒800-0064 福岡県北九州市門司区松原1丁目7-7 TEL: 093-381-8876
概要	設 立: 平成5年11月27日 業 種: 製造業 業務概要: 同社の長野工場(飯田市下殿岡745番1)において、航空機エンジン及び機体部品の切削加工に使用される工具(エンドミル・ドリル)の研究開発・製造・再研磨の事業を行う。 同社が開発した航空機部材(難削材)専用エンドミルは、航空機の機体・エンジン部品の指定工具に認定登録されている。航空機部品の難削材加工において、長寿命改善を達成しコスト削減に貢献することにより、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	多摩川精機株式会社
住所	〒395-8515 長野県飯田市大休1879番地 TEL：0265-21-1800
概要	設 立：昭和13年3月3日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	多摩川パーツマニュファクチャリング株式会社
住所	〒395-0823 長野県飯田市大休1879番地 TEL：0265-48-6488
概要	設立：平成25年11月21日 業種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	多摩川マイクロテック株式会社
住所	〒395-0813 長野県飯田市毛賀1020番地 TEL：0265-23-3500
概要	設 立：平成23年3月21日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社都筑製作所
住所	〒389-0681 長野県埴科郡坂城町坂城6649-1 TEL: 0268-82-0841
概要	設 立：昭和19年6月23日 業 種：製造業 業務概要：航空機のエンジン部品の製造を行う。同社は精密加工について、高効率・高生産性・高精度を確保しながらも安定した品質を維持しており、高い技術力と実績を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果、貢献することができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社テク・ミサワ
住所	〒396-0001 長野県伊那市福島303 TEL: 0265-72-2918
概要	設 立: 昭和32年5月5日 業 種: 製造業 業務概要: 航空機(ボーイング787等)の補助翼・フラップの部品の製造を行う。同社は補助翼・フラップ部品の製造に長年携わっており、多種・少量・高品質・特殊形状の部品加工を売りにしており、高い技術力と実績を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果、貢献することができる。

注1)「名称」欄には、対象となる法人名又は個人名を記載してください。

注2)「住所」欄には、対象が法人である場合には本店の所在地(登記上の所在地)、個人の場合には事業を実施する場所を記載してください。

注3)「概要」欄の「設立」の日付は、登記上の「会社成立の年月日」を記載してください。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	長野鍛工株式会社
住所	〒381-0003 長野県長野市大字穂保字中之配291-1 TEL: 026-296-9201
概要	設 立：昭和28年5月19日 業 種：製造業 業務概要：エンジン部品の治具生産やエンジン部品の研究開発を行う。同社は金属加工に高い技術力を有しており、航空機部品の製造について、高い技術力と実績を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果、貢献することができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	ナカムラマジック株式会社
住所	〒399-4603 長野県上伊那郡箕輪町大字三日町493番地1 TEL: 0265-79-3880
概要	設 立: 昭和43年10月1日 業 種: 製造業 業務概要: 航空機(ボーイング787等)の空冷ヒートシンクを製造する。 同社は同業他社にない高度で多様な加工技術を有しており、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることのできる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》 別紙1-2関係
名称	株式会社南信精機製作所
住所	〒399-3705 長野県上伊那郡飯島町七久保815番地 TEL: 0265-86-3215
概要	<p>設立: 昭和35年4月1日 業種: 製造業</p> <p>業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等)の空調関連モータの部品を製造する。</p> <p>同社は金属プレス加工・樹脂成形加工及びそれらの複合品加工において他社より高度で多様な加工技術を有しており、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることのできる。</p> <p>平成29年1月19日～平成30年3月31日 効率的に製品を製造するため、樹脂を射出成形するための金型を自社で製作するために本社工場にマシニングセンタを導入する事業</p> <p>平成30年3月14日～ 生産力を上げ、航空機の空調関係モータに使用される部品の大幅増産に対応するために本社工場南東部の敷地内に新工場建屋を建設する事業</p>

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社NEXAS
住所	〒399-2565 長野県飯田市桐林2254番地293 TEL：0265-26-1320
概要	設 立：昭和54年12月27日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等）の翼部品及び駆動部ジョイント部品を製造する。当社は、JISQ9100（航空宇宙分野の品質マネジメント規格）を取得し、アルミの大物加工のほか、難削材の精密加工等において、同業他社より優れた加工技術を有しており、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	有限会社野中製作所
住所	〒399-2565 長野県飯田市桐林2660番地1 TEL：0265-26-1077
概要	設 立：昭和53年1月20日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社林精機
住所	〒395-0151 長野県飯田市北方1605番地1 TEL: 0265-56-3201
概要	設 立: 昭和39年10月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社ピーエーイー
住所	〒395-0813 長野県飯田市毛賀240番地2 TEL：0265-22-7808
概要	設 立：昭和48年2月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》 別紙1-2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》 別紙1-2関係
名称	平和産業株式会社
住所	〒108-0073 東京都港区三田2-2-18 TEL：047-435-2430
概要	設 立：昭和42年9月25日 業 種：製造業 業務概要：同社は、多種多様な工作機械を活用して、複合材料からなる航空機（ボーイング787及び777X）の機体部品及びエンジン部品の機械加工を行っている。 金属の切削加工では最先端の加工技術を有し、機械加工を中心に材料手配入手から部品の表面処理まで部品製作に必要な多工程を取り纏めて受注できるサービスを提供しており、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。 平成29年4月14日～平成30年3月31日 ボーイング777X機体部品及びエンジン部品製造工場の建設 令和元年8月1日～令和2年3月31日 ボーイング777X機体部品の製造

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	株式会社丸宝計器
住所	〒395-0805 長野県飯田市鼎一色303番地1 TEL：0265-23-3094
概要	設 立：昭和45年4月2日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社丸安精機製作所
住所	〒392-0016 長野県諏訪市豊田2443番2 TEL: 0266-52-3756
概要	設 立: 平成19年7月2日 業 種: 製造業 業務概要: 航空機(ボーイング787等)のフラップ部の部品を製造する。 同社は多種・少量・高品質・特殊形状の部品加工を強みとしているので、他社より優れた加工技術を有しており、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることのできる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係
名称	有限会社森脇精機
住所	〒395-0048 長野県飯田市滝の沢5827番地7 TEL：0265-23-0680
概要	設 立：昭和45年1月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社矢崎製作所
住所	〒395-0067 長野県飯田市羽場権現1172番地 TEL：0265-22-6564
概要	設 立：昭和48年10月9日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社ヨシカズ
住所	〒399-2561 長野県飯田市駄科1872番地1 TEL：0265-26-7878
概要	設 立：昭和57年9月1日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機部品の製造に関する事業等

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1-2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1-2関係
名称	アイティーオー株式会社
住所	〒434-0041 静岡県浜松市浜名区平口5480番地 TEL：053-584-1115
概要	設立：昭和38年11月1日 業種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787及び777X等）の主翼、胴体、尾翼用リブ等部品の製造を行う。同社は、航空機製造に活かすことができる独自の加工技術により、品質、納期、コスト面において、他社の追従を許さない優れた技術を有している。この技術は、航空機部品生産の多品種少量、短納期生産対応に非常に有益であることから、ボーイング787及び777X等の大幅な生産レートアップに対応することが可能となり、ボーイング787等量産事業及びボーイング777X開発・量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	有限会社岩倉溶接工業所
住所	〒427-0011 静岡県島田市東町2093番1 TEL：0547-37-4585
概要	設立：昭和60年12月27日 業種：製造業 業務概要：ボーイング777Xの量産化、低コスト化に向けて、特区における航空機部品の溶接メーカーが限られている中で、当該企業の多関節溶接ロボットを導入する取り組みは、特区の競争力向上に貢献できる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社エステック
住所	〒411-0907 静岡県駿東郡清水町伏見385番2 TEL: 055-972-7003
概要	設 立: 昭和46年4月1日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等)の機体部品及びロケットエンジン部品の製造を行う。同社は難削材の薄肉複雑形状を超精密に切削加工する技術において著しく優れており、30年間に渡る航空機メーカー等への納入実績がある。また、同社は全体の売上高において航空宇宙産業が約70%を占めており、稀有な存在である。これまでに、同社はボーイング787のブレーキシステムの量産品製造実績があることから、ボーイング787等のブレーキシステムに使用されるアクチュエーター部品等の機体部品の製造に加え、新たにボーイング787等のエンジンの小型・大型部品製造も行う。工具成型まで自社で手掛けるなど、独自の加工技術構築を推進するとともに、徹底した生産管理・品質管理を実施することで、「高精度・高品位」「生産性の向上」「コスト削減」を実現してきた。この技術は、多品種小ロット生産が求められている航空機部品生産の切削加工等に非常に有益であることから、ボーイング787等の大幅なレートアップに対応が可能となり、ボーイング787等量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	サカイ産業株式会社
住所	〒427-8512 静岡県島田市細島1349番1 TEL：0547-35-2727
概要	設 立：昭和30年2月4日 業 種：製造業 業務概要：ボーイング777Xの複合材料からなる部品の成形、加工、組立を行う。同社は40年以上にわたり複合材の生産に携わり、生産性、品質、納期において高い評価を得ていることから、ボーイング777Xの開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社桜井製作所
住所	〒431-3124 静岡県浜松市中央区半田町720 TEL：053-432-1711
概要	設 立：昭和25年10月 5日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787等）の胴体部品の製造を行う。 ボーイング787等の生産レートアップに伴い、多品種小ロット製品の短納期化、高品質化、コスト削減への要請が高まる中、同社は精密部品加工と工作機械製造のノウハウを併せ持つ高度な加工実績を有していることから、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	城北機業株式会社
住所	〒435-0057 静岡県浜松市中央区中田町467番 TEL: 053-461-2105
概要	設 立：昭和14年8月1日 業 種：製造業 業務概要：アルミのみならずチタンアルミやインコネルなどの難削材の切削技術を極め機体部品、装備品、エンジン部品加工の生産性向上に寄与することから、ボーイング777Xの開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社テクノ・モーターエンジニアリング
住所	〒438-0801 静岡県磐田市高見丘1231番地1 TEL：0538-38-6848
概要	設 立：昭和59年12月18日 業 種：製造業 業務概要：当社は、先端材料や難削材等の難易度の高い加工を強みにしており、金属加工においては、鉄系金属・非鉄金属・希少金属（チタン・マグネシウム・インコネル等）とありとあらゆる種類の加工をすることが出来る。現在では、アルミからCFRPといった難削材や新素材の加工技術の蓄積により、航空機器の部品製造やオートクレーブ装置の設計・製造までを手掛けている。ボーイング等に関わるアクチュエーター部品の製造を通じ、ボーイング787等量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係 《ボーイング777X開発・量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社 平安コーポレーション
住所	〒431-2103 静岡県浜松市浜名区新都田1丁目5番2号 TEL：053-428-5321
概要	設 立：昭和14年2月14日 業 種：製造業 業務概要：複合材料からなる航空機（ボーイング787、777X）部品の製造に係る工作機械の開発・製造・販売・アフターサービスを行う。 同社は20年以上にわたり航空機製造メーカ及び関連企業に部品加工用工作機械を納入しており、生産性、品質、アフターサービス等に高い評価を得ていることから、ボーイング787、777X関連部品の生産効率の向上、加工精度向上が可能となり、ボーイング787等量産事業、ボーイング777X開発・量産事業の推進に大きな効果を与えることができる。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《ボーイング787等量産事業》別紙1—2関係
名称	株式会社焼津精機
住所	〒425-0087 静岡県焼津市保福島1240番12 TEL: 054-627-0175
概要	設 立: 昭和42年4月18日 業 種: 製造業 業務概要: 複合材料からなる航空機(ボーイング787等)の機体部品の製造を行う。同社は最新鋭設備と加工治具の内製化により、品質、納期、コスト面において、著しく優れた技術を有しており、10年以上の航空機メーカーへの納入実績がある。この技術は、多品種小ロット生産が求められている航空機部品生産の切削加工等に非常に有益であることから、ボーイング787等の大幅なレートアップに対応が可能となり、ボーイング787等量産事業に大きな効果を与えることができる。

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月9日
地域協議会の構成員	<p>愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、坂祝町、川辺町、御嵩町、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、清水町、名古屋港管理組合、三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、株式会社SUBARU、東レ株式会社、川崎岐阜協同組合、ウイングフィールド株式会社、アイコクアルファ株式会社、愛知海運株式会社、株式会社青山製作所、曙工業株式会社、旭精機工業株式会社、熱田起業株式会社、荒川工業株式会社、株式会社池戸製作所、株式会社石川精工、石敏鐵工株式会社、イズテック株式会社、株式会社磯村製作所、伊藤鉄工株式会社、株式会社エアロ、大羽精研株式会社、大見工業株式会社、尾張精機株式会社、株式会社加藤カム技研、有限会社加藤精密工業、株式会社加福製作所、株式会社蒲郡製作所、株式会社カマタ製作所、木下精密工業株式会社、株式会社銀星、有限会社クズハラゴム、株式会社グローバル・アシスト、株式会社小池製作所、株式会社弘和テック、株式会社小坂鉄工所、株式会社近藤機械製作所、株式会社最新レーザ技術研究センター、株式会社三技、株式会社三光製作所、株式会社三光刃物製作所、三洋機工株式会社、株式会社真功社、シンフォニアテクノロジー株式会社、株式会社杉浦機械、株式会社スズキプレス、株式会社関山、株式会社高木化学研究所、高木工業株式会社、高砂電気工業株式会社、高須工業株式会社、玉川工業株式会社、株式会社タマリ工業、中部日本マルコ株式会社、株式会社TEKNIA、株式会社テックササキ、東南精機株式会社、東陽工業株式会社、東洋航空電子株式会社、東レハイブリッドコード株式会社、トーカロ株式会社、中村鉄工株式会社、株式会社中村鉄工所、名古屋品証研株式会社、南天工業株式会社、株式会社西村製作所、PDエアロスペース株式会社、ピーピージー・ジャパン株式会社、株式会社フジワラ、株式会社放電精密加工研究所、株式会社松浦、株式会社松江鉄工所、マツダ化工株式会社、株式会社松原製作所、株式会社瑞木製作所、三鷹製版株式会社、三菱ケミカル株式会社、三菱重工航空エンジン株式会社、株式会社美和製作所、明光工業株式会社、株式会社名光精機、株式会社モリタアンドカンパニー、株式会社山一ハガネ、株式会社山下工作所、輸送機工業株式会社、株式会社吉見製作所、菱輝金型工業株式会社、株式会社レーザックス、株式会社和田</p>

製作所、渡辺精密工業株式会社、株式会社IAC、アイギ工業株式会社、葵工機株式会社、旭金属工業株式会社、株式会社天野工業、株式会社岩田製作所、株式会社岩田鉄工所、岩戸工業株式会社、イワキ工業株式会社、APCエアロスペシャルティ株式会社、恵那機器株式会社、榎本ビーエー株式会社、株式会社オイダ製作所、株式会社大橋鉄工所、有限会社大堀研磨工業所、偕行産業株式会社、各務原航空機器株式会社、株式会社加藤製作所、株式会社加藤製作所、金属技研株式会社、株式会社郡上螺子、有限会社ケーテクニカ、近藤技研株式会社、株式会社信立、有限会社角野製作所、誠和工業株式会社、株式会社太平洋久世製作所、榎屋ティスコ株式会社、帝人株式会社、天龍コンポジット株式会社、徳田工業株式会社、鳥羽工産株式会社、有限会社名古屋路鉄工所、ナブテスコ株式会社、株式会社ナベヤ製作所、日電精密工業株式会社、日本プレス工業株式会社、株式会社服部精工、早川工業株式会社、早川精機工業株式会社、株式会社光製作所、有限会社フジワテック、株式会社ペテマス、株式会社マルケン工業、瑞浪精機株式会社、株式会社水野鉄工所、株式会社瑞穂製作所、名北工業株式会社、メイラ株式会社、株式会社ヤシマ、ヨシテック工業株式会社、株式会社和興、NTN株式会社、エバ工業株式会社、キクカワエンタープライズ株式会社、株式会社北岡鉄工所、航空機部品生産協同組合、真和工業株式会社、株式会社水貝製作所、大起産業株式会社、東洋工業株式会社、東洋精鋼株式会社、株式会社トピア、株式会社中村製作所、株式会社南条製作所、株式会社光機械製作所、光精工株式会社、株式会社FEED、扶桑工機株式会社、マコトロイ工業株式会社、三重樹脂株式会社、株式会社IHIエアロマニュファクチャリング、愛光電子株式会社、株式会社アップルハイテック、飯田精機株式会社、飯田精密株式会社、アイデアシステム株式会社、株式会社牛越製作所、有限会社大島電子、岡谷熟処理工業株式会社、株式会社小野製作所、加賀ワークス株式会社、株式会社共進精工、株式会社協電社、株式会社協和精工、クロダ精機株式会社、株式会社乾光精機製作所、KOA株式会社、コーエー精機株式会社、山京インテック株式会社、三洋工具株式会社、三和ロボティクス株式会社、株式会社JMC、シキボウ株式会社、株式会社しなの工業、新和工機株式会社、株式会社伸和工作、株式会社DAIKO TOOL、株式会社ダイヤ精機製作所、株式会社タカモリ、多摩川精機株式会社、多摩川テクノクリエイション株式会社、多摩川パーツマニュファクチャリング株式会社、多摩川マイクロテック株式会社、塚田理研工業株式会社、株式会社都筑製作所、株式会社ティーエー・システム、株式会社テク・ミサワ、株式会社デジタル・スパイス、長野鍛工株式会社、株式会社なかみつ、ナカムラマジック株式会社、株式会社南信精機製作所、CREST PRECISION株式会社、株式会社nittoh、日本ミクロン株式会社、株式会社NEXAS、有限会社野中製作所、株式会社ハイデックス、株式会社浜島精機、株式会社林精機、株式会社ピーエーイー、株式会社平出精密、平沢電機株式会社、平和産業株式会社、株式会社松本精密、有限会社丸高製作所、株式会社マルヒ、株式会社丸宝計器、株式会社丸安精機製作所、株式会社METALSMITH、有限会社森脇精機、株式会社矢崎製作所、株式会社ヤマト、大和電機工業株式会社、有限会社ユーズテック、有限会社横河計器製作所、株式会社ヨシカズ、アイティーオー株式会

	<p>社、アツミ工業株式会社、有限会社岩倉溶接工業所、株式会社エステック、株式会社オリオン工具製作所、金子歯車工業株式会社、サカイ産業株式会社、株式会社桜井製作所、SHODA株式会社、城北機業株式会社、株式会社中遠熱処理技研、株式会社テクノ・モーターエンジニアリング、浜松ホトニクス株式会社、富士工業株式会社、株式会社ブローチ研削工業所、株式会社平安コーポレーション、マシン・テック・ヤマシタ有限会社、株式会社焼津精機、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社八十二銀行、株式会社静岡銀行、株式会社清水銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社三十三銀行、株式会社百五銀行、株式会社京都銀行、株式会社百十四銀行、株式会社長野銀行、株式会社あいち銀行、株式会社名古屋銀行、諏訪信用金庫、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、浜松磐田信用金庫、沼津信用金庫、三島信用金庫、遠州信用金庫、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、知多信用金庫、豊川信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫、中日信用金庫、北伊勢上野信用金庫、桑名三重信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、長野県信用組合、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人中部経済連合会、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター、中部国際空港株式会社、名古屋商工会議所、国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学</p>
協議を行った日	書面による協議（令和7年3月11日）
協議会の意見の概要	意見なし
意見に対する対応	該当なし